

第5期川崎区地域福祉計画

平成30(2018)~32(2020)年度

つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区



平成30(2018)年3月

川崎市 川崎区

はじめに



川崎市は、昨年4月に、人口が150万人を超えるという大きな節目を迎えました。一方で、高齢化率は、20.1%（平成29年10月1日現在）と全国平均に比べますと、まだ若い都市といえます。

当面続く人口増加に対応しながら、その先に確実に訪れる人口減少、超高齢社会の到来を見据え、来るべき将来に向けて、今なすべきことにしっかりと取り組んでいくことが必要と考えています。

わが国では、核家族化など家族形態の変容に起因して、地域で課題を解決していく地域力や、お互いに支え合い、共生していくような地域の福祉力の低下の中で、「地域共生社会の実現」に向けた取組が進められています。

本市におきましては、国に先駆けて、高齢者だけでなくすべての市民を対象とした、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で、安心して暮らし続けることができる地域をめざした「地域包括ケアシステムの構築」に向けて取り組んでおります。

具体的には、医療・介護の連携とともに、地域の「互助」による仕組みづくりが重要であり、自分たちのまちに主体的に関わる市民が増えることが、地域の活性化と持続的な発展につながり、好循環につながっていくものと考えています。

今回、策定いたしました「第5期川崎市地域福祉計画」につきましては、福祉分野を中心とした関連行政計画を地域という視点で横につなぎ、住民の視点から地域福祉を推進することをめざすもので、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせるふるさとづくり」を基本理念に掲げています。

また、各区におきましても同様の計画を策定しておりますので、地域性に応じた施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

今後の本計画の推進に向けて、市民の皆さまのより一層の御理解・御協力をいただき、顔の見える関係づくりを進め、地域福祉を推進するとともに、福祉分野だけでなく、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した、本市における地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと存じます。

最後になりますが、今回の川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたり、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

川崎市長

福田 紀彦

目 次

序章 川崎市地域福祉計画について	1
1 計画の趣旨・期間	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の期間	3
2 計画の位置付けと関連計画との関係性	4
(1) 地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性	4
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	8
3 これまでの計画の進捗状況と課題	9
4 地域共生社会の実現に向けた動向	11
5 2025年を見据えためざすべき姿	13
(1) 地域福祉とは	13
(2) 地域福祉の対象者と担い手	14
(3) 2025年に向けて想定される課題とめざす姿	15
6 第5期計画期間における施策の方向性	17
(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方	17
(2) 計画の基本理念・目標	18
7 第5期計画の実施状況の点検・見直し	20
第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図	21
第1章 川崎区地域福祉計画策定にあたって	23
1 川崎区地域福祉計画とは	25
(1) 川崎区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨	25
(2) 地域包括ケアシステムの構築	26
(3) 川崎区社会福祉協議会との連携	27
(4) 計画策定の流れ	27
2 川崎区の地域の特色	28
(1) 川崎区の概況	28
(2) 各地区の特色	30
(3) 地域福祉マップ	31
(4) 数字でみる川崎区	33
(5) 川崎区はこんなまち	40
3 第4期計画の振り返り	41
基本目標1 誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくり	41
基本目標2 みんなで支え合えるまちづくり	42
基本目標3 分かりやすい支援体制と地域の資源を活用できる豊かなまちづくり	43

第2章 川崎区の地域福祉推進の取組	45
1 川崎区のめざす地域福祉	47
(1) 基本理念	47
(2) 基本目標	47
2 計画の体系	48
3 第5期計画の取組	50
基本目標1 つながりを育てる地域づくり	50
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり	62
基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり	76
第3章 第5期計画の推進体制	89
1 計画の推進体制	91
(1) 自助・互助・共助・公助による推進	91
(2) 川崎区社会福祉協議会との連携による推進	92
2 計画の進行管理	92
資料編	93
(1) 第5期川崎区地域福祉計画策定の経過	95
(2) 川崎区地域福祉計画推進会議委員名簿	96
(3) 川崎区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱	97
(4) 第4回川崎市地域福祉実態調査（川崎区の集計結果）	98
(5) 川崎区役所地域みまもり支援センター	100

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、以下の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成16（2004）年度から策定しており、今回が第5期となります。今回の第5期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

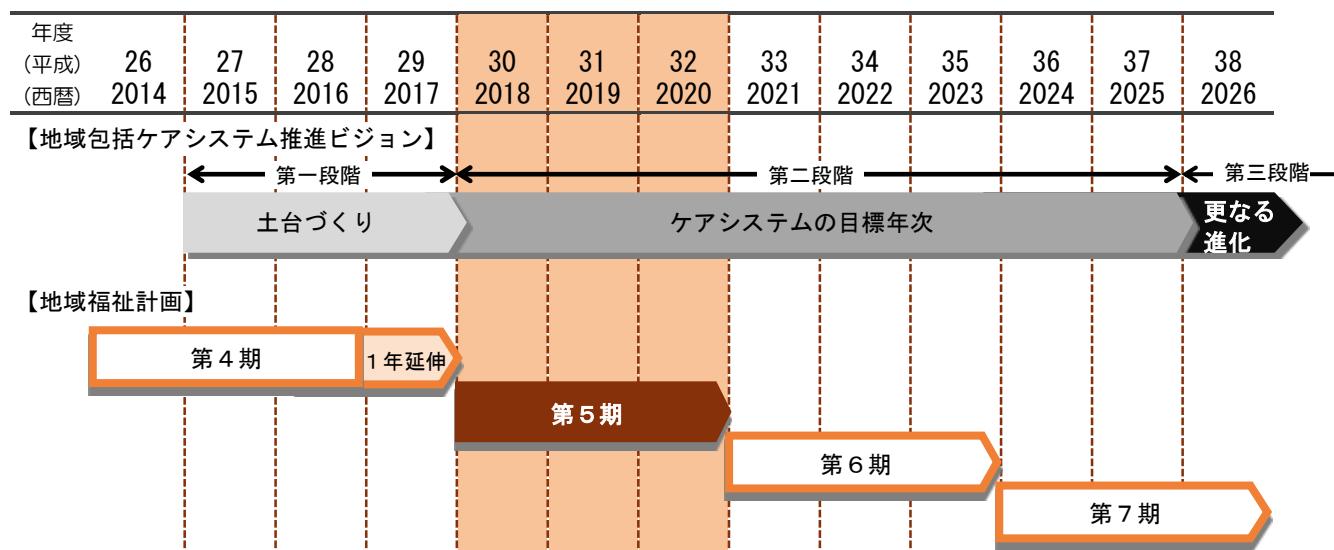
【計画策定における市民参加と合意形成】

計画策定にあたっては、市計画については、川崎市社会福祉審議会条例に定める川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、区計画については、各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、検討を進めました。

さらに、市民の御意見を広く反映していくため、各区説明会の開催、パブリックコメントなどを実施しました。

(2) 計画の期間

第5期地域福祉計画の計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間です。



なお、第4期計画については、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度までの3年間の計画でしたが、本市においては、平成27（2015）年3月に、地域包括ケアシステム構築に向けた関連行政計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進を図るため、1年間計画期間を延伸し、平成29（2017）年度までの計画として期間を変更しました。

2 計画の位置付けと関連計画との関係性

（1）地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性

高齢化率が21%を大きく上回る今後のわが国の超高齢社会においては、全国的に平成37（2025）年までに、75歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれ、本市においても、同様の傾向であるとともに、平成57（2045）年以降も、都市化する過程で移住してきた人々が高齢化していくことなどにより、さらに後期高齢者の増加が見込まれています。今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加や、それにより、疾病による入院リスクの高まりによる入院需要の増大が想定されます。

一方で、約6割の人が最期まで自宅で暮らし続けたいと願っているのに対し、実際に、自宅で亡くなる人は、全国と比較して若干高い水準ですが、約2割弱という状況です。

市民の希望に寄り添い、社会保障制度の持続可能性を高めるためには、高齢者等が自宅をはじめとした在宅で暮らし続けられるように、医療を在宅に届けられる仕組みづくりが重要と考えられます。

しかしながら、医療だけでは在宅で暮らし続けることはできず、「住まい」「生活支援」「医療」「介護」「予防」の5つの要素が包括的に、切れ目なく提供できるような環境整備が必要と考えられています。

国においては、こうした状況の中で、平成23（2011）年度の介護保険法改正により「地域包括ケアシステム」という考え方方が打ち出され、中学校区程度を念頭に、概ね30分以内に駆けつけられる日常生活圏域において、生活に必要な様々な要素が利用者のニーズに応じて適切に組み合わされ、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく一体的にサービス提供がなされる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。

本市においては、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成27（2015）年3月に関連個別計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

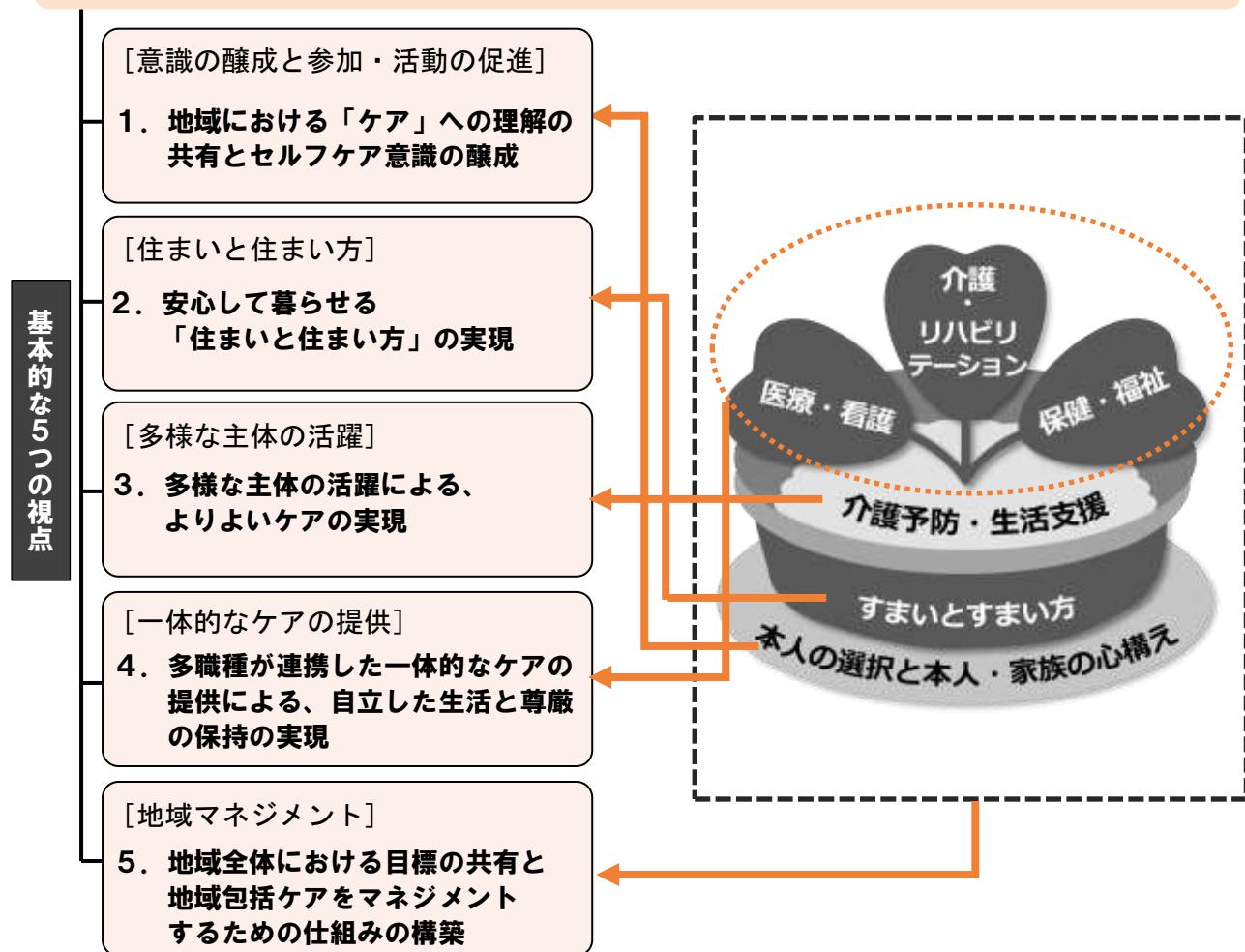
【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムによる

誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

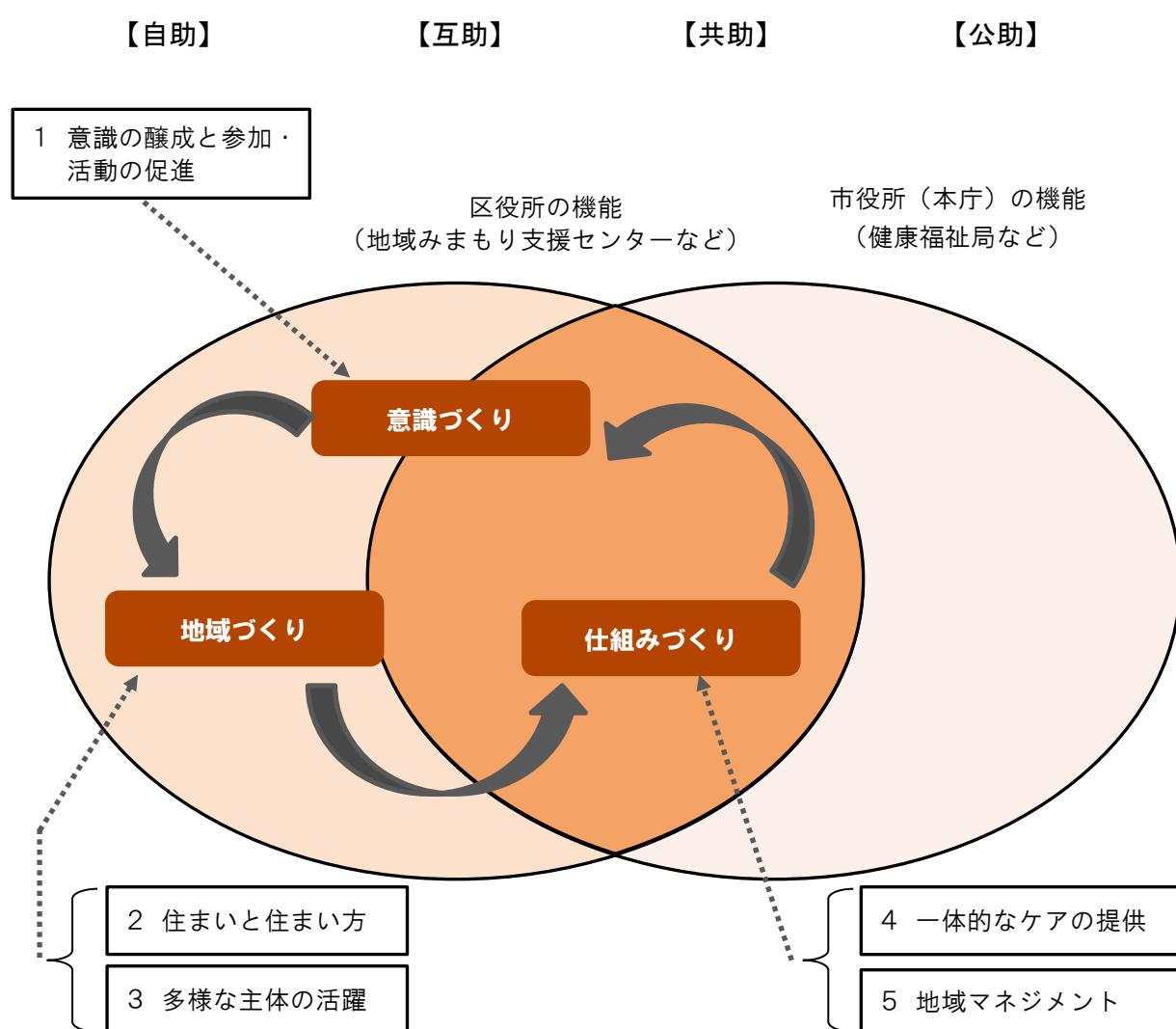


出典：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

さらに、本市においては、行政機関として、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、地域福祉の推進を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けて、それぞれの適切な役割分担により、一体的に取組を推進します。

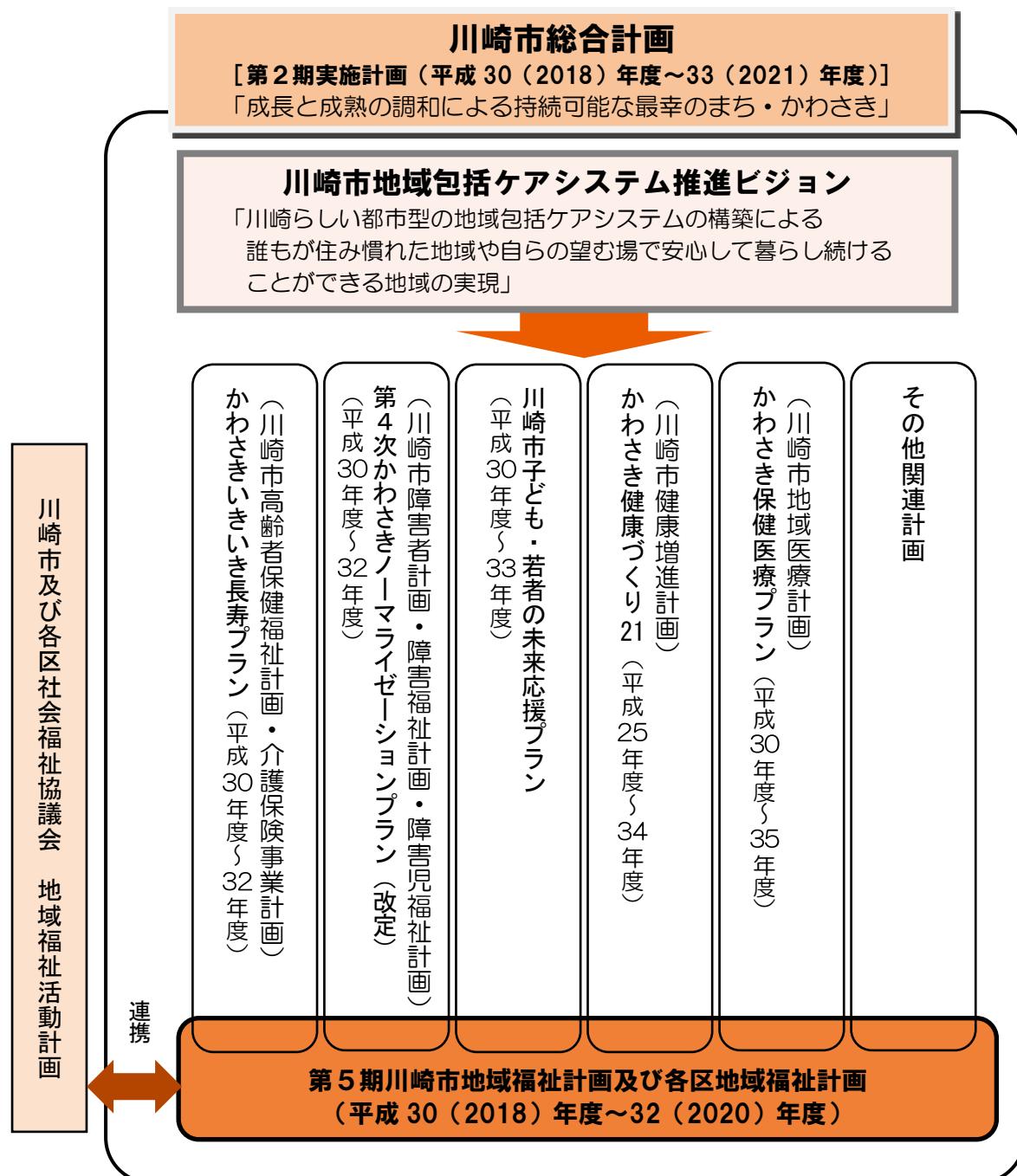
その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



こうした本市における地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら、地域福祉計画を策定し、本市における地域福祉の向上をめざします。

【第5期川崎市地域福祉計画の位置付け】



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する地域福祉計画と共に、地域福祉の推進を図ることを目的とする市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画があります。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

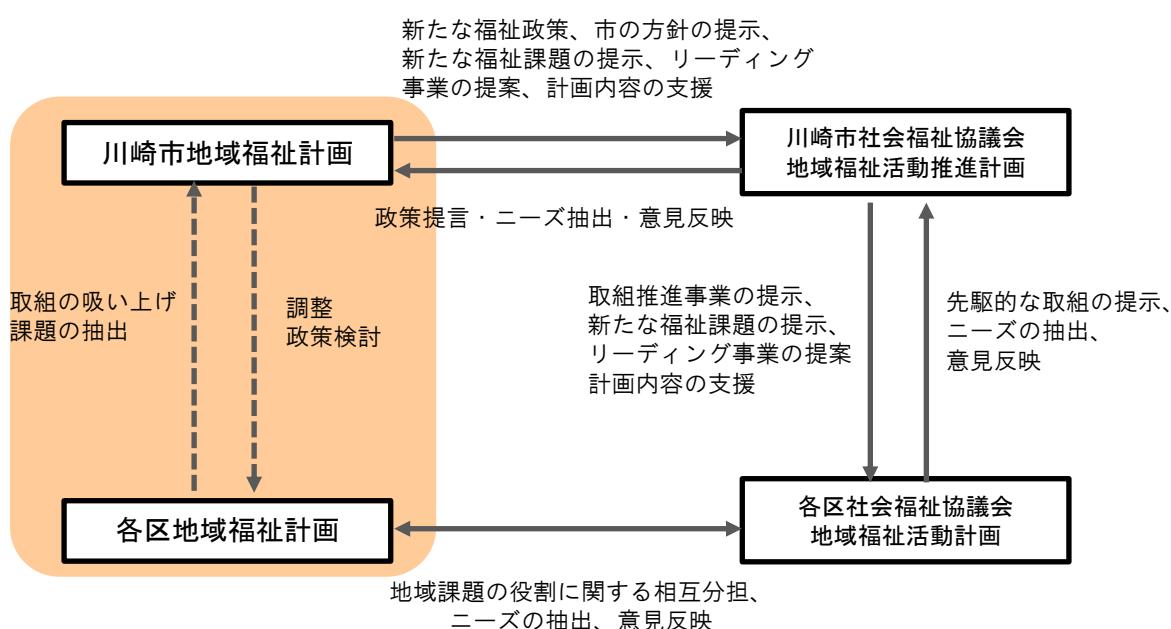
本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、計画を策定しました。

なお、「各区地域福祉活動計画」については、各区社会福祉協議会により、次期計画に向けて計画期間を調整していくとともに、事業展開においては、相互の連携の充実を図っていきます。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

3 これまでの計画の進捗状況と課題

第1期計画での取組（平成16（2004）～平成20（2008）年度 ※3年程度を目安に点検・見直し）

すべての人が地域の中で健やかに安心して生活が送れるように、その人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていく。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくり」

【基本目標】

- (1) いつまでも、誰でもが生き生きと自立した生活を送ることができる
- (2) 共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
- (3) 誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる



第2期計画への課題

- (1) 地域における人と人とのつながりの再構築
- (2) 社会福祉の変化への対応
- (3) 地域の実情に合った取組の推進

第2期計画での取組（平成20（2008）～平成22（2010）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- (1) サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- (2) 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制整備
- (3) 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備



第3期計画への課題

- (1) 社会の変化に対応した福祉サービスの提供とともに地域でのつながりの構築
- (2) 一人ひとりの自立を基本とした社会福祉の仕組みの変化への対応
- (3) 市民の活動の活発化と連携した仕組みづくり

第3期計画での取組（平成23（2011）～平成25（2013）年度）

住み慣れた地域の中で、安全・安心で自立した生活が送れ、人と人との支え合いや助け合いなどの共助を育み、すべての人が生きがいを持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりを市民と共にめざす。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- (1) サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- (2) 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- (3) 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備



第4期計画への課題

- (1) 孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- (2) 地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- (3) 防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

第4期計画での取組（平成26（2014）～平成29（2017）年度）

誰もが生き生きと自立した生活を実現し、人と人との支え合いや助け合いを育み、効果的なサービス提供と住民・団体・企業などの多様な主体が連携した、「自立と共生の地域づくり」を進める。

【基本理念】「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」

【基本目標】

- (1) サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- (2) 保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- (3) 地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備



第5期計画への課題

- (1) 孤立、虐待、ひきこもりなどの社会問題に対する対応
- (2) 地域の困りごとを地域で解決するための仕組みづくり
- (3) 防災・防犯による安心・安全に暮らせる地域づくり

4 地域共生社会の実現に向けた動向

わが国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。

しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の施策展開だけでは対応が難しい面が表出しています。言い換れば、制度が対象としない生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

こうした中で、平成 28（2016）年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられています。

厚生労働省では、平成 28（2016）年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていくことをめざしています。

具体的には、地域づくりの取組の支援とともに、個々の課題を持った住民に対して、福祉サービスへつなぐことも含めて、個人を「丸ごと」支援できる総合相談支援体制が必要となっています。

本市においては、これに先駆けて、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、平成 28（2016）年4月に、各区役所保健福祉センター内に、地域みまもり支援センターを設置しました。地域みまもり支援センターにおいては、保健福祉センター内の各部署と連携し、高齢者、障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアの必要がない人など、すべての住民を対象として、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図り、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携を強化するとともに、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、こども家庭センター、地域子育て支援センターなどの専門相談支援機関等をはじめとした地域における多様な主体との円滑な連携の推進をめざしています。

さらに、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、市内の保健・医療・福祉分野だけでなく、産業、教育分野などの多様な関係機関による顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、主体的な連携の仕組みづくりを進めています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超えて、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

出典：厚生労働省資料をもとに作成

5 2025年を見据えためざすべき姿

(1) 地域福祉とは

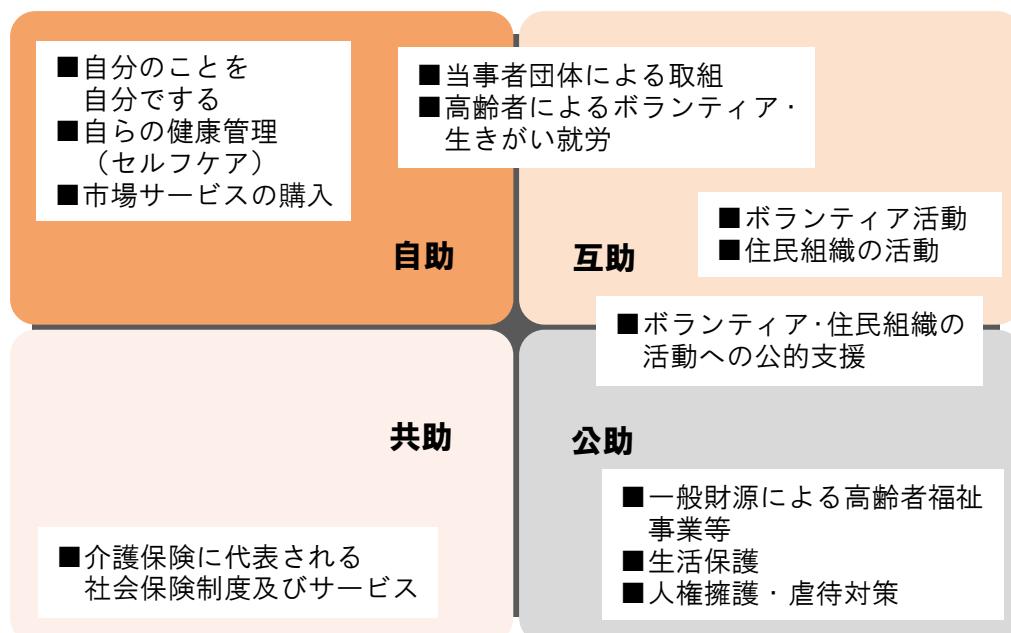
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て、解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(参考) 「川崎市自治基本条例」の要旨

自治の基本理念—市民自治

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立をめざす「市民自治」について規定しています。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意によって確立した自治体（川崎市）に自らの代表を送り、市政に参加し、市の仕事を監視することなどにより、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対等で相互協力の関係に基づいた自律的な運営によって保障される「団体自治」とによって確立されるものとしています。

さらに、川崎市自治基本条例では、①市政に関する情報を共有する「情報共有の原則」、②市民の参加の下で市政が行われる「参加の原則」、③暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行う「協働の原則」の3つの基本原則を掲げています。

(3) 2025 年に向けて想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は 29 万 4 千人（平成 28 年 10 月 1 日現在）ですが、2025 年には 34 万人まで増加することが見込まれます。特に、75 歳以上の後期高齢者については、13 万 9 千人から、2025 年には約 20 万人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、2025 年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めていくことをめざしています。そのため、2025 年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源」のテーマごとに、課題とめざすべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組んでいき、大枠として、2025 年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【2025（平成 37）年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と 2025（平成 37）年に向けて想定される課題	2025（平成 37）年に向けてめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○単身世代・夫婦のみ世帯・ひとり親世代・孤立している子育て世代・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的機関は、基本的な役割を担いながら、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。 ○日ごろからの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。

	現状の課題と 2025（平成37）年に向けて想定される課題	2025（平成37）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。
次世代育成	○地域のつながりが希薄化している中で、住民が自ら暮らしている地域に関心を持ち、市民参加が進んでいくような取組を広げていくことが必要となっている。 ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

6 第5期計画期間における施策の方向性

(1) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

本市における地域福祉計画推進においては、人口 150 万人を超える中で、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なるため、市域全域で考えることは難しく、これまで計画づくりにおいても市計画及び各区計画を策定してきました。

また、生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましく、今般の計画においては「区域」を第1層とし、これまで、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする「地域ケア圏域」を第2層と整理しました。さらに、より小規模な地域で考えていくことも重要であり、概念的に「小地域」として第3層と整理しました。

今回の整理においても、第1層よりも小さいエリアについては、同じ階層であっても実際のエリアが異なっているケースもありますが、地域の実情に応じて、圏域ごとの取組がより一層進められていくように検討していく必要があります。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会（約 650） 小学校区（約 110 校区） など	（例示） ・町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・P T A を中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。 など
第2層	地域ケア圏域（中学校区程度） (50 圏域程度) 人口平均 30,000 人程度 いこいの家（48 か所） 地域包括支援センター(49 か所) こども文化センター（58 か所）	・地域包括支援センターやいこいの家など、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。
第1層	区域（7 区） 人口 16 万人～25 万人程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約 150 万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

(2) 計画の基本理念・目標

第5期計画では、第4期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～」を基本理念としました。さらに、①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つの基本目標を掲げ、地域福祉の向上を推進します。

また、施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、本市の地域包括ケアシステム推進ビジョンに掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・生きがいづくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせて利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供することをめざします。さらに、広く福祉に関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上・人材確保に向けた研修の実施、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

今日、災害時の避難支援、一人暮らし高齢者等の見守り、虐待への適切な対応、生活困窮者の自立支援など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、こうした今日的な課題に特化した形での取組をこれまでの地域力を活かしながら推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、施策の推進の中でも、他分野との連携のとれた施策展開を図ります。

7 第5期計画の実施状況の点検・見直し

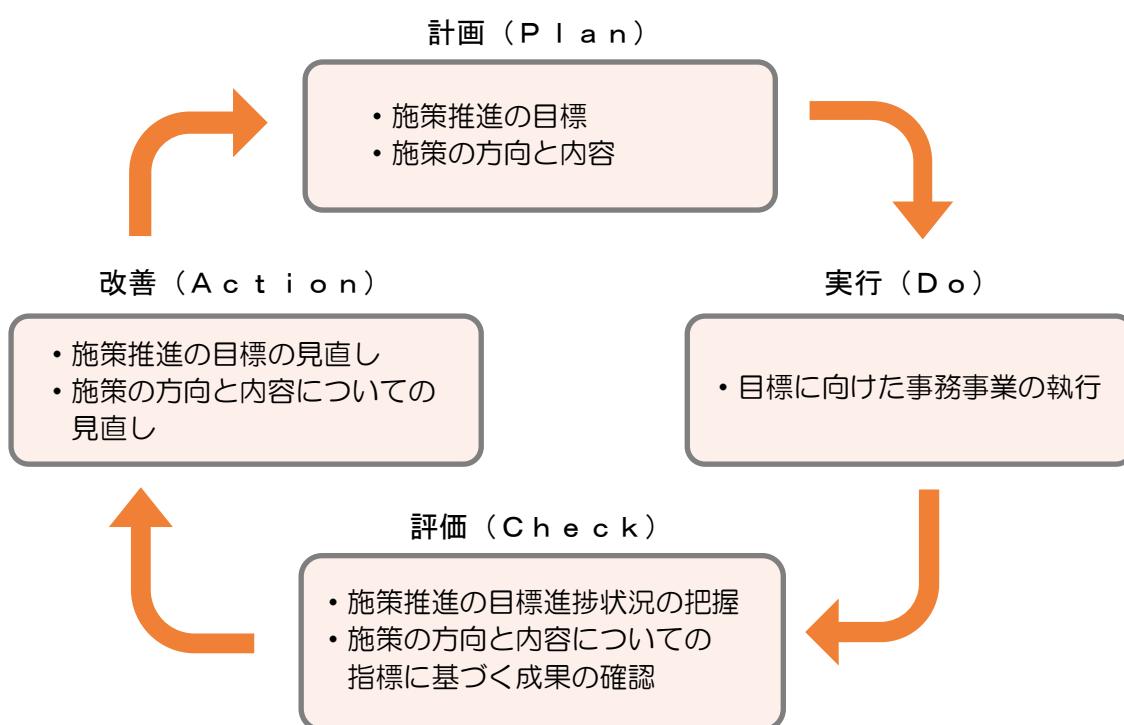
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、川崎市地域福祉計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

あわせて、各区地域福祉計画について、川崎市地域福祉計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に計画を策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第5期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、同地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、P D C Aサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続してしていくことにより、次期計画（平成 33（2021）～平成 35（2023）年度）の策定につなげます。

【P D C Aサイクル】



第5期川崎市地域福祉計画の施策体系図

基本理念

**市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる　ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～**

施策の展開に向けた4つの基本目標

1 住民が主役の地域づくり

(1) 誰もが参加できる健康・いきがいづくり

- ①健康づくり事業
- ②介護予防事業
- ③生涯現役対策事業
- ④生活習慣病対策事業
- ⑤食育推進事業

(2) 地域福祉活動への参加の促進

- ①民生委員児童委員活動育成等事業
- ②老人クラブ育成事業
- ③高齢者就労支援事業
- ④青少年活動推進事業
- ⑤地域における教育活動の推進事業

(3) ボランティア・NPO活動等の支援

- ①市民活動支援事業
- ②ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③NPO法人活動促進事業
- ④地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤地域振興事業
- ⑥地域福祉コーディネート技術研修

(4) 活動・交流の場づくり

- ①地域福祉施設の運営（総合福祉センター、福祉パル）
- ②いこいの家・いきいきセンターの運営
- ③こども文化センター運営事業
- ④地域の寺子屋事業

2 住民本位の福祉サービスの提供

(1) 福祉に関する情報提供の充実

- ①地域子育て支援事業
- ②老人福祉普及事業
- ③福祉サービス第三者評価事業
- ④地域福祉情報バンク事業

(2) 包括的な相談支援ネットワークの充実

- ①地域包括支援センターの運営
- ②障害者相談支援事業
- ③児童生徒支援・相談事業
- ④母子保健指導・相談事業

(3) 保健・福祉人材の育成

- ①福祉人材確保対策事業
 - ・福祉人材バンク事業
 - ・福祉人材確保支援事業
 - ・福祉人材就労支援事業
 - ・人材開発研修センターの運営 他

(4) 権利擁護の取組

- ①権利擁護事業
 - ・あんしんセンター運営の運営支援
 - ・成年後見制度推進事業
- ②人権オンブズパーソン運営事業
- ③女性保護事業
- ④子どもの権利施策推進事業

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

(1) 災害時の避難支援体制づくりの推進

- ①災害救助その他援護事業
 - ・災害時要援護者対策事業
 - ・大規模災害被災者等支援事業
 - ・被災者等支援事業

(2) 一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの推進

- ①地域見守りネットワーク事業
- ②ひとり暮らし支援サービス事業
- ③高齢者生活支援サービス事業

(3) 虐待への適切な対応の推進

- ①高齢者虐待防止対策事業
- ②障害者虐待防止対策事業
- ③児童虐待防止対策事業

(4) 生活に困難をかかえる人の自立支援

- ①生活保護自立支援対策事業
- ②生活困窮者自立支援事業
- ③ひとり親家庭の生活支援事業
- ④子ども・若者支援推進事業
- ⑤更生保護事業

(5) ひきこもり対策等の推進

- ①社会的ひきこもり対策事業
- ②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

4 連携のとれた施策・活動の推進

(1) 保健・医療・福祉の連携

- ①がん検診等事業
- ②妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③在宅医療連携推進事業

(2) 市民・事業者・行政の協働・連携

- ①地域包括ケアシステム推進事業
- ②認知症高齢者対策事業
- ③社会福祉審議会の運営
- ④地域福祉計画推進事業
- ⑤多様な主体による協働・連携推進事業
- ⑥居住支援協議会の運営

(3) 社会福祉協議会との協働・連携

- ①社会福祉協議会との協働・連携

**川崎区地域福祉計画
策定にあたって**

第1章

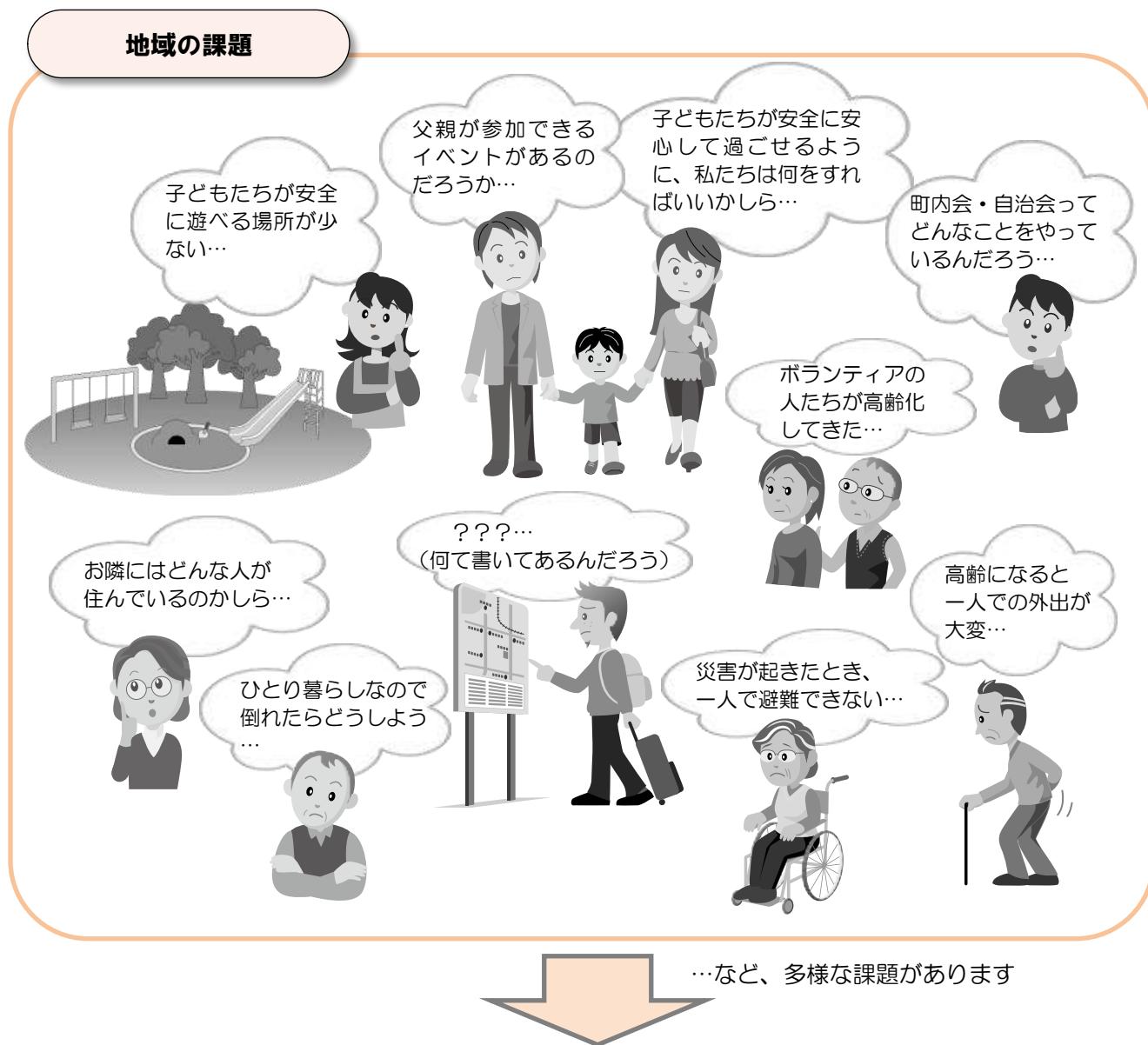
1 川崎区地域福祉計画とは

(1) 川崎区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨

「川崎区地域福祉計画」は、区民が抱える生活課題に区民自らが主体となって、地域全体で取り組む計画です。市全体の課題解決に取り組む「川崎市地域福祉計画」のもと、より地域に密着した支え合いの仕組みをつくり、暮らしやすいまちづくりをめざします。

地域における支え合いの仕組みをつくるには、地域の課題を拾い上げ、整理し、地域の特性に応じた取組が必要となります。

川崎区では、近年大規模マンションの建設が進み、若い世代の転入者が多くなっています。また、外国人住民人口やひとり暮らし高齢者も市内で最も多くなっており、健康問題や孤立化、育児や災害に対する不安、貧困問題など生活課題も多様化し、複雑になっています。



これらの課題を解決するためには、区民、福祉関係団体、行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、地域活動団体やボランティアの活動、公的サービスなどを組み合わせていくことが必要です。

自分でできることは自分で取り組み(自助)、町内会・自治会などの地縁組織や近所の人、ボランティア等により助け合い(互助)、医療サービスや介護保険サービスなどの制度を利用し(共助)、行政はこれらの活動を支援し、社会福祉サービスが的確に届けられるようにする(公助)など、相互にバランスよく機能するよう、「川崎区地域福祉計画」を策定します。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

川崎市では、すべての地域住民を対象として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進のために、平成28(2016)年4月、各区保健福祉センターの中に「地域みまもり支援センター」を設置しました(詳細は、資料編「(5) 川崎区役所地域みまもり支援センター」に記載しています)。

川崎区では、地域包括ケアシステムの構築に向けて多職種による地域づくりと個別支援を進めています。また、地域の多様な主体とのネットワークにより、地域の課題等について情報共有を図り、顔の見える関係づくりに取り組んでいます。



(3) 川崎区社会福祉協議会との連携

川崎区社会福祉協議会では「川崎区地域福祉活動計画」を策定しています。

「川崎区地域福祉活動計画」は、地域住民や地域において社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業を行う団体が協力して、地域福祉を推進していくための民間の活動・行動計画です。

第5期計画の策定では、「川崎区地域福祉活動計画」と計画期間を合わせ、地域福祉事業の展開においてその機能と役割が互いにより一層発揮できるよう、共通の理念と目標を掲げるなど、策定段階から一体的に進めてきました。

(4) 計画策定の流れ

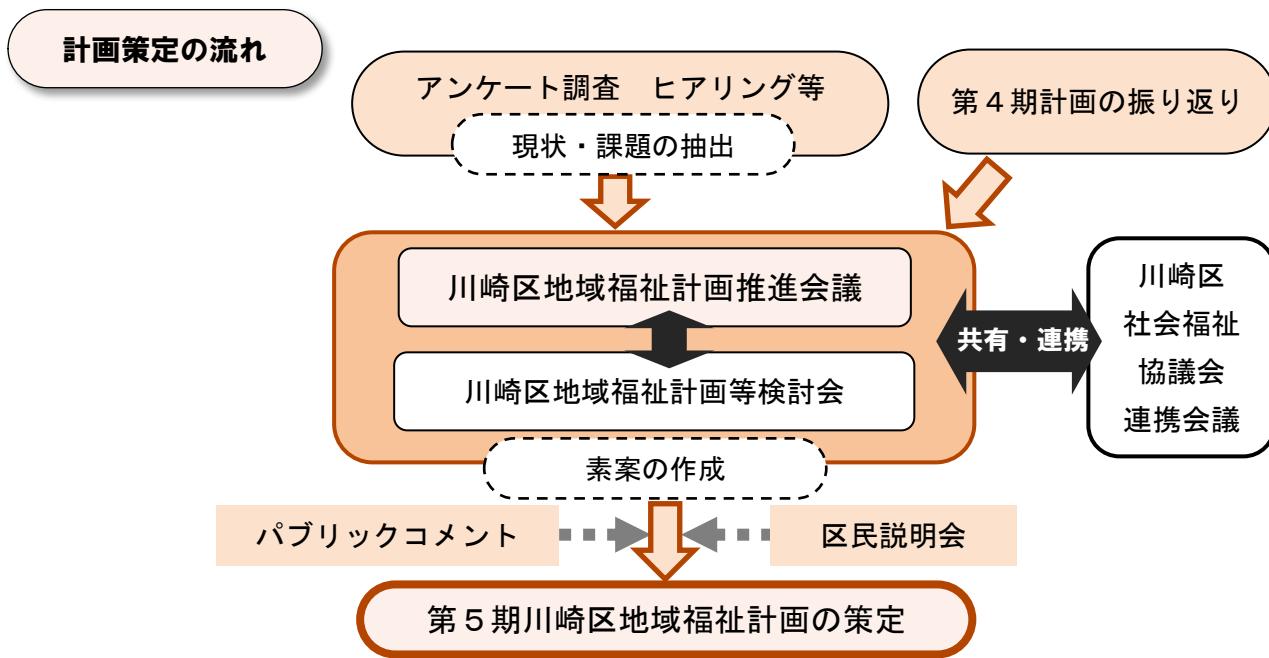
区民が主体となる計画を策定するにあたり、まず、第4期計画の振り返りを行うとともに、区民や地域福祉活動に携わっている機関・団体へのアンケート調査などで、地域の現状や課題の掘り起こしを行いました。

そこで出た課題や現状を踏まえて、区内の各種団体を代表する委員などから構成される「川崎区地域福祉計画推進会議」で、様々な視点から川崎区の地域福祉の推進に向けた理念や基本目標、取組のあり方などを検討しました。

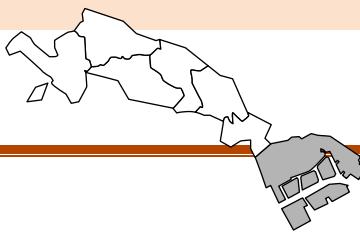
それをもとに行行政職員による「川崎区地域福祉計画等検討会」において具体的な取組、役割分担などを検討し、推進会議とともに計画の素案を作成しました。

また、川崎区社会福祉協議会との連携会議において検討を重ね、お互いの取組を計画に反映させました。

さらに計画素案をパブリックコメント*や区民説明会で公表し、区民の意見を踏まえて検討の上、この計画を策定しました。



* パブリックコメント：市民生活に重要な政策等を定める際に、これらの案や関連資料をあらかじめ公表して、広く市民から意見や情報を募集することを「パブリックコメント手続」（意見公募手続）と言います。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられます。



2 川崎区の地域の特色

(1) 川崎区の概況

川崎区は川崎市の最も南東に位置しており、幸区、東京都大田区、横浜市鶴見区に隣接しています。

北側には多摩川が流れ、南東側は東京湾に面し、JR川崎駅及び京浜急行線京急川崎駅を起点に東側の東京湾に広がった地形をしています。

主要道路としては、第一京浜（国道15号線）、産業道路、首都高速神奈川1号横羽線・6号川崎線・湾岸線が通っています。

戦後、臨海部では重化学工業地帯が形成され、工場からの大気汚染による公害の問題など様々な都市問題が生じました。その後、多くの工場が移転しましたが、現在では、浮島・扇島での太陽光発電所（メガソーラー）の運転開始、環境学習施設「かわさきエコ暮らし未来館」の開館など、環境配慮に向けた取組が進むとともに、過去の環境問題の克服の過程で培われた高度な環境関連技術が集積し、世界的なハイテク企業や研究開発機関による先端産業の研究開発が進められています。

殿町地区は羽田空港と近接していることから、国際戦略拠点「キング スカイフロント」として、ライフサイエンスや環境分野などの先端技術の研究開発が進められています。また、近年では、臨海部の工場や事業所をはじめとした生産現場を訪れる産業観光の取組が、新たな魅力として脚光を浴びています。

市内で海に面しているのは川崎区だけであり、浮島や東扇島などの埋立地には公園が整備されています。市内唯一の人工海浜「かわさきの浜」を有し、災害時には広域防災拠点の役割も担う東扇島東公園や、展望室からの夜景が「日本夜景遺産★」に認定された川崎マリエンなどが区民の憩いの場所になっています。

市の玄関口である川崎駅東口周辺は、商業やサービス業の中心となっています。平成30（2018）年2月には、駅周辺の利便性をよくするため北口自由通路が開通しました。駅から少し離れると、東海道川崎宿★、川崎大師などの歴史的資源が多くあります。「東海道かわさき宿交流館」は、歴史や文化を継承するとともに、地域活動・地域交流拠点として活用されています。

また、富士見地区では、富士通スタジアム川崎など、スポーツを通した地域交流も盛んであり、平成29（2017）年10月には、川崎市スポーツ・文化総合センター「カルツカワサキ」が開館し、スポーツ・文化・レクリエーションの活動拠点となることをめざしています。

* 日本夜景遺産：民間の組織である日本夜景遺産事務局が選定する日本の夜景地で、芸術的価値を有すること、土地柄が表れていること、所在地に大きな文化的影響を与えていていること等の基準に基づいて選定されています。

* 東海道川崎宿：江戸時代に設けられた宿場町のひとつで、東海道の往来者や川崎大師への参詣客で栄えました。川崎宿ができるから400年目にあたる2023年に向けて、市民と行政の協働組織「東海道川崎宿2023」が東海道川崎宿の歴史や文化を活かしたまちづくりを進めています。

このように川崎区は、歴史・文化・産業などの魅力ある地域資源が豊富なまちです。また、外国人住民人口が市内で最も多く、多文化共生★のまちとしての特性もみることができます。



* 多文化共生：国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことです。

(2) 各地区の特色

① 川崎地区（区役所管内）

古くは東海道五十三次の宿場町として栄えたことから、歴史的地域資源★が多く残る地区です。川崎駅、京急川崎駅を中心に商業施設が多く、市役所・区役所、金融機関、文化施設などが集まり、市の行政、経済の中心となっています。

集合住宅に住む割合は3地区の中で最も高く、6割を超えています（「第4回川崎市地域福祉実態調査」平成28（2016）年度）。

外国人住民人口の多い川崎区の中でも、その割合が特に高い地区でもあります。



旧東海道

② 大師地区（大師支所管内）

川崎大師平間寺の門前町として発展した歴史を持ち、川崎大師を中心とした下町情緒にあふれる地域の残る地区です。工場移転の跡地にはマンションが建設され、子育て世代を中心に転入が増えており、中瀬、大師河原では年少人口割合が約20%となっています。



川崎大師平間寺

③ 田島地区（田島支所管内）

京浜工業地帯の中心となり、そこに働く人々の住宅地として形成された地区で、一戸建ての持ち家率が3地区で最も高く（「第4回川崎市地域福祉実態調査」平成28（2016）年度）、高齢化率も最も高くなっています。

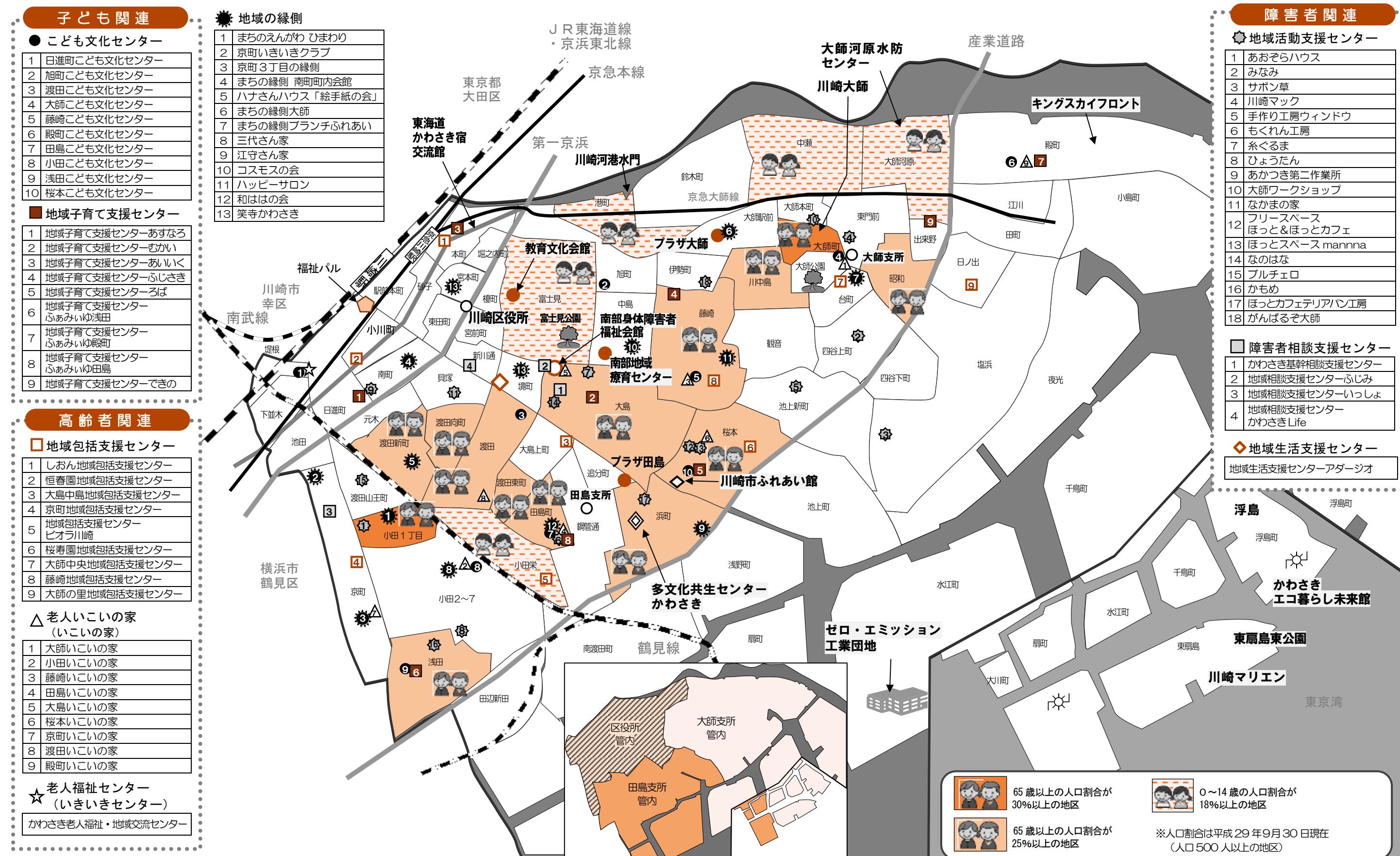
川崎地区に次いで外国人住民人口の割合が高く、コリアタウンと呼ばれるエリアもあります。



コリアタウン

* 地域資源：地域に存在する特徴的なものの総称で、河川、農地や風景などの自然資源だけでなく、人材や歴史的建造物、伝統文化、情報、知識なども地域資源とされています。

(3) 地域福祉マップ



まちの施設案内 (平成30年4月1日現在)

施設名	住所	電話番号
○ 川崎区役所	東田町8 パレールビル	201-3113(総合案内)
○ 大師支所	東門前2-1-1	271-0130(総合案内)
○ 田島支所	鋼管通2-3-7	322-1960(総合案内)
● 教育文化会館	富士見2-1-3	233-6361
● 教育文化会館大師分館 (プラザ大師)	大師駅前1-1-5川崎大師 パークホームズ2階	266-3550
● 教育文化会館田島分館 (プラザ田島)	追分16-1カルナーザ川 崎4階	333-9120

◆ 福祉パル

地域住民の福祉活動の場の提供、各種講習会の開催、車椅子などの貸出、福祉の相談広報活動等、地域福祉活動の総合的拠点施設です。

福祉パルかわさき 日進町1-11川崎ルフロン8階 246-5500

○ 児童相談所

子ども(18歳未満)のより健やかな成長のために、児童福祉法に基づき設置された専門相談機関です。相談内容に応じ、心理検査や医師の診断、家庭訪問、一時保護、児童擁護施設等への入所、里親委託等を必要時行う機関です。

川崎市こども家庭センター 幸区鹿島田1-21-9 542-1234

● こども文化センター

こども文化センターは、地域児童の遊びの拠点として設置されています。また乳幼児の子育て支援や市民活動の地域拠点の場としても利用できます。

日進町こども文化センター	堤根34-15(ふれあいプラザ かわさき3階)	230-1818
旭町こども文化センター	旭町2-1-5	222-1451
渡田こども文化センター	渡田1-15-5	344-7425
大師こども文化センター	大師公園1-4	266-8874
藤崎こども文化センター	藤崎4-17-6	222-7711
殿町こども文化センター	殿町1-18-13	277-7660
田島こども文化センター	田島町20-23	366-2806
小田こども文化センター	小田2-16-9	355-3754
浅田こども文化センター	浅田3-7-10	366-0271
桜本こども文化センター	桜本1-5-6(川崎市ふれあい館内)	276-4800

■ 地域子育て支援センター

親子の遊び場を提供しながら、子育てに関する相談や情報提供、催しを行い地域の子育て支援を行っています。開所日時は各センターによって異なります。

地域子育て支援センター あすなろ	日進町20-3	221-7037
地域子育て支援センター むかい	大島4-17-1(仮施設に移転中)	244-7730
地域子育て支援センター あいいく	本町1-1-1	222-7555
地域子育て支援センター ふじさき	藤崎1-7-1	211-1357
地域子育て支援センター ろば	桜本1-5-6	276-4801
地域子育て支援センター ふあみいゆ浅田	浅田3-7-10	223-6905
地域子育て支援センター ふあみいゆ殿町	殿町1-18-13	201-6322
地域子育て支援センター ふあみいゆ田島	田島町20-23	201-9566
地域子育て支援センター できの	出来野6-7	201-1146

施設名	住所	電話番号
-----	----	------

□ 地域包括支援センター

住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるように、介護・医療等のサービスを利用できるよう総合的な相談ができ、介護予防のためのケアプランの作成などの支援も受けられる機関です。

しおん地域包括支援センター	本町1-1-1	222-7792
恒春園地域包括支援センター	小川町10-10	211-6313
大島中島地域包括支援センター	大島上町18-1 サニークレイン2階	276-9901
京町地域包括支援センター	京町2-15-6神和ビル3階	333-7920
地域包括支援センタービオラ川崎	小田栄2-1-7	329-1680
桜寿園地域包括支援センター	桜本2-39-4	287-2558
大師中央地域包括支援センター	台町26-7	270-5112
藤崎地域包括支援センター	藤崎4-20-1矢口ビル1階	270-3215
大師の里地域包括支援センター	日ノ出2-7-1	266-9130

△ 老人いこいの家(いこいの家)

地域の健康なお年寄りのふれあいやいきがいの場としての機能に加え、虚弱なお年寄りを地域で支え合い、助け合っていくための福祉活動の拠点機能を併せもつ施設です。

大師いこいの家	大師公園1-4	277-7979
小田いこいの家	小田2-16-9	344-3387
藤崎いこいの家	藤崎4-17-6	222-7773
田島いこいの家	田島町20-23	366-2811
大島いこいの家	大島1-9-6	233-8867
桜本いこいの家	桜本2-5-2	277-5125
京町いこいの家	京町3-12-2	344-0184
渡田いこいの家	渡田4-12-20	366-4075
殿町いこいの家	殿町1-20-15	287-9108

☆ 老人福祉センター(いきいきセンター)

高齢者の身上や生活など各種の相談に応じるとともに、教養の向上やレクリエーションのための施設利用等に便宜を図っています。

かわさき老人福祉・地域交流センター	提根34-15	233-5592
-------------------	---------	----------

◆ 地域の縁側

誰もが気軽に立ち寄って、近所の人等と交流できる場です。開催日時・内容は会場により異なります。

- ・まちのえんがわ ひまわり(小田1丁目)
- ・京町いきいきクラブ(京町小学校体育館)
- ・京町3丁目の縁側(京町3丁目町内会館)
- ・まちの縁側 南町町内会館(南町町内会館)
- ・ハナさんハウス「絵手紙の会」(渡田新町2丁目)
- ・まちの縁側大師(プラザ大師)
- ・まちの縁側プランチふれあい(旧大師健康プランチ)
- ・三代さん家(小田2丁目)
- ・江守さん家(浜町4丁目)
- ・コスモスの会(中島商店街)
- ・ハッピーサロン(藤崎3丁目)
- ・和ははの会(たじま家庭支援センター)
- ・笑寺かわさき(幸福寺又はビバース境町)

問い合わせは川崎区役所保健福祉センター地域ケア推進担当 201-3202

施設名	住所	電話番号
-----	----	------

◆ 地域活動支援センター

障害者が社会参加への機会を得るという目的で生活支援及び就労訓練などを行っている施設です。

あおぞらハウス	小田1-1-21	366-8578
みなみ	四谷上町12-25 エスボフジョシ102	276-5049
サボン草	塩浜2-21-3	288-5159
川崎マック	東門前2-2-10	266-6708
手作り工房ウインドウ	池上新町2-8-5木戸ビル1階	277-3113
もくれん工房	田島町22-12 打矢ビル1階	355-6123
糸ぐるま	大島1-3-6 Mレジデンス1階	222-0669
ひょうたん	小田6-2-16	344-4264
あかつき第二作業所	南町22-6 ライオンズマン ジョン川崎第三106号室	567-1230
大師ワークショップ	大師本町8-15 只飼ビル1階	287-9409
なかまの家	貝塚2-12-2	245-2130
フリースペース	桜本1-8-10	288-5141
ほっと＆ほっこカフェ	桜本1-9-9	589-3108
ほっこスペース manna	大島4-7-12	222-2852
ブルシェロ	渡田山王町15-8-102	366-2291
かもめ	浅田3-8-3	333-7545
ほっこカフェテリアパン工房	浜町1-9-14 アカツキビル	333-8624
がんばるぞ大師	伊勢町13-15 Comodo 大師 201	589-5480

□ 障害者相談支援センター

障害者や家族に対し、障害者が地域で生活していくために必要な福祉サービスや社会資源の利用について相談支援を行う機関です。

かわさき基幹相談支援センター	大島1-4-8 イーストブルー 101	222-8281
地域相談支援センターふじみ	大島1-8-6	233-9949
地域相談支援センターいっしょ	京町1-16-26-101	201-6952
地域相談支援センター	新川通5-11 金子ビル701	201-7266

◆ 地域生活支援センター

地域で生活する精神障害をお持ちの方に、面接や電話による相談・援助、自主活動への支援、生活情報の提供等を行う施設です。

地域生活支援センター アタージオ	境町1-1 林ビル3階	223-5063
---------------------	-------------	----------

○ 身体障害者福祉会館

在宅障害者を対象に、障害福祉の向上を図るために各種事業を行っています。

南部身体障害者福祉会館	大島1-8-6	244-3971
-------------	---------	----------

● 地域療育センター

発達遅滞、情緒障害、言語障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由等の障害をもつ児童及びそれらの疑いのある児童に対して療育相談、治療、訓練、保育、診療等を行う機関です。

南部地域療育センター	中島3-3-1	211-3181
------------	---------	----------

◆ 川崎市ふれあい館 桜本1-5-6 276-4800

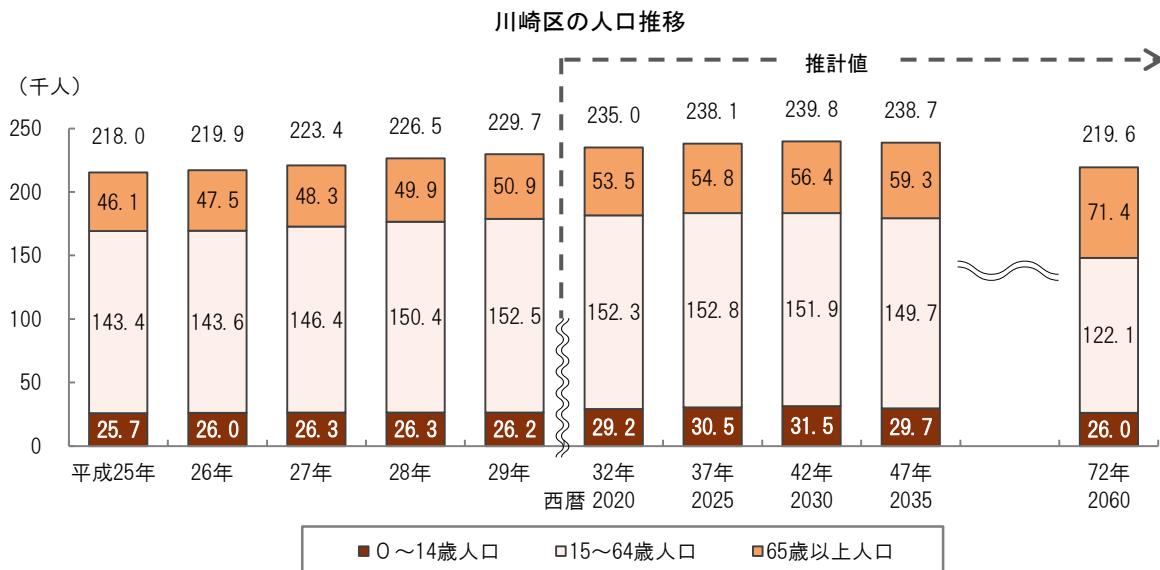
日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、同じ川崎市民として子どもからお年寄りまで相互のふれあいをすすめる場です。民族文化についての講座や各種行事の開催等を行っています。

(4) 数字でみる川崎区

① 人口の状況

川崎区は中原区、高津区に次いで3番目に人口が多い区です。人口の増加傾向が続き、平成29（2017）年10月には約229,700人となっています。

将来人口は、平成42（2030）年をピークに減少過程に移行しますが、65歳以上人口は平成72（2060）年まで増加を続けると推計されています。

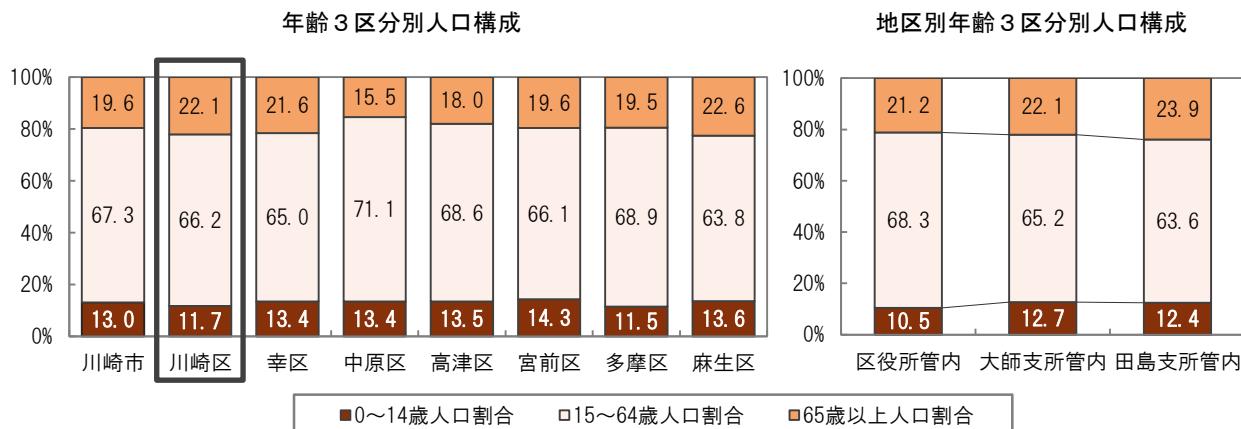


資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）年齢不詳があるため、総人口は合計と一致しない。

平成32年以降は「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成29年5月 川崎市総務企画局）による。

② 高齢化の状況

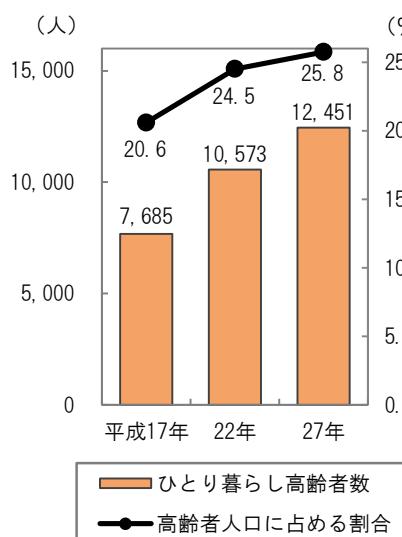
65歳以上の高齢者人口の割合は市内で2番目に高く、平成29（2017）年9月末には22.1%となっています。3地区別にみると、田島支所管内の高齢化率が23.9%と最も高くなっています。



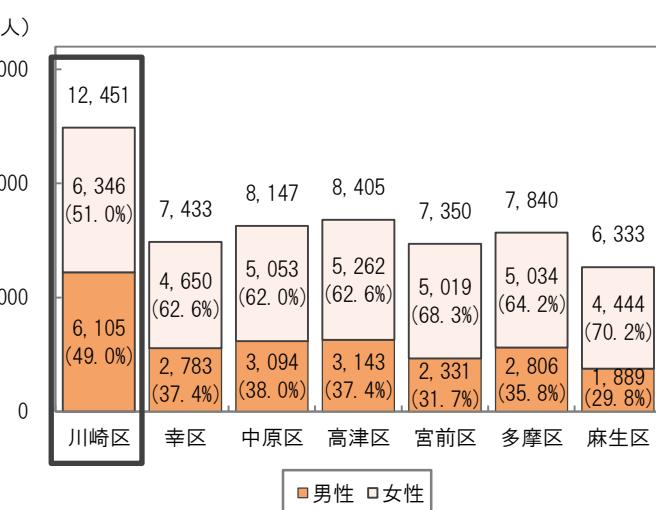
資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」（平成29年9月末日現在）
※構成割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

平成 27 (2015) 年の国勢調査では、川崎区のひとり暮らし高齢者数は市内で最も多く 12,000 人を超え、高齢者人口の 25.8% となっています。また、他区と比べてみると、男性のひとり暮らし高齢者の割合が高くなっています。

川崎区のひとり暮らし高齢者数の推移

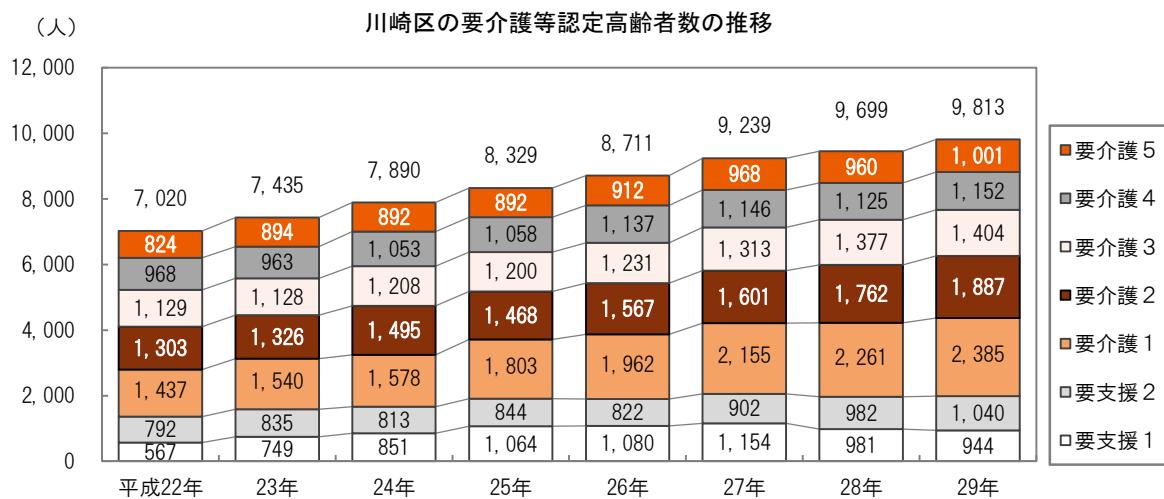


区別ひとり暮らし高齢者の男女別構成（平成 27 年）

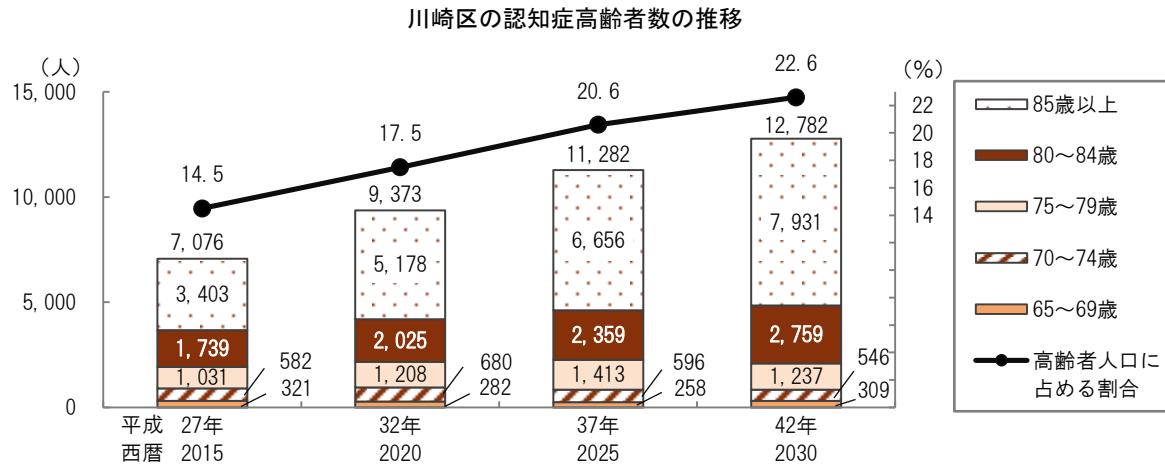


資料：国勢調査

介護保険の要介護・要支援認定高齢者数は増加傾向にあり、平成29 (2017) 年4月1日時点で9,813人となっています。

資料：川崎市健康福祉局介護保険課（各年4月1日現在）
(第1号被保険者の要介護・要支援認定者数)

認知症高齢者数は今後増加を続け、平成42（2030）年には、約12,800人まで増加すると想定しています。

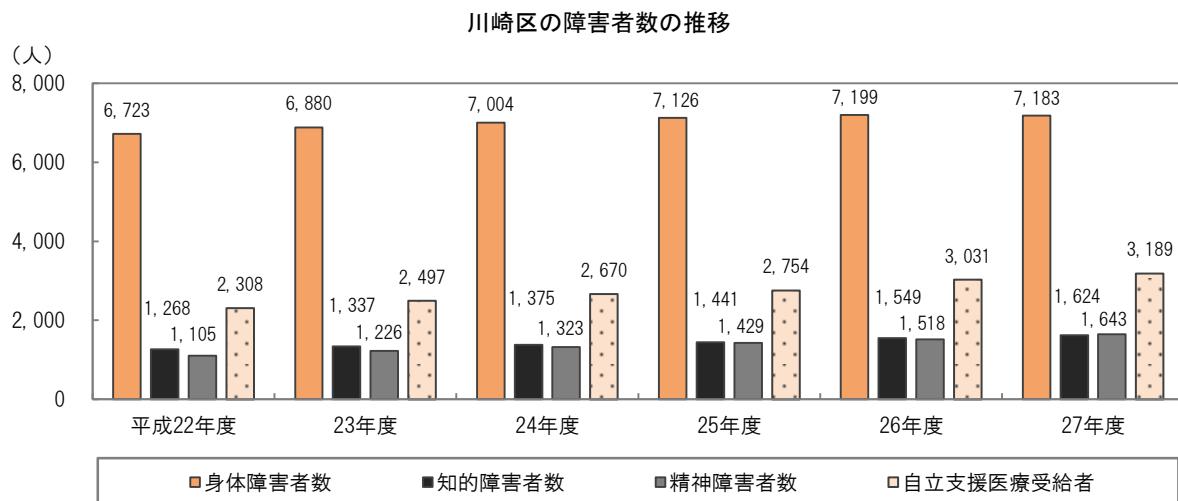


資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）から作成。

※平成32年以降の推計は、平成27年国勢調査をベースに、川崎市総務企画局が平成29年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて推計。認知症有病率に軽度認知障害（MCI）は含まれない。

③ 障害者の状況

障害者数は、平成27（2015）年度末で身体障害者手帳所持者数が7,183人、知的障害者数*が1,624人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が1,643人、自立支援医療費（精神通院医療）★受給者数は3,189人となっています。知的障害者数、精神障害者数、自立支援医療受給者数は増加傾向にあります。

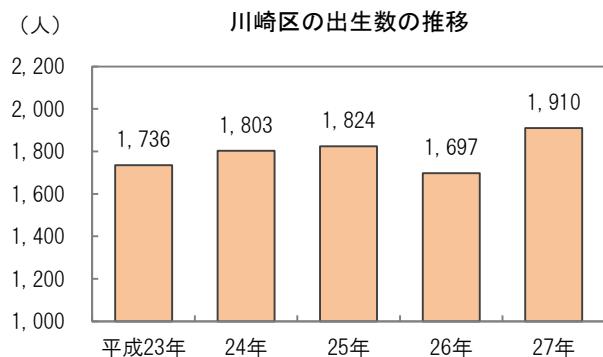


資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）
※知的障害者数は判定のみ受けた手帳を所持していない者も含む。

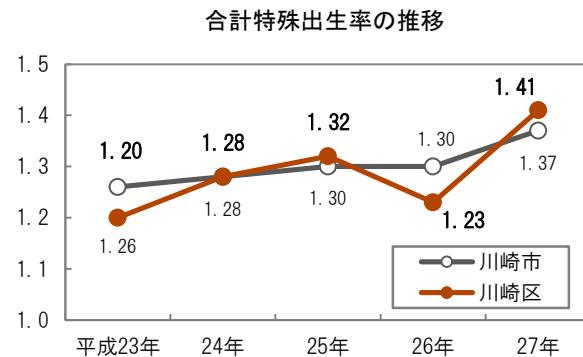
* 自立支援医療（精神通院医療）：精神疾患のために継続的な通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です。（ただし所得制限があります。）

④ 出生の状況

出生数、合計特殊出生率ともに平成27（2015）年は増加及び上昇し、合計特殊出生率は市の1.37を上回り、1.41となっています。



資料：川崎市健康福祉年報（各年次）



資料：神奈川県衛生統計年報（各年次）

⑤ 児童虐待相談・通告の状況

平成28（2016）年度の児童虐待相談・通告件数は、児童相談所受付は538件、区役所受付は243件となっており、ともに増加傾向が続いている。

児童虐待相談・通告件数受付状況（児童相談所）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	計
平成28年度	538	282	351	292	241	224	199	7	2,134
平成27年度	478	291	280	259	227	228	145	12	1,920
平成26年度	423	256	229	270	209	238	149	18	1,792
平成25年度	347	164	201	235	245	222	131	31	1,576
平成24年度	209	131	180	186	229	183	102	17	1,237
平成23年度	277	134	177	216	180	184	139	13	1,320

児童虐待相談・通告件数受付状況（区役所）

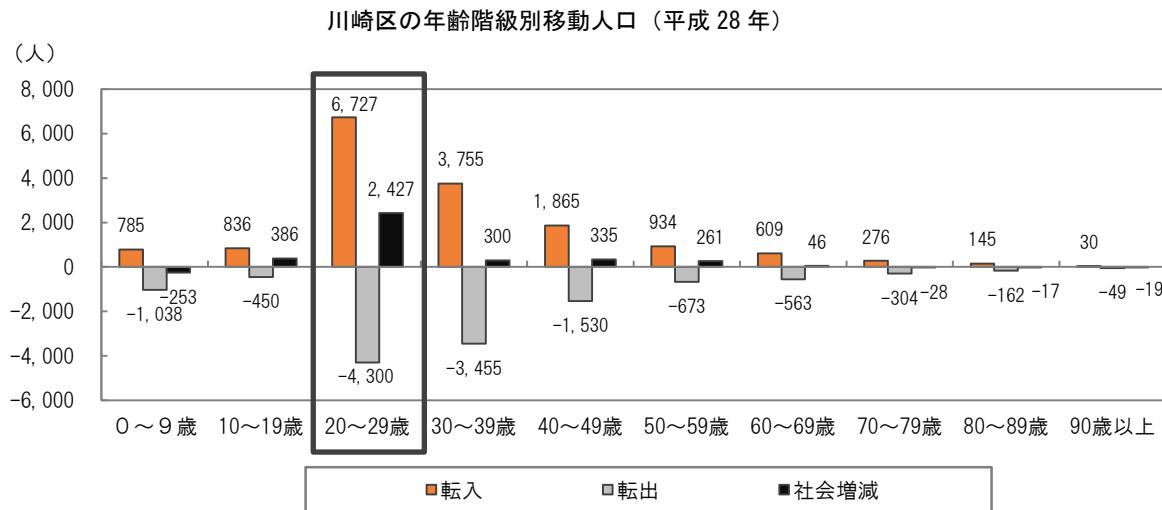
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
平成28年度	243	100	78	91	82	64	83	741
平成27年度	195	66	52	75	85	97	44	614
平成26年度	117	82	61	105	64	111	58	598

資料：川崎市こども未来局「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書及び報道発表資料「平成28年度児童相談所・区役所における児童虐待相談・通告件数」

* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。

⑥ 転出入の状況

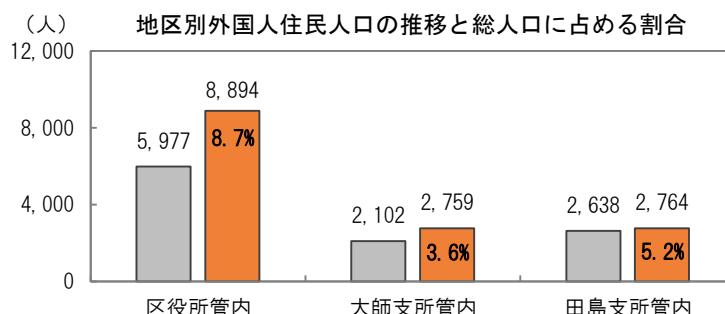
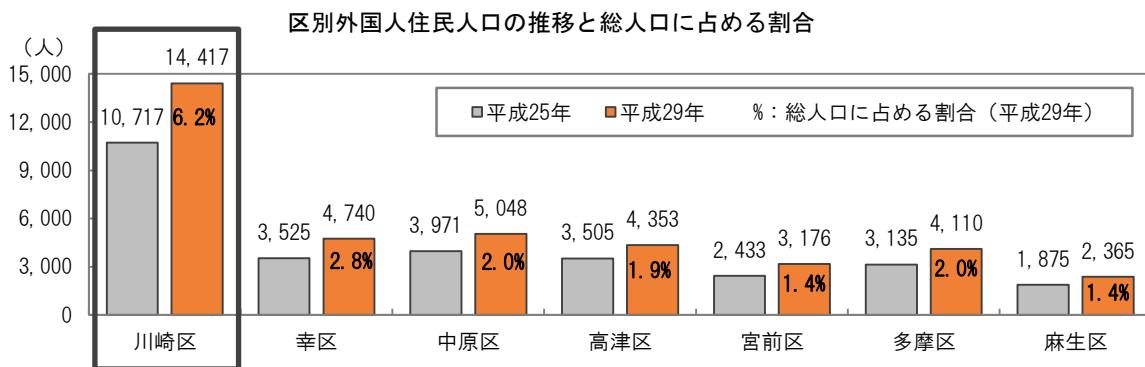
平成28(2016)年の移動人口では20歳代の転入が多く、転出を約2,400人上回っています。



資料：川崎市統計情報「川崎区の人口動態」(平成28年)
※社会増減…住民の転入から転出を差し引いた人数

⑦ 外国人住民人口の状況

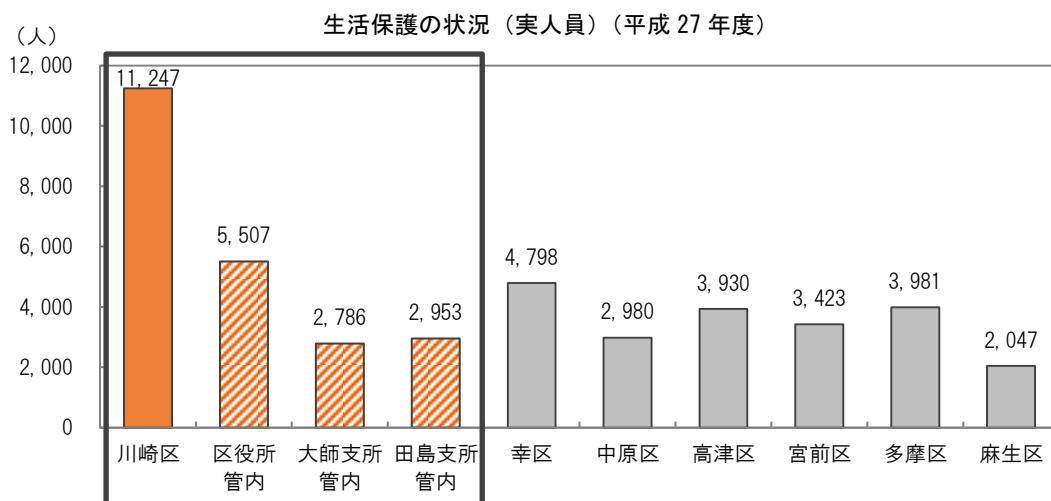
外国人住民人口は、平成25(2013)年9月末の10,717人から平成29(2017)年9月末には14,417人となり、総人口に占める割合は市内で最も高くなっています。特に区役所管内では8.7%、田島支所管内では5.2%と高い割合になっています。



資料：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」(各年9月末日現在)

⑧ 生活保護の状況

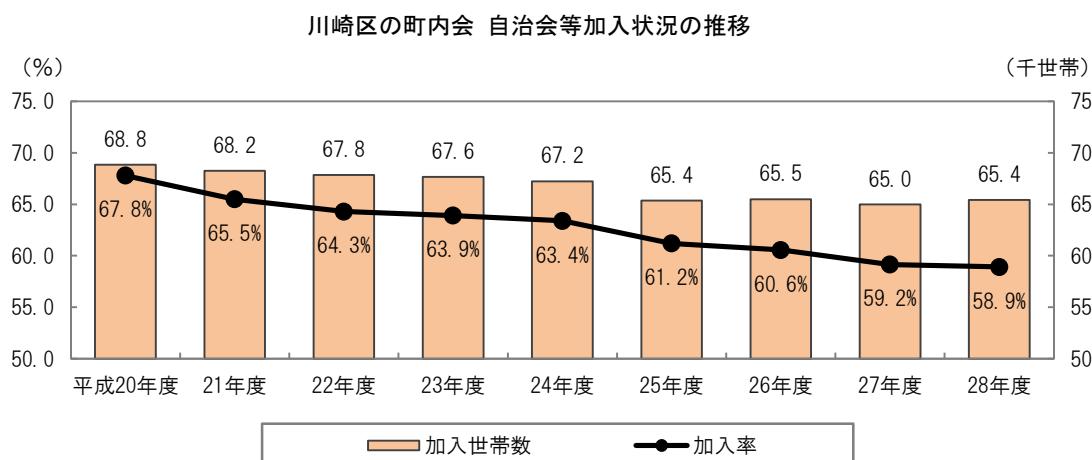
平成 27（2015）年度の生活保護★を受けた人の数は 11,247 人で、市内で最も多くなっています。



資料：川崎市統計書（各年度月平均。実人員には保護停止中を含む。）

⑨ 町内会・自治会等加入の状況

町内会・自治会等への加入率は低下傾向にあり、平成 28(2016)年度は加入率 58.9% となっています。

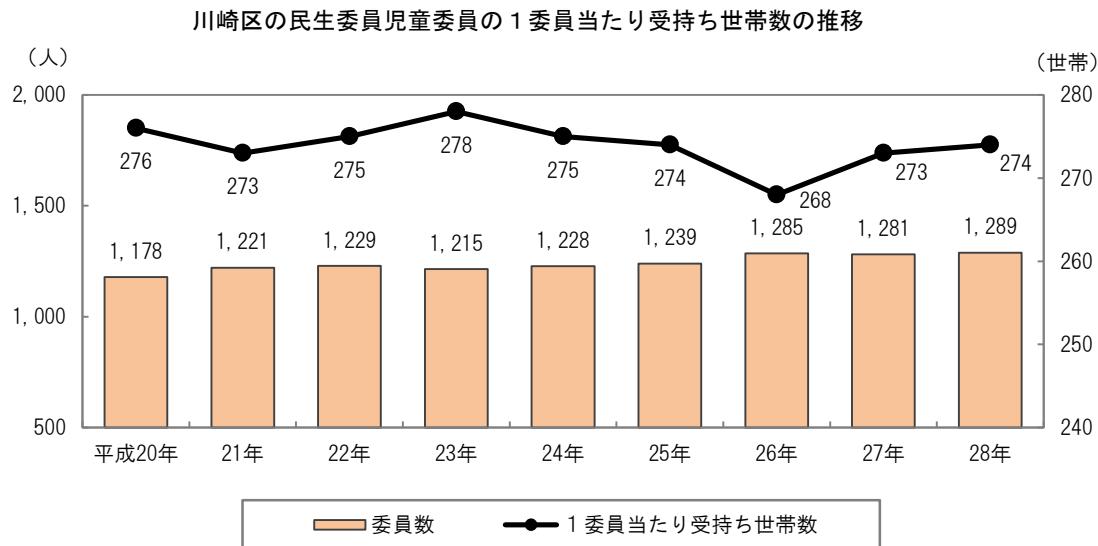


資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

* 生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。

⑩ 民生委員児童委員の状況

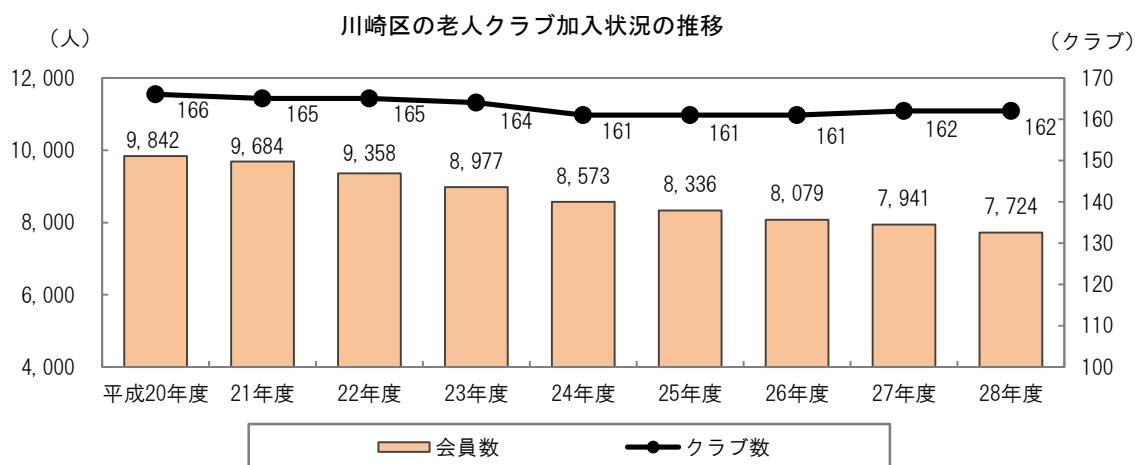
民生委員児童委員の1委員当たり受持ち世帯数は増加傾向となっています。



資料：川崎市統計書（各年4月1日現在）

⑪ 老人クラブの状況

高齢者が増加している一方で、老人クラブの会員数は減少傾向となっています。



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

(5) 川崎区はこんなまち

川崎区民が 100 人いたら…

※このページの数値はすべて、およそその数で表しています。

22人は65歳以上の高齢者です。
そのうち6人はひとり暮らし高齢者です。



注1



11人は14歳以下の子どもで、
そのうち5人は5歳以下の子どもです。



注2



6人は外国人住民です。

注3

1年間で川崎区に転入してくるのは 7.2 人です。
1年間で川崎区から転出するのは 5.9 人です。



注4

注1～2：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」（平成29年9月30日現在）、平成27年国勢調査

注3：川崎市統計情報「管区分別年齢別外国人住民人口」（平成29年9月30日現在）

注4：川崎市統計情報「人口動態」（平成28年）

3 第4期計画の振り返り

基本目標1 誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくり

基本方針1 サービス周知とサービス利用者の権利擁護と啓発に取り組みます。

基本方針2 健康で安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

基本方針3 様々な生活課題への幅広いサービスの提供に取り組みます。

第4期の取組

誰もが安心して暮らすためには、いつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、子どもから高齢者まで世代を超えた健康づくりの推進が不可欠です。また、支援を必要とする人には、区民の視点に立った幅広いサービスを提供し、サービスが必要とする人に届くよう、十分な周知が必要です。

- 認知症高齢者や障害者など支援が必要な区民に対しては、サービスの内容を周知し、サービスを利用する人の権利擁護の啓発に取り組みました。また、「認知症予防の普及啓発」として、認知症予防講座を小地域単位で開催しました。さらに、認知症の方やその家族を地域の中で支える認知症サポーター養成講座も開催し、身近な見守りや支援体制の充実を図りました。
- 健康で安心して生活できる地域づくりのために、出前講座や健康づくりにつながるイベントを開催したり、認知症予防や介護予防のための取組を行いました。
- 外国人住民やホームレスなど、様々な生活課題を抱え、社会的に孤立しがちな人に対しても、相談・支援体制を充実し、幅広いサービスの提供に取り組みました。



今後に向けて

今後は、誰もが参加しやすい健康づくりやいきがいづくりの場を、より身近な地域で提供し、区民が自分でできることに主体的に取り組めるきっかけをつくり、それを継続していくような取組が求められます。

また、引き続き相談・支援体制を充実させることで、安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、関係機関のスムーズな連携により、支援を必要としている人を迅速に支援につなぐことができる仕組みをつくる必要があります。

基本目標2 みんなで支え合えるまちづくり

基本方針1 地域ぐるみの見守り、支え合いの環境づくりに取り組みます。

基本方針2 地域福祉への理解を広め、福祉のまちづくりを推進します。

基本方針3 関係機関及び各種団体の活動を支援し、連携を強化します。

第4期の取組

いつまでも安心して健やかに暮らすために、地域のみんなで支え合うことができる、顔の見える関係づくりに取り組むことが必要です。

- これまで継続してきた「地域の縁側活動の普及・推進」により、地域の誰もが気軽に交流できるよう、縁側活動の支援に取り組みました。また、新たな取組として、地域包括ケアシステム普及啓発イベント「みんなでつなごう！ちいきの輪」を開催し、見守り・支え合いの意識の醸成を図りました。
- 災害時の支援体制への意識が高まっており、「災害時要援護者避難支援対策の充実」として制度の普及啓発や情報提供に取り組みました。
- 地域で子育て家庭を見守り、地域で支える取組として、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」「子育てグループ育成・支援」「子育てサロン活動」などを推進しました。これらの取組に加えて、新たに保育所等と連携し、保育士、看護師、栄養士の専門性を生かした「子どもと親のための講座」を開催することで、子育てに関する不安や孤立を解消し、子育て家庭相互の交流を図りました。
- 障害者相談支援センターと連携し、サービス調整会議、ケア会議、地域自立支援協議会などを通じて障害者の具体的な支援の検討、情報交換、社会資源の発掘などに取り組みました。

今後に向けて



地域包括ケアシステムについて十分に周知されていないため、様々な機会を捉えて普及啓発し、見守り・支え合いの活動を広げていく必要があります。引き続き地域活動を支援し、区民が活動に参加するきっかけづくりに努めます。さらに、区民、活動団体、事業者、行政等が連携を強化し、見守り・支え合いのネットワークを形成していくことが重要です。

基本目標3 分かりやすい支援体制と地域の資源を活用できる豊かなまちづくり

基本方針1 総合的な支援体制づくりに取り組みます。

基本方針2 保健福祉情報の集約・提供に取り組みます。

基本方針3 地域活動者の育成支援と保健福祉従事者の人材育成に取り組みます。

第4期の取組

一人ひとりの実情に合わせたサービスや支援を総合的に提供する体制を整備し、的確な情報と地域福祉活動の人材育成が必要です。

- 総合的な相談・支援体制の整備に取り組みました。子どもに関しては、こども総合支援ネットワーク会議を開催し、子育て支援関連機関が連携して地域における子育てに関する課題解決を図りました。障害者に関しては、地域自立支援協議会を開催し、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関する支援体制の充実を図りました。高齢者に関しては、地域ケア推進会議で、区の課題について意見交換を行うなど、地域包括支援センターと連携して区における地域ケア体制の充実を図りました。
- 必要とする人に情報を的確に提供するため、分散している情報や埋もれている情報を集約・整理し、効果的に伝わるシステムづくりに取り組みました。
- 地域で活動する人の高齢化や人材不足が課題となっているため、ボランティア等の人材育成に取り組みました。



今後に向けて

地域の課題が多様化、複雑化しているなか、多問題を抱える家庭に対して支援するには、様々な機関がこれまで以上に連携し、情報を共有の上、必要な機関につなげることができるよう、あらゆる地域資源を活用した仕組みをつくることが求められます。

また、引き続き、各機関に分散している情報を集約・整理して区民に届けることが必要です。併せて、今後も地域活動の推進のため、地域活動者や保健福祉従事者の育成支援をさらに充実させる必要があります。

川崎区の地域福祉推進の取組

第2章

1 川崎区のめざす地域福祉

(1) 基本理念

**つながりを育て
安心して暮らせるまち かわさき区**



川崎区では、これまで見守りの輪、助け合いの輪をつないでいくことで、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

第5期計画では、「つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区」を理念に掲げ、地域の誰もが自分らしい生活ができるよう、第4期計画で進めてきた取組をさらに推進し、多様な主体との連携により、そのつながりを育て、共に支え合う地域づくりをめざします。

(2) 基本目標

基本目標 1 つながりを育てる地域づくり

一人ひとりがいきがいをもち、地域福祉に関心を持つよう働きかけることにより、地域での活動へ参加することを促し、地域のつながりを育てていきます。

基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

多種多様な相談に対応していくため、積極的な情報発信や相談・支援体制の充実により、幅広い福祉サービスを提供していきます。

基本目標 3 見守り・支え合いのネットワークづくり

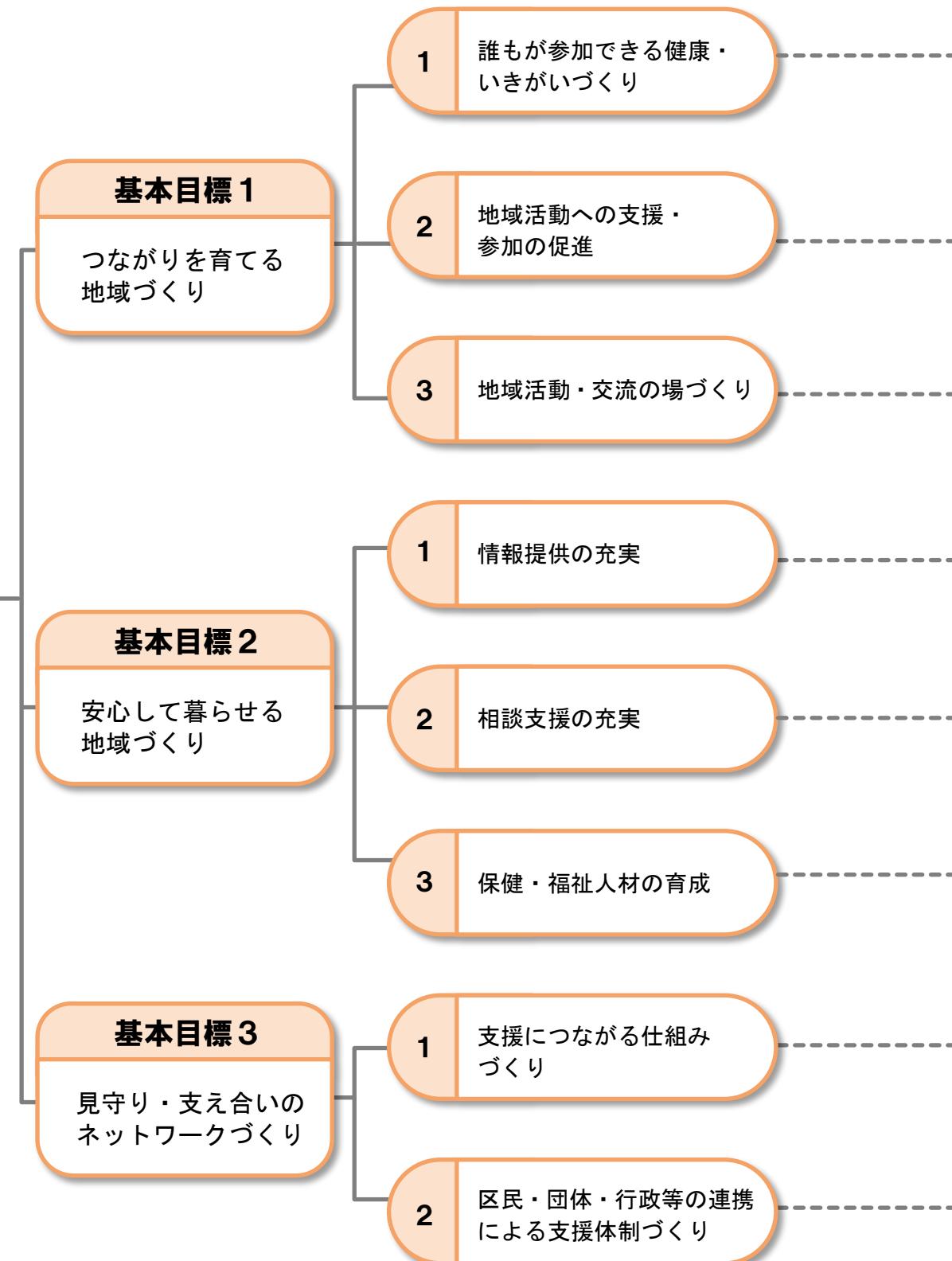
地域の多様化、複雑化した課題やニーズに対応していくため、区民、活動団体、事業者、行政等が連携・協働し、共に支え合う仕組みづくりに取り組みます。

2 計画の体系

基本理念

基本目標

基本方針



★：主要な取組

新：第5期計画で新たに掲載された取組事業

取 組

1 健康づくり・介護予防の普及啓発.....	p53	3 健康づくり・介護予防出前講座.....	p53
2 認知症予防の普及啓発.....	p53	4 いこい元気広場への支援.....	p54
5 地域の縁側活動推進事業★.....			p55
6 民生委員児童委員協議会の活動支援.....			p55
7 健康づくりボランティア（健康づくりセンター、食生活改善推進員）との連携.....			p55
8 子育てサロン・子育てグループ活動への支援.....			p55
9 市民活動コーナーの活用による市民活動団体への支援.....			p56
10 地域包括ケアシステムの普及啓発★新.....			p56
11 障害者社会参加学習活動（青年教室）..	p57	14 かわさき区子育てフェスタ.....	p57
12 子どもと親のための講座.....	p57	15 川崎区子ども地域交流・居場所促進事業新	p58
13 男性の育児参加促進事業.....	p57	16 田島地区世代間交流・子ども子育て支援事業新	p58
17 地域の保健福祉情報発信事業★.....	p65	20 外国人に向けた情報発信の充実.....	p66
18 川崎区こども情報発信事業	p65	21 飲食店等の協力による情報発信の充実新	p66
19 こんにちは赤ちゃん訪問事業	p65		
22 相談支援の充実.....	p67	28 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業★	p68
23 両親学級.....	p67	29 待機児童対策強化事業新	p68
24 思春期問題対策事業.....	p67	30 識字学習活動（ほんごひろば）.....	p69
25 発達に課題のある未就学児への支援事業.	p68	31 感染症・食中毒予防等の普及啓発新	p69
26 障害のある子どもへの地域支援の促進.	p68	32 ホームレスを対象とした検診（結核）	p69
27 外国籍育児教室.....	p68		
33 健康づくりボランティア（健康づくりセンター、食生活改善推進員）の養成及びフォロー講座.....	p71		
34 認知症センター養成講座	p71	37 こんにちは赤ちゃん訪問員養成講座新	p72
35 川崎区キャラバンメイト連絡会新	p71	38 中・高校生のボランティア体験学習	p72
36 子育てボランティア講座	p71	39 川崎区内専門職の人材育成新	p72
40 災害時要援護者避難支援体制の充実.....	p79	44 成年後見制度の普及啓発	p80
41 徒歩高齢者等SOSネットワーク事業等の推進	p79	45 高齢者虐待への支援体制の充実	p80
42 ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進 ...	p79	46 障害者虐待への支援体制の充実新	p80
43 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護 事業）の普及啓発.....	p80	47 養育状況等に課題のある要保護児童等 への支援体制の充実.....	p81
48 地域包括支援センターとの連携	p82	55 川崎区幼保小連携事業	p83
49 障害者相談支援センターとの連携.....	p82	56 川崎区地域自立支援協議会	p84
50 社会福祉協議会との連携	p82	57 川崎区健康づくり推進連絡会議	p84
51 川崎区在宅療養推進協議会との連携新	p82	58 川崎区食育推進分科会	p84
52 地域見守りネットワーク事業	p83	59 地域マネジメントの推進新	p84
53 子ども見守り活動.....	p83	60 川崎区地域包括ケアシステムネットワー ク会議★新	p85

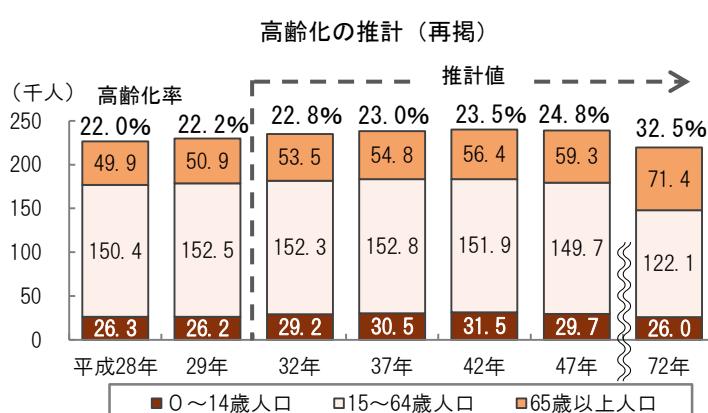
3 第5期計画の取組

基本目標 1 つながりを育てる地域づくり

基本目標1 つながりを育てる地域づくりに関する区の現状からみえた課題や第4期計画からの継続課題は次のとおりです。

区の現状

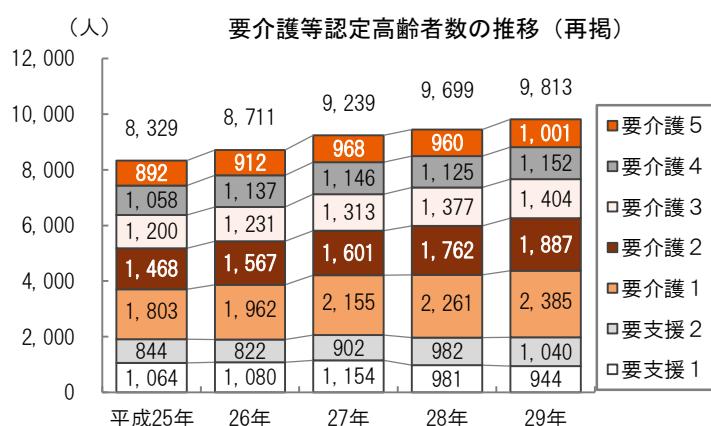
今後、ますます高齢化が進んでいく



今後、高齢者の数は増加を続け、平成72（2060）年には高齢化率が32.5%になると推計されています。

資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」
(各年10月1日現在)、
平成32年以降は「川崎市総合計画第2期実施
計画の策定に向けた将来人口推計について」
(平成29年5月 川崎市総務企画局)による。

要介護・要支援認定高齢者が増加

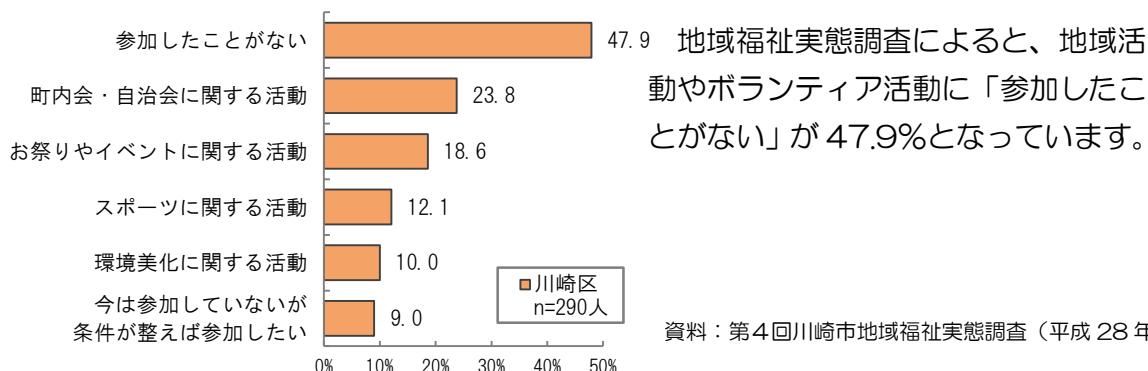


高齢者の増加に伴い、要介護・要支援認定高齢者の数が増加しています。

資料：川崎市健康福祉局介護保険課
(各年4月1日現在)
(第1号被保険者の要介護・要支援認定者数)

➡ 地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」が約5割

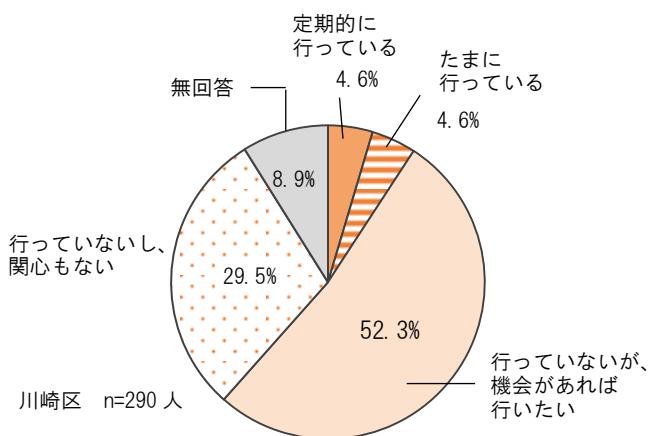
参加している地域活動等（複数回答・上位6項目）



地域福祉実態調査によると、地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」が47.9%となっています。

➡ 「機会があれば、地域包括ケアシステムに係わる行動をしたい」が約5割

「地域包括ケアシステム」で市民に期待される行動の実践度

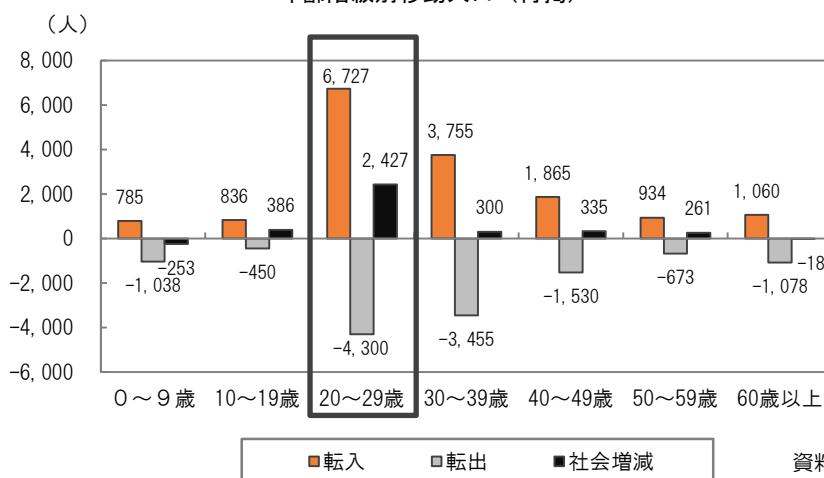


地域福祉実態調査によると、地域包括ケアシステムについて知らない、又は何をしたらよいかわからないという人のうち、地域包括ケアシステムに係わる行動を「行っていないが、機会があれば行いたい」と考える人が52.3%となっています。

資料：第4回川崎市地域福祉実態調査（平成28年度）

➡若い世代の転入が多い

年齢階級別移動人口（再掲）



平成28（2016）年の転出入の状況は、20～29歳の転入が6,727人、転出が4,300人で、転入から転出を差し引いた社会増減は2,427人となっています。

資料：川崎市統計情報「川崎区の人口動態」

現状からみえた課題

- ✓ 高齢者の数は増えており、要介護・要支援認定高齢者も増加傾向にあることから、健康づくりのために運動をしたり、ボランティア活動に参加したりすることで、自分の健康維持やいきがいづくりに役立つことが期待できます。身近な場所で、継続して参加できるよう、健康づくりや介護予防の普及啓発をしていくことが必要です。
- ✓ 地域活動やボランティア活動に参加したことがない人の割合が5割という状況の中、人と人とのつながりによる地域づくりを推進するため、地域活動への参加の促進を図り、活動の充実や地域活動団体同士の連携を促進し、活動の活性化や継続に向けた支援が必要です。
- ✓ 市全体で取り組んでいる「地域包括ケアシステム」について知らない、又は何をしたらよいかわからないという人のうち、自助・互助などの行動を「機会があれば行いたい」と考える人が約5割となっています。そのため、地域活動への参加につなげていけるような普及啓発が必要です。
- ✓ 川崎区は若い世代の転入者が多く、集合住宅に移り住む人も多いため、隣近所とのつきあいが希薄になります。地域のことを聞いたり、不安や悩みを相談したりする相手がおらず、孤立することがないよう、世代を超えた交流や男性の参加を促せるような場づくりを推進することが必要です。

第4期計画からの継続課題

- 誰もが参加しやすい健康づくりやいきがいづくりの場を身近な地域で提供し、区民が自分でできることに主体的に取り組めるきっかけをつくること。
- 見守り・支え合いの輪を広げていくための地域活動を支援し、区民が活動に参加するきっかけをつくること。
- 転入などにより地域のつながりが希薄な人たちに対しての交流の場づくりを推進すること。

これらの課題を踏まえ、「基本目標1 つながりを育てる地域づくり」に向けて、3つの方針を定め、取組を展開していきます。

新：第5期計画で新たに掲載された取組事業

担当所管 大師地区健康福祉 ST=大師地区健康福祉ステーション
田島地区健康福祉 ST=田島地区健康福祉ステーション

協働団体等 区社協=川崎区社会福祉協議会
民児協=民生委員児童委員協議会

具体的な取組

基本方針1 誰もが参加できる健康・いきがいづくりに取り組みます。

取組名	1 健康づくり・介護予防の普及啓発
概要	高齢者の健康づくり・介護予防のため、ほほえみ元気体操や公園ウォーキング、ストレッチなどの運動の普及啓発を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ウォーキングガイドブックの改訂及び活用 ◆ シニアのためのお出かけ情報の改訂及び活用 ◆ 生活習慣病予防の普及啓発
協働団体等	地域活動団体、地域包括支援センター
区担当所管	地域支援担当



取組名	2 認知症予防の普及啓発
概要	認知症とその予防につながる生活習慣などの普及啓発を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症をテーマとした講座の実施
協働団体等	地域活動団体、地域包括支援センター
区担当所管	地域支援担当



取組名	3 健康づくり・介護予防出前講座
概要	地域に出向いて講座を実施し、より多くの区民に生活習慣病予防や介護予防などの普及啓発を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康づくり出前講座の実施 ◆ 介護予防出前講座の実施
協働団体等	町内会・自治会、老人クラブ、地域活動団体、その他
区担当所管	地域支援担当



取組名	4 いこい元気広場への支援
概要	虚弱高齢者の健康維持のために、いこい元気広場への紹介を行います。
主な取組内容	◆ 地域の場を活用したいこい元気広場の周知
協働団体等	区社協、地域包括支援センター
区担当所管	地域支援担当





**私のまちを歩いて再発見！
「ウォーキングガイドブック」**

ウォーキングは年齢に関係なく、手軽にできるスポーツです。川崎区では、健康づくりに携わるボランティア（健康づくりサポート）の方たちと一緒に、実際に区内を歩いてコースを検討し、ガイドブックを作成しました。

大師公園や多摩川など川崎区の魅力がたくさんつまっており、高齢者だけでなく子育て世代も楽しめる内容となっています。全部で9コースありますので、ご自身に合ったコースで歩いてみましょう。



ガイドブックは区役所、支所、教育文化会館、プラザ大師・田島、地域包括支援センター、老人いこいの家などに置いてあります。



基本方針2 地域活動への支援・参加の促進に取り組みます。

取組名	5 地域の縁側活動推進事業
概要	誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の憩いの場「地域の縁側」活動を推進します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">◆ 普及啓発イベントの実施◆ 多様な媒体を活用した縁側活動の広報◆ 縁側連絡会の開催◆ 新規団体の立ち上げ支援
協働団体等	地域の縁側活動団体
区担当所管	地域ケア推進担当



取組名	6 民生委員児童委員協議会の活動支援
概要	区社会福祉協議会と連携し、民生委員児童委員協議会への活動の支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none">◆ 民生委員児童委員協議会定例会の開催◆ 他機関と連携した活動への支援
協働団体等	区社協
区担当所管	地域ケア推進担当、大師地区健康福祉 ST、 田島地区健康福祉 ST



取組名	7 健康づくりボランティア（健康づくりサポーター、食生活改善推進員）との連携
概要	ボランティア団体と連携し、運動や食生活を通じた健康づくり活動や食育講座などを実施し、地域の健康づくりを推進します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康づくりサポーターによる地域での活動の支援 ◆ 食生活改善推進員による地域での活動の支援
協働団体等	健康づくりサポーター、 食生活改善推進員連絡協議会
区担当所管	地域支援担当



取組名	8 子育てサロン・子育てグループ活動への支援	
概要	子育てサロンや子育てグループの活動の活性化と継続に向けた支援を行います。	
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 育児相談や健康講話の実施 ◆ 子育て情報の紹介 ◆ 関係機関と連携した講師派遣及び情報提供 ◆ 多世代交流の機会の創出 	
協働団体等	民児協、その他	
区担当所管	地域支援担当、保育所等・地域連携	



取組名	9 市民活動コーナーの活用による市民活動団体への支援
概要	会議や資料づくりのためのスペースの提供や関連機器の設置などを行い、区内で活動する団体の支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動コーナーの管理運営 ・ホームページを活用した広報 ・市民活動団体の支援につながる研修の実施
協働団体等	市民活動コーナー利用者会議（登録団体）
区担当所管	地域振興課、大師支所区民センター、田島支所区民センター



取組名	10 地域包括ケアシステムの普及啓発 ^新
概要	多様な主体との連携により、地域包括ケアシステムの構築に向けた普及啓発や見守り活動団体等への支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム普及啓発講演会等の開催 ・「川崎区版地域包括ケアシステムパンフレット」を活用した地域活動の推進及び地域見守り活動団体等への支援
協働団体等	町内会・自治会、民児協、区社協、その他
区担当所管	地域ケア推進担当、地域支援担当



地域ではこんな活動をしています！

地域では、向こう三軒両隣、ご近所の底力による見守り活動が行われています。

「ちょっと周りを気にかけて」の積み重ねが地域のつながりの輪を広げています。



【事例① 渡田地区「小地域見守りネットワーク活動」】

渡田では、地区9町内会が見守りネットワークをつくり、民生委員児童委員とそれをサポートする100名以上の福祉協力員が日常生活の中でさりげなく地域を見守っています。

(福祉協力員研修会の様子)



【事例② 池上新町「見守り・つながりの輪」】

池上新町では、町内会・老人会・社協・民生委員の横のつながりにより、援護を必要とする方の情報共有や、子どもから高齢者、障害のある方など、誰もが楽しめるイベントや見守り訪問活動などを行っています。



(定期見守り訪問の様子)

【事例③ 鋼管通2丁目町内会「見守り 支え合い活動」】

鋼管通2丁目町内会では、日々の声掛けやふれあいを大切に、住民がそれぞれの役割で参加し、日常生活の見守りや助け合い、災害時のネットワークづくりを行っています。



基本方針3 地域活動・交流の場づくりに取り組みます。

取組名	11 障害者社会参加学習活動（青年教室）
概要	知的障害者を対象に、体験活動を通して地域との交流を推進します。
主な取組内容	◆ 地域との交流活動及び体験活動の実施
協働団体等	青年教室ボランティア
区担当所管	生涯学習支援課



取組名	12 子どもと親のための講座
概要	保育所等のノウハウを活かし、子育てに自信が持てる子育て講座を実施し、子育て家庭相互の交流を推進します。
主な取組内容	◆ 子育て講座の実施
協働団体等	保育所、その他
区担当所管	保育所等・地域連携



取組名	13 男性の育児参加促進事業
概要	土曜日に保育所などで子どもと保護者が一緒に楽しく遊べるイベントを実施し、男性の積極的な育児参加を推進します。
主な取組内容	◆ 「パパもいっしょに！ジョイフルサタデー」の実施 ◆ ファミリー講座の実施 ◆ 父親講座の実施
協働団体等	保育所、地域子育て支援センター
区担当所管	保育所等・地域連携

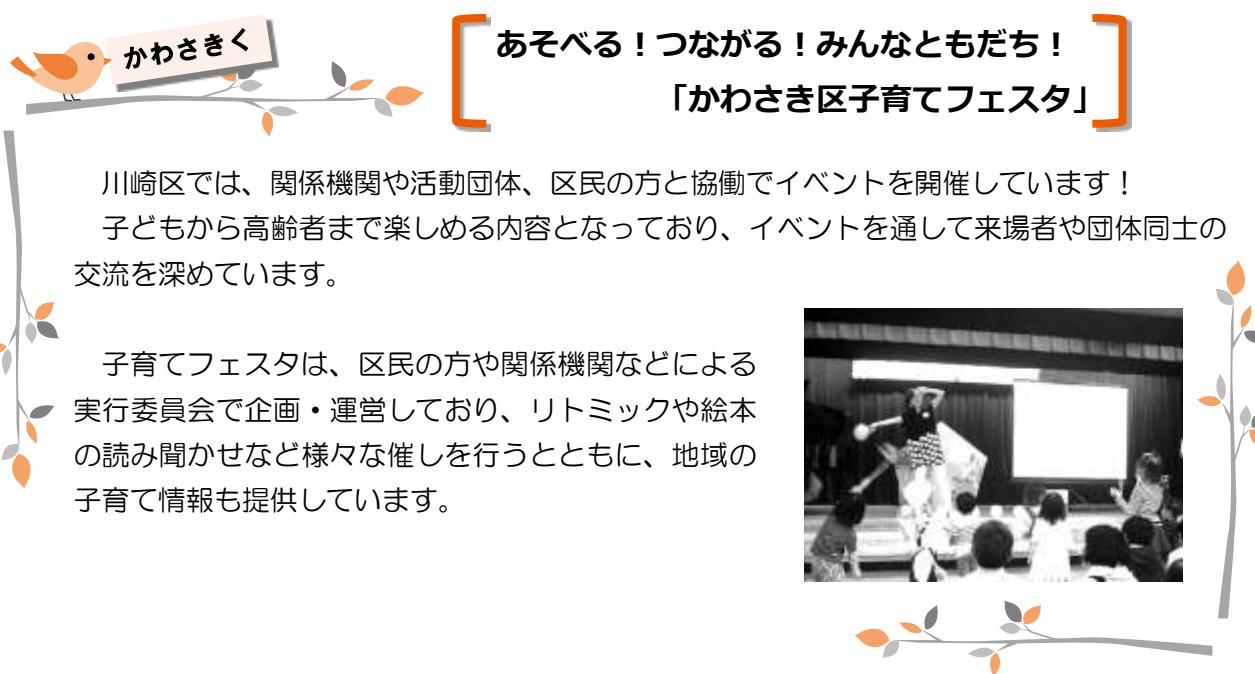


取組名	14 かわさき区子育てフェスタ
概要	子育てに関するイベントを実施し、区内の子ども・子育て情報を提供するとともに、参加者の交流を通じ、暮らしやすく、子育てしやすい地域づくりを推進します。
主な取組内容	◆ 子育てフェスタの実施 ◆ 実行委員会の開催による子育て支援機関のネットワークづくり
協働団体等	子育てフェスタ実行委員会
区担当所管	地域ケア推進担当



取組名	15 川崎区子ども地域交流・居場所促進事業^新
概要	夏休み等の長期休業中に、高校生等のボランティアをサポーターとし、地域の人たちを講師とする講座などを実施し、学区を越えた仲間づくりや地域の大人との交流の促進を図りながら、講座への参加を通して、地域活動に関心を持つ子どもたちの育成を促進します。
主な取組内容	◆ 小学生向け講座の実施
区担当所管	生涯学習支援課

取組名	16 田島地区世代間交流・子ども子育て支援事業^新
概要	「顔の見える関係づくり」から「日常的な関係づくり」へとつなげるため、「子ども・子育て支援」をテーマとした実践活動の実施や世代間交流など地域コミュニティの活性化に向けた取組を推進します。
主な取組内容	◆ 公園を利用した既存の町内会行事や、施設で実施しているイベントへの相互参加 ◆ イベントでの活動内容等を検討するための意見交換会の開催
区担当所管	田島支所区民センター、田島地区健康福祉ＳＴ



主要な取組

「基本目標1 つながりを育てる地域づくり」の主要な取組は次の2つです。



地域の中でつながることのできる場を築いていく取組の推進

取組名 **地域の縁側活動推進事業**

(基本方針2)

「地域の縁側」は、近所の縁側に腰掛けて楽しくおしゃべりをしながらご近所づきあいをしていた「かつての縁側」のように地域の誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場所となっています。年齢や性別に関わらず、誰でも参加できます。

川崎区では、縁側活動の普及啓発の取組を推進するとともに、活動団体の交流を促進することで、縁側団体の活動を支援します。

《年次計画》

平成30年度の主な取組内容	平成31年度	平成32年度
普及啓発イベントの実施	→	取組推進
多様な媒体を活用した縁側活動の広報	→	取組推進
縁側連絡会の開催	→	取組推進
新規団体の立上げ支援	→	取組推進

【協働団体等】地域の縁側活動団体
 【区担当所管】地域ケア推進担当

現在、区内に13か所あり、週3回～月1回程度の頻度で活動しています。活動内容はおしゃべり、お茶飲み、小物づくり、体操、生活に役立つ講座等、各縁側団体により様々です。

※各縁側の場所はp31「地域福祉マップ」に掲載しています。

活動日には入口に
のぼり旗が立って
います！



ハナさんハウス



江守さん家





一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域活動を活性化していくための普及啓発

取組名 地域包括ケアシステムの普及啓発

(基本方針2)

人と人とのつながりづくりである「地域包括ケアシステム」。

川崎区では、「みんなでつなごう！ちいきの輪」を合言葉に、大人も子どもも楽しみながら、地域のつながりについて考える講演会等を行います。さらに、パンフレットで具体的な活動事例等を紹介することによって、一人ひとりが地域福祉に関心を持ってもらい、地域活動への参加を促進するとともに、地域の見守り活動団体等への支援を行います。

《年次計画》

平成30年度の主な取組内容	平成31年度	平成32年度
地域包括ケアシステム普及啓発講演会等の開催	→	取組推進
「川崎区版地域包括ケアシステムパンフレット」を活用した地域活動の推進及び地域見守り活動団体等への支援	→	取組推進 「川崎区版地域包括ケアシステムパンフレット」の改訂

【協働団体等】町内会・自治会、民児協、区社協、その他

【区担当所管】地域ケア推進担当、地域支援担当



色輪つかでつくる
ハートのクローバー大作戦！



講演「人生100年時代を生きる」
～地域づくりとしての
地域包括ケアシステム～



遊ぼう！つなごう！ちいきのわ



川崎区社会福祉協議会の取組

川崎区社協キャラクター「ウェーブくん」

「基本目標1 つながりを育てる地域づくり」に関する取組は次のとおりです。

★重点事業

取組名	概要
地区社協活動の支援・援助	地区社協の会議等への参加を通じて、地域福祉懇談会等の事業を支援します。また、地域支え合い活動助成金等の各種助成金を通じて財政面で地区社協を支援します。 さらに、地区社協役員研修会や交流会を開催し、課題の共有と解決についての支援を行います。
福祉教育の普及と協力	講演や疑似体験、グループワーク等を交えながら、福祉に関する学びを深めています。 地域に目を向け様々な人が暮らしていることを知り、地域の問題を他人事でなく自分の問題として捉え、お互いを理解し多様性を認め合い、福祉のこころを広げ、共に生きる力を育む取組です。

★その他の取組

- ・助成事業
- ・指定管理施設管理・運営
- ・各種講座・セミナーの開催
- ・川崎区社協福祉まつりの開催



福祉教育

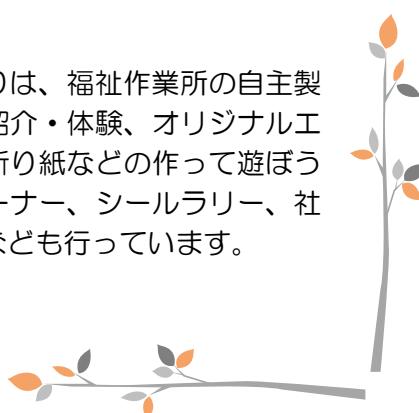


ふだんの暮らしのしあわせを知ろう！ 「川崎区社協福祉まつり」

川崎区では、関係機関や活動団体、区民の方と協働でイベントを開催しています！
子どもから高齢者まで楽しめる内容となっており、イベントを通して来場者や団体同士の交流を深めています。



区社協福祉まつりは、福祉作業所の自主製品販売、福祉活動紹介・体験、オリジナルエコバックぬり絵や折り紙などの作って遊ぼうコーナー、縁日コーナー、シールラリー、社会貢献企業の出店なども行っています。



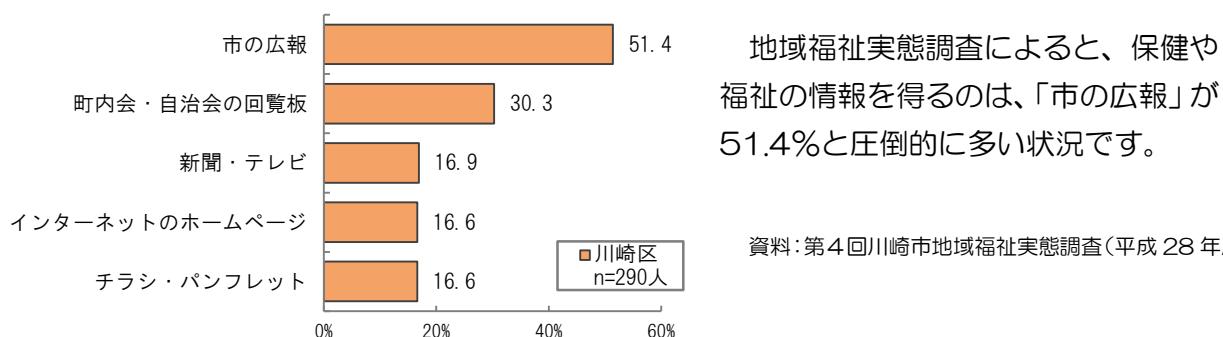
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本目標2 安心して暮らせる地域づくりに関する区の現状からみえた課題や第4期計画からの継続課題は次のとおりです。

区の現状

➡ 保健や福祉の情報は「市の広報」から

保健や福祉の情報をどこから得ているか（複数回答・上位5項目）



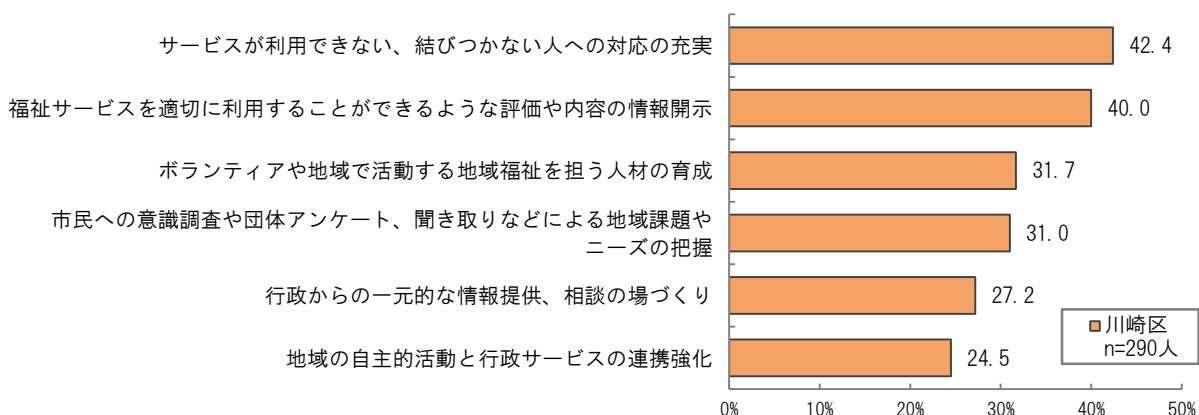
地域福祉実態調査によると、保健や福祉の情報を得るのは、「市の広報」が51.4%と圧倒的に多い状況です。

➡ 必要な情報が入ってこないという声があがっている

地域福祉に関するワークショップでは、「必要な情報が入ってこない」「地域子育て支援センターを知らなかった」「幼稚園の探し方が全く分からなかった」などの声があがっています。

➡ 地域福祉推進のために行政は「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」に取り組むべき

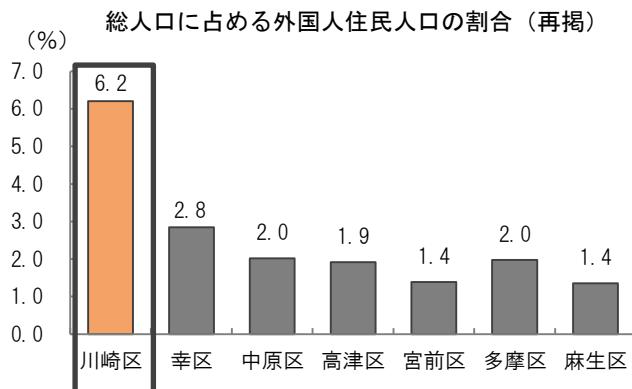
地域福祉推進のために行政が取り組むべきこと（複数回答・上位6項目）



資料：第4回川崎市地域福祉実態調査（平成28年度）

地域福祉実態調査によると、地域福祉推進のために行政が取り組むべきことは、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」42.4%、「福祉サービスを適切に利用することができるよう評価や内容の情報開示」40.0%、「ボランティアや地域で活動する地域福祉を担う人材の育成」31.7%となっています。

➡ 外国人住民人口が多い

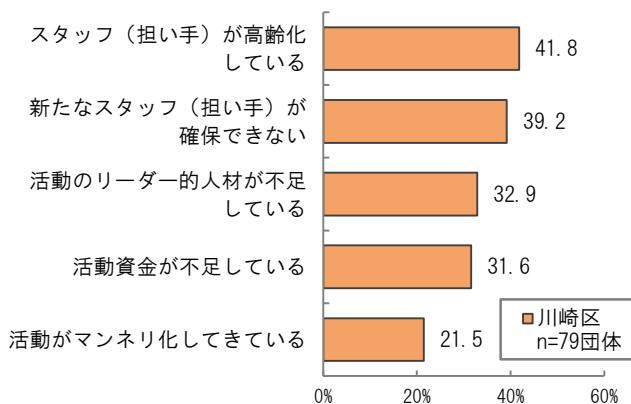


川崎区は外国人住民人口が多く、総人口に占める割合は 6.2%と市内で最も高くなっています。

資料：川崎市の統計情報
「管区別年齢別外国人住民人口」
(平成 29 年 9 月 30 日現在)

➡ 地域福祉活動をする上で困っていることは高齢化、人材不足

地域福祉活動をする上で困っていること（複数回答・上位 5 項目）

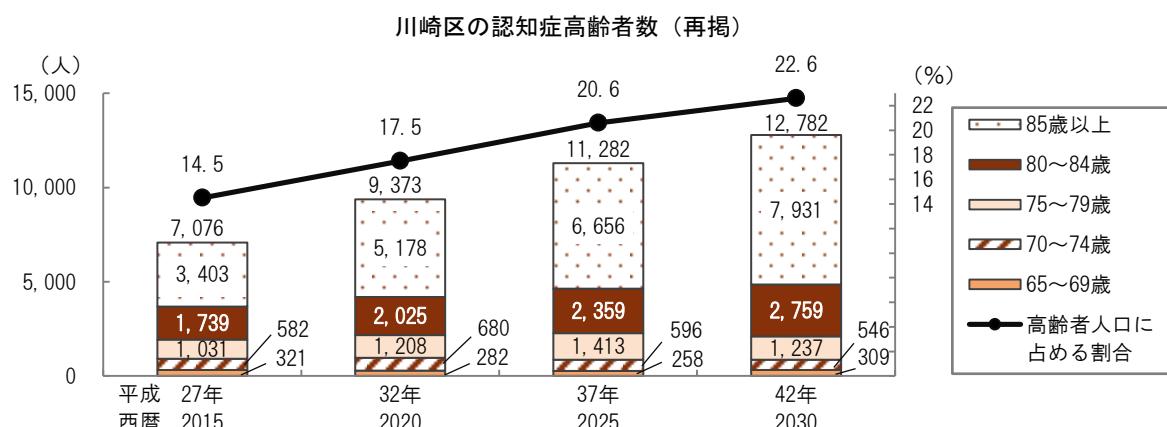


地域福祉実態調査によると、川崎区内で活動する団体が困っていることは、「スタッフ（担い手）が高齢化している」「新たなスタッフ（担い手）が確保できない」「活動のリーダー的人材が不足している」が上位となっています。

資料：第4回川崎市地域福祉実態調査（平成 28 年度）

➡ 認知症高齢者の増加が予測される

認知症高齢者数は今後増加を続け、平成42（2030）年には、約12,800人まで増加すると想定しています。



※平成 32 年以降の推計は、平成 27 年国勢調査をベースに、川崎市総務企画局が平成 29 年 5 月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて推計。認知症有病率に軽度認知障害（MCI）は含まれない。

現状からみえた課題

- 保健や福祉の情報を得るのは「市の広報」からが圧倒的に多い状況ですが、「必要な情報が入ってこない」という声もあがっており、必要な人に必要な情報が届くよう、様々な手法により、情報を効果的に発信していく必要があります。
- 行政が取り組むべきこととして「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が求められており、必要な人に必要な支援が届くよう、相談支援をさらに充実させていく必要があります。
- 川崎区は外国人住民人口が多く、区内に各国のコミュニティがあり、「多文化共生センターかわさき」などで相互に支え合いながら生活していますが、情報が届かずに、疾病や妊娠など、相互支援の枠から外れた問題を抱えたり、コミュニティに参加できない人など、支援を必要としている人が増えていると考えられます。
また、外国人住民が地域から孤立していたり、経済的に困っていたりすると、子どもの教育にも影響を与えるため、相談体制を充実させる必要があります。
- 地域福祉活動を行う上で困っていることは「スタッフの高齢化」「新たなスタッフが確保できない」「リーダー的人材が不足している」といった、担い手の高齢化、人材不足に関することが上位となっています。支援やサービスを届けるためには、地域福祉を担う人材の育成に力を入れる必要があります。
- 高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加傾向にあり、今後も増えることが予測されています。認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症についての知識と理解を広め、家族だけでなく、身近な地域で支えることができる人材を増やすことが必要です。

第4期計画からの継続課題

- 情報を集約・整理して区民に届けること。
- 相談・支援体制を充実させ、関係機関のスムーズな連携により、支援を必要としている人を迅速かつ的確に支援につなげていくこと。
- 地域活動者や保健福祉従事者の育成支援を充実させること。

これらの課題を踏まえ、「基本目標2 安心して暮らせる地域づくり」に向けて、3つの方針を定め、取組を展開していきます。


具体的な取組

基本方針1 情報提供の充実に取り組みます。

取組名	17 地域の保健福祉情報発信事業
概要	地域の保健福祉活動などの効果的な情報発信を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「川崎区地域保健福祉かわら版（通称ぽかぽか通信）」チラシなどの作成及び配布 ◆ 「ぽかぽか通信」の周知や広報手法の検討及び実施
協働団体等	地域活動団体
区担当所管	地域ケア推進担当



取組名	18 川崎区こども情報発信事業
概要	子育て中の保護者向けに、子育て情報誌の発行、ホームページ等による情報発信、区役所での情報コーナーの設置など、子育て支援や相談窓口における効果的な情報発信を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てガイドブック「さんぽみち」（日本語版及び外国語版）の作成及び配布 ◆ 「地域子育て支援センターのごあんない」リーフレットの作成及び配布 ◆ ホームページ及びその他の情報手段（子育てアプリ等）による子育て情報発信 ◆ 外国語子育て情報の充実 ◆ 子育て情報コーナーの運営
区担当所管	地域ケア推進担当、地域支援担当、保育所等・地域連携



取組名	19 こんにちは赤ちゃん訪問事業
概要	地域で生まれた赤ちゃんの家庭を訪問し、誕生のお祝いと、子育て支援の情報を届けることで、地域とのつながりのきっかけづくりや子育て家庭の見守りを推進します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こんにちは赤ちゃん訪問の実施
協働団体等	民児協、子育てボランティア、その他
区担当所管	地域支援担当



取組名	20 外国人に向けた情報発信の充実
概要	行政情報及び地域情報を7言語で携帯電話メールマガジンにより配信するなど外国人に向けた効果的な情報発信を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外国人向けのメールマガジン配信事業の実施 ◆ より効果的な情報発信に向けた取組の検討及び実施
協働団体等	地域活動団体
区担当所管	企画課



取組名	21 飲食店等の協力による情報発信の充実
概要	飲食店等を拠点に地域包括ケアシステムの情報発信を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 飲食店等の協力営業施設における啓発物の配架等の実施
協働団体等	食品衛生協会、その他
区担当所管	衛生課



子育て情報満載！ 子育てガイドブック「さんぽみち」

川崎区では、赤ちゃんが生まれた家庭や、転入してきた子育て中の家庭に子育てガイドブック「さんぽみち」をお渡ししています。

赤ちゃんが生まれた時の手続きや、子育てについて相談できるところ、親子で遊べるところなど子育てに関する情報がたくさん掲載されています。



また、日本語に不慣れな方も子育てに必要な情報を得られるよう、6か国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）による外国語版も発行しています。

お子さんの成長や子育てに役立つよう、このガイドブックを是非ご活用ください。

お誕生前から18歳までの情報が載ってるよ。



「さんぽみち」は区役所、支所、教育文化会館、プラザ大師・田島、地域子育て支援センター、こども文化センターなどにも置いてあるよ。

基本方針2 相談支援の充実に取り組みます。

取組名	22 相談支援の充実
概要	多種多様な相談に対して、関係各課や関係機関との連携により、きめ細やかな相談支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康づくり・介護予防に関する相談の実施 ◆ 認知症に関する相談の実施 ◆ 障害に関する相談の実施 ◆ 妊婦及び子ども・子育て相談の実施 ◆ 女性相談に関する相談の実施 ◆ 保育所等に関する相談の実施 ◆ 就学支援に関する相談の実施 ◆ ひとり親の支援・相談の実施 ◆ 虐待に関する相談の実施 ◆ 歯科・栄養に関する相談の実施 ◆ 感染症・食中毒予防対策に関する相談の実施 ◆ 住まいの衛生管理等に関する相談の実施 ◆ 高齢者のペット終生飼養に関する相談の実施 
協働団体等	地域包括支援センター、障害者相談支援センター、その他
区担当所管	児童家庭課、高齢・障害課、衛生課、地域支援担当、学校・地域連携、大師地区健康福祉ST、田島地区健康福祉ST

取組名	23 両親学級
概要	新たな家族を迎えることを契機に妊婦と家族の健康づくりを考える教室を実施し、友だちづくりの場となるような教室運営、父親の育児参加支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 両親学級の実施 ◆ フォロー講座「プレママランチ会」の実施 ◆ 先輩ママの交流会の実施 
区担当所管	地域支援担当

取組名	24 思春期問題対策事業
概要	不登校児等の相談・支援を行い、不登校や引きこもりの子どもに適した社会参加を促し、保護者などへの支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの居場所「こどもサポート旭町」の運営 ◆ 不登校児等の保護者の会の実施 ◆ 個別支援検討会議の開催
区担当所管	地域ケア推進担当

取組名	25 発達に課題のある未就学児への支援事業
概要	保護者に対する講座や親子で参加するグループ活動を実施し、発達に課題のある未就学児への支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発達に悩みを抱える保護者を対象にした講演会及びグループワークの実施 ◆ 子どもの発達に悩む保護者を対象にした「子どもの力を育てるために」の実施
区担当所管	地域ケア推進担当、保育所等・地域連携

取組名	26 障害のある子どもへの地域支援の促進
概要	療育手帳の相談・交付、福祉サービスや支援制度、関係機関等の紹介、ケア会議の開催などにより、障害のある子どもが地域で生活しやすい環境整備を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 療育手帳の相談・交付 ◆ 福祉サービスや支援制度、関係機関等の紹介 ◆ ケア会議の開催
協働団体等	発達相談支援センター、南部地域療育センター、その他
区担当所管	高齢・障害課、地域支援担当、大師地区健康福祉 ST、田島地区健康福祉 ST

取組名	27 外国籍育児教室
概要	外国籍の保護者を対象に、育児教室を実施し、育児に関する知識の普及・情報交換や友だちづくりの場を提供します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外国籍育児教室（ラビットクラブ）の実施
区担当所管	地域支援担当



取組名	28 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業
概要	日本語に不慣れな子どもや保護者を支援するため、通訳の派遣や翻訳を行い、子どもや保護者の孤立防止を図ります。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども支援機関通訳・翻訳支援の実施 ◆ 通訳・翻訳ボランティアの育成に向けた研修の実施及び交流の推進
区担当所管	地域ケア推進担当

取組名	29 待機児童対策強化事業^新
概要	分かりやすい認可保育所等の利用案内・相談業務を推進します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認可保育所等の入所希望者への説明会の実施 ◆ 外国人の入所希望・相談者への分かりやすい案内（英語・中国語のマップ作成等）の実施
区担当所管	児童家庭課



取組名	30 識字学習活動（にほんごひろば）
概要	外国人区民を対象に日常的に必要な日本語を身につけるための学習の支援を行うとともに、文化交流の場を提供します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 識字学習活動の実施 ◆ 交流イベントの実施
協働団体等	識字ボランティア
区担当所管	生涯学習支援課



取組名	31 感染症・食中毒予防等の普及啓発 <small>新</small>
概要	インフルエンザ、感染性胃腸炎及び食中毒の予防対策・施設等の衛生管理に関する普及啓発を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者施設、保育所等への感染症・食中毒予防対策に関する講習会の実施 ◆ 区民を対象とした住まいの衛生管理及び感染症・食中毒予防対策に関する普及啓発の実施
区担当所管	衛生課、保育所等・地域連携



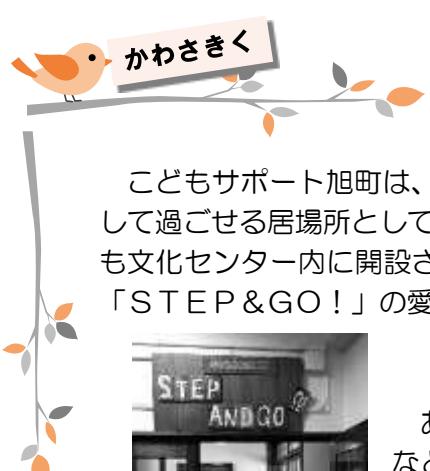
取組名	32 ホームレスを対象とした検診（結核）
概要	川崎区は結核罹患率が市内で最も高いことから、市健康福祉局感染症対策課及び生活保護・自立支援室と連携してホームレスを対象とした結核検診を実施し、状況に応じた健康支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 問診及び胸部エックス線検査の実施
協働団体等	水曜パトロールの会、その他
区担当所管	衛生課

かわさきく

自分の居場所を探してみませんか？
こどもサポート旭町「STEP & GO！」

こどもサポート旭町は、不登校等の子どもたちが安心して過ごせる居場所として、平成22年4月に旭町こども文化センター内に開設され、当時の子どもたちにより「STEP & GO！」の愛称がつけられました。

あたたかい雰囲気の中で、ゲーム、読書、スポーツ、学習などの時間を自分のペースで過ごせたり、調理や読み聞かせなどのふれあい体験活動ができるほか、スタッフとの個別相談を行っています。週4日10時から16時までの間で自由に来所でき、教職経験のあるスタッフが子どもたちや保護者のサポートをしています。








相談支援機関を紹介します！

●高齢者とその家族の身近な相談窓口「地域包括支援センター」

地域包括支援センターは、市から委託を受けた法人が設置運営する公的な相談窓口です。

川崎区内には9か所の地域包括支援センターがあり、本人や家族、関係機関などから寄せられる様々な相談や情報をもとに、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師などの専門職の職員がそれぞれの専門性を発揮しながらチームで対応しています。

高齢者の方が住み慣れた地域で暮らしていくよう、関係機関と連携しながら相談支援を行っています。



※各施設の情報については p31、32 の「地域福祉マップ」に掲載しています。

●障害のある方とその家族の身近な相談窓口「障害者相談支援センター」

障害者相談支援センターは、市から委託を受けた法人が設置運営する公的な相談窓口です。障害種別や年齢、障害者手帳の有無に関わらず相談できます。

川崎区内には4か所の障害者相談支援センターがあり、障害のある方やそのご家族、地域にお住まいの方たちの様々な困りごとや悩みごとなどを受けて、解決方法と一緒に考えたり、探したりするところです。

障害のある方が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携しながら相談支援を行っています。



※各施設の情報については p31、32 の「地域福祉マップ」に掲載しています。



基本方針3 保健・福祉人材の育成に取り組みます。

取組名	33 健康づくりボランティア(健康づくりサポートー・食生活改善推進員)の養成及びフォロー講座
概要	ボランティア養成講座の実施や活動の継続に向けた支援を行い、健康づくりに携わる人材を育成します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康づくりサポートー養成講座の実施 ◆ 食生活改善推進員養成講座の実施 ◆ 養成講座受講者のフォロー講座の実施 ◆ ボランティア交流会の実施
協働団体等	健康づくりサポートー、食生活改善推進員連絡協議会
区担当所管	地域支援担当



取組名	34 認知症サポートー養成講座
概要	認知症の症状などを正しく理解し、認知症の方やその家族を地域の中で支えていく認知症サポートーを養成する講座を実施し、身近な見守りや支援体制の充実に向けて取り組みます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症サポートー養成講座の実施 ◆ 認知症サポートーフォロー講座の実施
協働団体等	地域包括支援センター
区担当所管	地域支援担当



取組名	35 川崎区キャラバンメイト連絡会^新
概要	認知症サポートー養成講座による効果的な認知症への普及啓発を推進するため、講師役となるキャラバンメイトへの支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ キャラバンメイト連絡会の実施
協働団体等	キャラバンメイト
区担当所管	地域支援担当



取組名	36 子育てボランティア講座
概要	ボランティア養成講座の実施や活動の継続に向けた支援を行い、子育て支援者的人材を育成します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てボランティア養成講座の実施 ◆ 子育てボランティアフォロー講座の実施
区担当所管	地域支援担当



取組名	37 こんにちは赤ちゃん訪問員養成講座 <small>新</small>
概要	訪問員養成講座や研修会の実施を通して、区内子育て情報を提供し、子育て世代への見守り支援体制の充実に向けて取り組みます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こんにちは赤ちゃん訪問員養成講座の実施 ◆ こんにちは赤ちゃん訪問員フォロー講座の実施
協働団体等	民児協、子育てボランティア、その他
区担当所管	地域支援担当



取組名	38 中・高校生のボランティア体験学習
概要	中・高校生の保育体験学習の受け入れを行い、保育士職の理解を深めます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男性の育児参加事業等の子育て支援事業における中・高校生ボランティア受け入れの実施
区担当所管	保育所等・地域連携



取組名	39 川崎区内専門職の人材育成 <small>新</small>
概要	区内に在勤・在住の専門職に対してスキルアップのための研修会や情報交換などを実施し、区内における相談支援体制の充実に向けて取り組みます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スキルアップ研修会及び情報交換の実施 ◆ 区内専門職からの相談対応
区担当所管	地域支援担当、保育所等・地域連携



認知症を理解して地域で支えよう！

認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症について理解し、地域で見守っていくことが必要です。

●認知症サポーターになろう！

認知症サポーター養成講座を受けると、認知症の人と家族への応援者である「認知症サポーター」になれます。認知症の人が困っていたら、声掛けやちょっとした手助けをしたり、友人や家族に学んだ知識を伝えるなど、自分のできる範囲で活動していきましょう。

●認知症キャラバンメイトになろう！

認知症の知識をみんなに広めていきたい！という方は、認知症キャラバンメイト研修会を受けて登録すると、認知症サポーター養成講座の講師として活動することができます。

さらに、区役所ではキャラバンメイト連絡会も開催しており、キャラバンメイト同士の情報交換や最新の認知症に関する情報を得ることができ、スキルアップの場になっています。



サポーターの証として
オレンジリングが
もらえます！

主要な取組

「基本目標2 安心して暮らせる地域づくり」の主要な取組は次の2つです。



多くの人に的確に情報を届ける仕組みの充実

取組名 地域の保健福祉情報発信事業

(基本方針1)

必要な人に必要な情報が届くよう、区内の保健、福祉、子育てに関する情報を掲載したチラシとポスターを様々な機会を通して配布します。また、区ホームページに掲載するなど、幅広い世代へ情報発信していきます。

《年次計画》

平成30年度の主な取組内容	平成31年度	平成32年度
「川崎区地域保健福祉かわら版（通称ぽかぽか通信）」チラシなどの作成及び配布	→	取組推進
「ぽかぽか通信」の周知や広報手法の検討及び実施	→	取組推進

【協働団体等】地域活動団体

【区担当所管】地域ケア推進担当



高齢者・子ども・障害者などの福祉施設や、地域保健福祉関連イベント、講座の情報、地域の取組についての紹介など、取材を交えて掲載しています。

区ホームページには、取材した模様を詳しく掲載しています！



町内会・自治会の回覧板で見ることができます！

区役所や支所、教育文化会館、プラザ大師・田島、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、老人いこいの家などにも置いてあります。



支援を必要としている人を必要な支援につなげる取組

取組名 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業 (基本方針2)

日本語に不慣れな子どもや保護者を支援するため、幼稚園や学校等の子ども支援機関からの申請に基づき通訳の派遣や翻訳を行います。また、通訳・翻訳ボランティアの育成に向けた支援を行います。

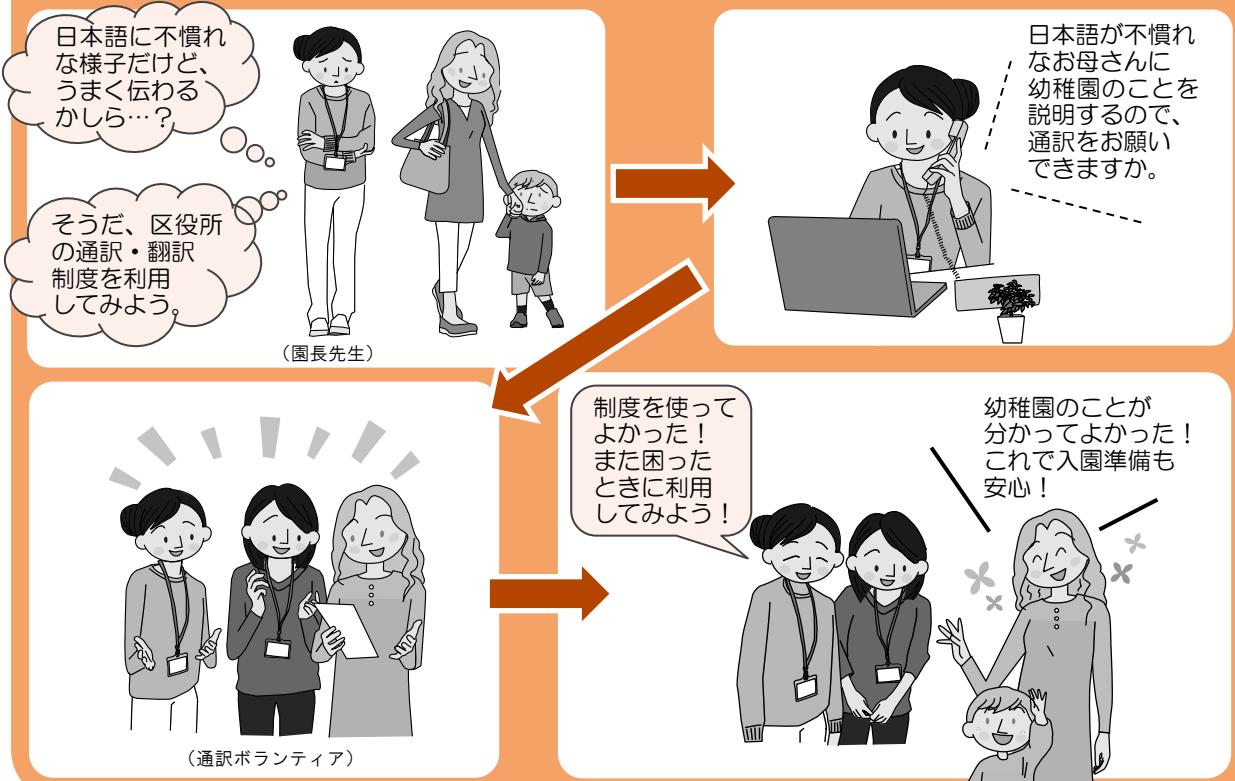
《年次計画》

平成30年度の主な取組内容	平成31年度	平成32年度
子ども支援機関通訳・翻訳支援の実施	→	取組推進
通訳・翻訳ボランティアの育成に向けた研修の実施及び交流の推進	→	取組推進

【区担当所管】地域ケア推進担当

～例えば、こんな通訳事例があります～

＜日本語が不慣れな外国人のお母さんに幼稚園のことを説明する場合＞



その他、学校の個人面談、進路相談の通訳や、入園・入学に関する案内の翻訳などを行います。

川崎区社会福祉協議会の取組



「基本目標2 安心して暮らせる地域づくり」に関する取組は次のとおりです。

★重点事業

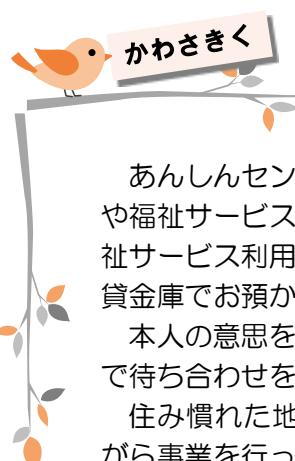
取組名	概要
総合相談支援事業 (福祉なんでも相談)	地域においてどこに相談をすればよいか分からない生活上の困りごとなどを受け止め、必要に応じて関係機関・団体やボランティアなど、地域の様々な力をつなげて解決に向けた支援を行います。また、制度の狭間の問題など個別の課題を地域の課題として共有する場を設け、課題への対応がスムーズに進むよう新たな仕組みづくりに取り組んでいきます。
広報啓発事業	川崎区社協広報紙「ウェーブ」や川崎区ボランティアセンター情報紙「いっぽ」の発行により、多くの区民に楽しんで読んでもらえるよう魅力ある内容を検討し、地域福祉の情報を発信します。また、ホームページを新しいシステムにリニューアルし、スマートフォンやタブレットからも閲覧しやすくします。

★その他の取組

- ・ボランティア相談と紹介・調整
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・福祉機器等貸出事業
- ・福祉用具のリユース（再利用）等有効活用事業
- ・年末支援金配布事業



広報紙「ウェーブ」

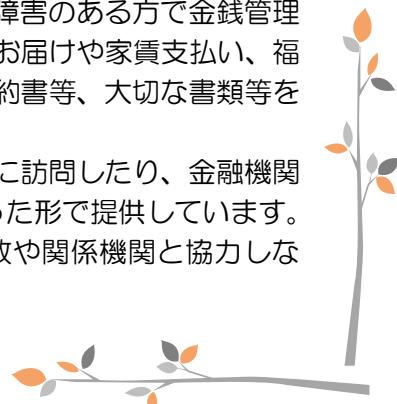


くらしのあんしんをおてつだい 「日常生活自立支援事業」

あんしんセンターでは、地域で生活をされている高齢の方や障害のある方で金銭管理や福祉サービスの利用契約等に不安のある方に対し、生活費のお届けや家賃支払い、福祉サービス利用に向けての支援を行っています。また証書や契約書等、大切な書類等を貸金庫でお預かりするサービスも行っています。

本人の意思を尊重しながらのサービスとなりますので、自宅に訪問したり、金融機関で待ち合わせをしたり、支援の場所、回数もその方の生活に合った形で提供しています。

住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう行政や関係機関と協力しながら事業を行っています。

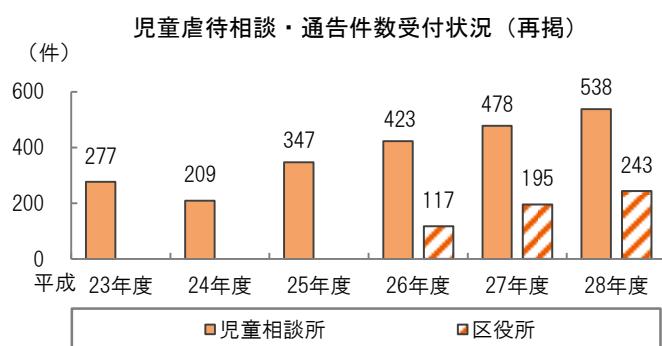


基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくりに関する区の現状からみえた課題や第4期計画からの継続課題は次のとおりです。

区の現状

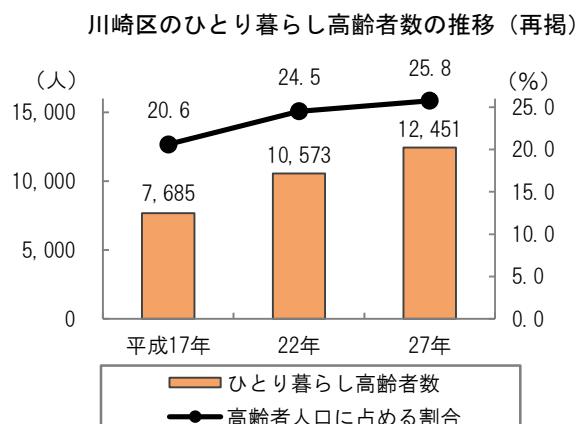
➡ 儿童虐待相談・通告件数は増加傾向



児童相談所、区役所で受け付ける児童虐待相談・通告件数は増加傾向にあります。

資料：川崎市こども未来局「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書及び報道発表資料「平成28年度児童相談所・区役所における児童虐待相談・通告件数」

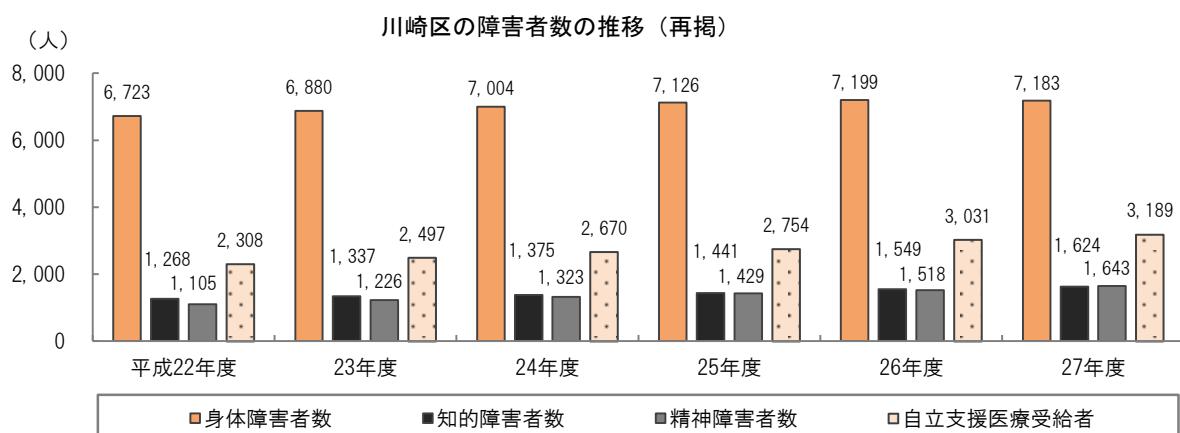
➡ ひとり暮らし高齢者や障害のある人が増加傾向



平成27(2015)年の国勢調査では、ひとり暮らし高齢者数は12,000人を超え、高齢者人口の25.8%となっています。

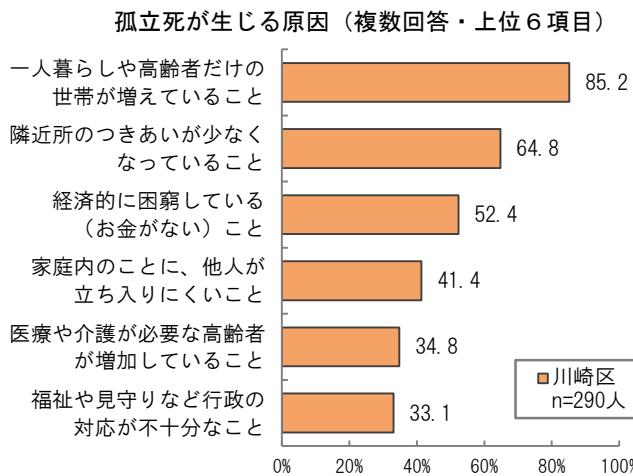
また、この5年間で障害のある人の数も増えています。

資料：国勢調査



資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）
※知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

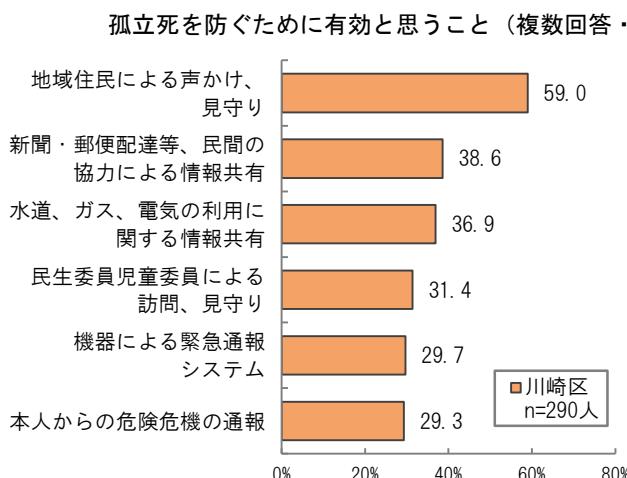
➡ 孤立死が生じる原因として問題だと思うことは「一人暮らしや高齢者だけの世帯が増えている」が8割超



地域福祉実態調査によると、孤立死が生じる原因として問題だと思うことは「一人暮らしや高齢者だけの世帯が増えていること」が85.2%、「隣近所のつきあいが少なくなっていること」が64.8%となっています。

資料：第4回川崎市地域福祉実態調査（平成28年度）

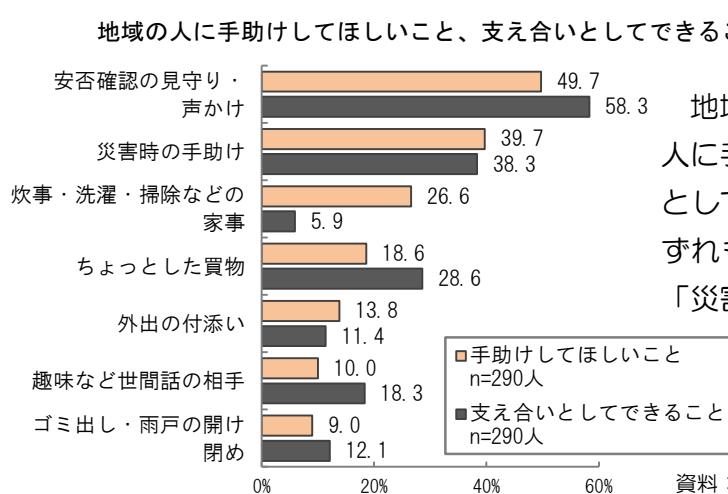
➡ 孤立死を防ぐために有効だと思うことは「地域住民による声かけ、見守り」「新聞・郵便配達等、民間の協力による情報共有」



地域福祉実態調査によると、孤立死を防ぐために有効だと思うことは「地域住民による声かけ、見守り」が59.0%、「新聞・郵便配達等、民間の協力による情報共有」が38.6%となっています。

資料：第4回川崎市地域福祉実態調査（平成28年度）

➡ 地域の人に手助けしてほしいこと、支え合いとしてできることは「安否確認の見守り・声かけ」「災害時の手助け」



地域福祉実態調査によると、地域の人に手助けしてほしいこと、支え合いとして自分でできることの上位は、いずれも「安否確認の見守り・声かけ」「災害時の手助け」となっています。

資料：第4回川崎市地域福祉実態調査（平成28年度）

現状からみえた課題

- ✓ 児童虐待相談・通告件数は増加傾向にあり、児童相談所、区役所には関係機関や地域の人たちからの相談も多く寄せられています。次世代を担う子どもたちの育ちを地域全体で見守るため、支援が必要と思われる子どもを適切につなげていくための仕組みづくりが必要です。
- ✓ 川崎区では高齢化の進展とともにひとり暮らし高齢者も増加しており、高齢者の約4人に1人がひとり暮らしという状況です。高齢化が進むと、認知症高齢者も増えることが予測され、また、障害のある人も増加しており、障害のある人の高齢化による課題も考えなければなりません。高齢者、障害者の支援機関の連携や医療、介護、福祉の連携を強化していく必要があります。
- ✓ 孤立死が生じる原因として問題だと思うことは、「一人暮らしや高齢者だけの世帯が増えていること」や「隣近所のつきあいが少なくなっていること」が多くあげられており、それを防ぐために有効だと思うことは、「地域住民による声かけ、見守り」や「新聞・郵便配達等、民間の協力による情報共有」が上位にあげられています。地域の人や、民間企業、活動団体、行政が連携したネットワークをつくり、対応していく必要があります。
- ✓ 地域の人に手助けしてほしいこと、支え合いとして自分でできることの上位にあげられている「安否確認の見守り・声かけ」「災害時の手助け」「ちょっとした買い物」などは、必要としている人と手助けできる人をマッチングする仕組みづくりが必要です。

第4期計画からの継続課題

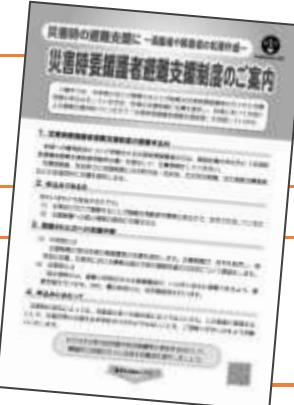
- 関係機関が情報を共有し、必要な支援につなげることができる仕組みをつくること。
- 地域づくりを推進していくため、区民、活動団体、事業者、行政等が連携を強化し、見守り・支え合いのネットワークを形成していくこと。

これらの課題を踏まえ、「基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり」に向けて、2つの方針を定め、取組を展開していきます。

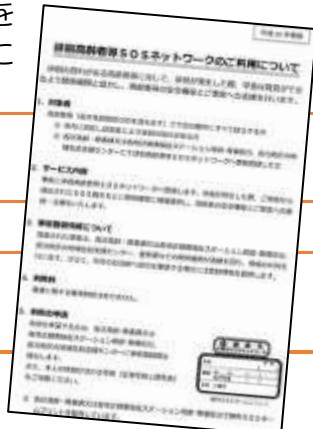

具体的な取組

基本方針1 支援につながる仕組みづくりに取り組みます。

取組名	40 災害時要援護者避難支援体制の充実
概要	地域における共助による災害時要援護者避難支援制度に係る登録申請の受付、データ作成及び支援組織との連絡調整や避難支援制度の普及啓発を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時要援護者避難支援制度に係る登録者データ等の作成及び支援組織への情報提供 ◆ 関連事業を通じた避難支援制度の普及啓発
協働団体等	自主防災組織、民児協、その他
区担当所管	危機管理担当、高齢・障害課、地域ケア推進担当、大師支所区民センター、大師地区健康福祉ST、田島支所区民センター、田島地区健康福祉ST



取組名	41 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業等の推進
概要	関係機関のネットワークによって徘徊高齢者の安全を守り、その家族等への支援を行うとともに、認知症についての普及啓発を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業の事前登録、徘徊時の支援、徘徊高齢者などの保護等の実施
協働団体等	地域包括支援センター
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉ST、田島地区健康福祉ST



取組名	42 ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進
概要	民生委員児童委員協議会の協力により、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問調査し、必要に応じて見守りにつなげるなど、地域における高齢者の見守りを推進します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 75歳以上のひとり暮らし等高齢者見守り調査の実施 ◆ 見守りが必要な高齢者等に対する見守りの実施
協働団体等	民児協
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉ST、田島地区健康福祉ST



取組名	43 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及啓発
概要	認知症などで判断能力が不十分な人などの権利を守り、地域で自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業へつなぐための普及啓発を行います。
主な取組内容	◆ 金銭管理が困難な高齢者及び障害者に関する相談時のあんしんセンターへの紹介
協働団体等	あんしんセンター（区社協）
区担当所管	高齢・障害課、保護第1課・第2課、大師地区健康福祉ST、田島地区健康福祉ST



取組名	44 成年後見制度の普及啓発
概要	判断能力が十分でない人の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした成年後見制度を円滑に利用できるよう、普及啓発を行います。
主な取組内容	◆ 金銭管理や身上監護で成年後見制度を必要とする対象者への情報提供及び制度利用の支援
協働団体等	地域包括支援センター、障害者相談支援センター
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉ST、田島地区健康福祉ST



取組名	45 高齢者虐待への支援体制の充実
概要	高齢者虐待の相談支援を行います。
主な取組内容	◆ 地域包括支援センターと連携した「高齢者虐待対応マニュアル」に基づく適切な相談支援の実施 ◆ 警察や医療機関、介護支援専門員などの関係機関との連携推進
協働団体等	地域包括支援センター
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉ST、田島地区健康福祉ST

取組名	46 障害者虐待への支援体制の充実^新
概要	障害者虐待の相談支援を行います。
主な取組内容	◆ 障害者相談支援センターと連携した「障害者虐待対応マニュアル」に基づく適切な相談支援の実施 ◆ 障害者更生相談所、精神保健福祉センター等の専門機関との連携による障害特性に合った相談支援の実施 ◆ 警察や医療機関、サービス提供事業所などの関係機関との連携推進
協働団体等	障害者相談支援センター
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉ST、田島地区健康福祉ST

取組名	47 養育状況等に課題のある要保護児童等への支援体制の充実
概要	要保護児童対策地域協議会による関係機関、団体等との地域ネットワークにより、保護や支援を必要とする児童等を早期発見し、適切な支援につなげます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催 ◆ 個別相談等による状況の把握及び警察署、医療機関、児童相談所等の関係機関と連携した対応の実施 ◆ スクールソーシャルワーカーによる関係機関と連携した支援
協働団体等	民児協、幼稚園、保育所、小中学校、その他
区担当所管	地域支援担当、保育所等・地域連携、学校・地域連携



地域住民の多様な生活課題を制度や対象者による縦割りでなく、包括的に支援する仕組みを構築したいと願う川崎区内の相談支援専門職の有志により、平成26年9月に「川崎区機関連携会議」が立ち上がりました。

メンバーは、高齢者・障害者・子ども・外国人・医療・区役所等の相談支援従事者30名ほどで、月に1回、夜間に事例検討を中心とした勉強会を開催しています。回を重ねるごとに「顔の見える関係」ができ、日ごろの業務でも相談・連携し合える関係が作られてきています。



基本方針2　区民・団体・行政等の連携による支援体制づくりに取り組みます。

取組名	48 地域包括支援センターとの連携
概要	地域包括支援センターと連携し、区における課題抽出や検討、ネットワークの構築等を協議し、区における地域ケア体制の充実に向けて取り組みます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域ケア推進会議の開催 ◆ 地域ケア圏域会議及び個別ケア会議への支援 ◆ 地域包括支援センター連絡会議の開催
協働団体等	地域包括支援センター
区担当所管	地域支援担当

取組名	49 障害者相談支援センターとの連携
概要	障害者相談支援センターと連携し、相談支援やケア会議、サービス調整会議等を通して、障害者への具体的支援の検討と対応・情報交換・社会資源発掘に努め、質の高い支援の充実に向けて取り組みます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談支援、ケア会議、サービス調整会議等の開催
協働団体等	障害者相談支援センター
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉ST、田島地区健康福祉ST

取組名	50 社会福祉協議会との連携
概要	区社会福祉協議会との連携及び協力を通じて各種サービス提供や地域福祉の普及、地域の課題解決に向けた検討を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者、障害者の各種サービス、在宅サービスの提供 ◆ 連携会議の開催
協働団体等	民児協
区担当所管	高齢・障害課、地域ケア推進担当、大師地区健康福祉ST、田島地区健康福祉ST

取組名	51 川崎区在宅療養推進協議会との連携^新
概要	川崎区在宅療養推進協議会と連携し、安心して在宅で医療・看護・介護・福祉等一体となったケアが受けることができるよう、在宅療養についての多職種連携や普及啓発を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 様々な機会を活用した在宅療養についての普及啓発の実施
協働団体等	医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、地域包括支援センター、訪問介護ステーション、介護支援専門員連絡会、その他
区担当所管	地域ケア推進担当

取組名	52 地域見守りネットワーク事業
概要	地域見守りネットワーク事業の協力事業者との連携により、細やかなネットワークを構築します。
主な取組内容	◆ 地域見守りネットワーク事業協力事業者との連携した見守り活動の実施
協働団体等	地域見守りネットワーク事業協力事業者
区担当所管	地域ケア推進担当



取組名	53 子ども見守り活動
概要	町内会・自治会やPTAなどとの連携により、小学生の登下校の時間帯に見守り活動を実施し、子どもの安全確保対策及び地域と学校とのつながりを強化します。
主な取組内容	◆ 登下校時の見守り活動の実施
協働団体等	町内会・自治会、小学校PTA、その他



取組名	54 こども総合支援ネットワーク環境整備事業
概要	子育て支援関係機関が集い、子育てに関する情報交換や課題を共有し、連携を強化します。
主な取組内容	◆ こども総合支援ネットワーク会議の開催 ◆ 課題別部会の開催 ◆ 子育て支援に関する講演会の開催
協働団体等	民児協、区社協、地域子育て支援センター、こども文化センター、幼稚園、保育所、学校、その他
区担当所管	地域ケア推進担当



取組名	55 川崎区幼保小連携事業
概要	幼稚園、保育所、小学校等との連携を深め、子どもの連続した育ちを支援します。また、区教育担当との会議や幼稚園・保育所・小学校等の組織の代表による会議などを開催し、学校や子どもに関する様々な課題への対応の検討を行います。
主な取組内容	◆ 代表者連絡会等の実施 ◆ 就学を控えた幼稚園及び保育所等に在籍していない子を対象とした交流保育の実施
協働団体等	幼稚園、保育所、小学校、その他
区担当所管	保育所等・地域連携



取組名	56 川崎区地域自立支援協議会
概要	障害者福祉の関係者が幅広く参加し、定期的な協議を行うことで、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりや安心して生活できる地域づくりを推進します。
主な取組内容	◆ 地域自立支援協議会の開催
協働団体等	障害者相談支援センター、その他
区担当所管	高齢・障害課



取組名	57 川崎区健康づくり推進連絡会議
概要	区内の関係機関・団体と連携し、必要な取組の展開によるかわさき健康づくり21の推進と区民の健康課題の解決を図ります。
主な取組内容	◆ 健康づくり推進連絡会議の開催
協働団体等	医師会、歯科医師会、町内会・自治会、民児協、地域活動団体、学校、その他
区担当所管	地域支援担当

取組名	58 川崎区食育推進分科会
概要	川崎市食育推進計画に基づき、区内の関係機関・団体が連携して食生活を通じた健康づくりの普及啓発を行います。
主な取組内容	◆ 食育推進分科会の開催
協働団体等	食生活改善推進員連絡協議会、企業、栄養士会、食品衛生協会、地域活動団体、こども文化センター、幼稚園、保育所、学校、その他
区担当所管	地域支援担当



取組名	59 地域マネジメントの推進^新
概要	関係団体や地域住民と課題を共有及び検討し、身近な地域づくりを推進します。
主な取組内容	◆ 地区カルテ等を活用したワークショップの実施による課題の共有及び検討
協働団体等	町内会・自治会、民児協、区社協、その他
区担当所管	地域ケア推進担当、地域支援担当

取組名	60 川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議^新
概要	地域の課題等について、様々な関係機関と情報の共有及び検討するためのネットワーク会議を開催し、川崎区における地域包括ケアシステムを推進します。
主な取組内容	◆ 地域包括ケアシステムネットワーク会議の開催
協働団体等	町内会・自治会、民児協、区社協、その他
区担当所管	地域ケア推進担当



「私たちの地域」についてみんなで考えてみよう！

いつまでも住み慣れた地域で暮らすために、自分でできること、地域でできることって何だろう？

少子高齢化社会の現代、これから地域の姿をみんなで考え、地域づくりを進めていく必要があります。

統計データや課題、地域活動についてまとめた「地区カルテ」等を活用し、自分たちの地域を知り、いつまでも安心して暮らせるために、みんなで考えてていきましょう。



主要な取組

「基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり」の主要な取組は次のとおりです。



地域のことを考えるネットワークを構築する取組

取組名 **川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議** (基本方針2)

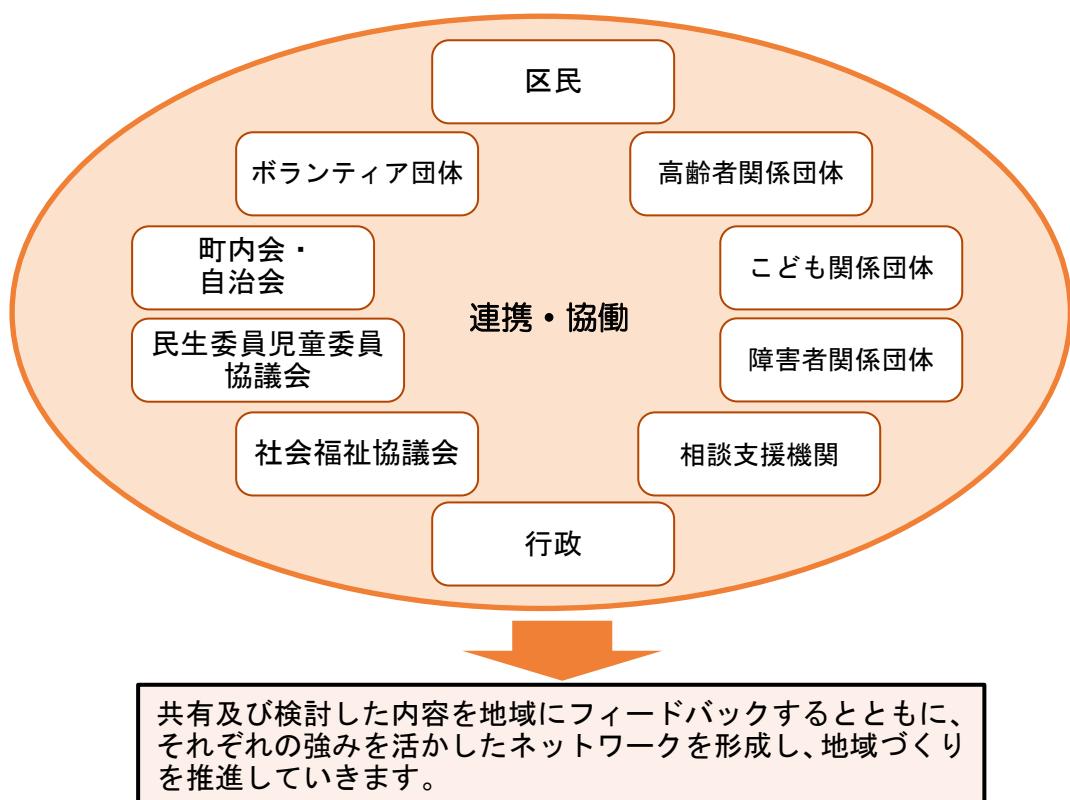
川崎区における地域包括ケアシステムを構築するため、川崎区地域福祉計画推進会議を地域包括ケアシステムネットワーク会議と位置付け、多様な主体と連携・協働し、それぞれの取組や地域の課題等について情報を共有するとともに、様々な視点から検討を行います。

《年次計画》

平成30年度の主な取組内容	平成31年度	平成32年度
地域包括ケアシステムネットワーク会議の開催	→	取組推進

【協働団体等】町内会・自治会、民児協、区社協、その他

【区担当所管】地域ケア推進担当



川崎区社会福祉協議会の取組



「基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり」に関する取組は次のとおりです。

★重点事業

取組名	概要
災害支援の取組	行政や関係機関、町連や民児協など地域の関係団体と連携し、災害対策・支援についての取組情報を収集の上、ニーズを把握・整理し、住民へ正しい情報を提供するとともに、災害ボランティアセンターの体制づくりをめざします。
地域生活支援SOS かわさき事業への協力	川崎市社協が行う「地域生活支援SOSかわさき事業」について、区社協としてネットワーク体制づくりや相談対応への協力支援等を行います。 ●地域生活支援SOSかわさき事業とは 各専門分野（高齢、障害、保育、児童）の担当を配置し、各分野が横断的につながったネットワーク体制をつくり、複雑かつ複合的な福祉・生活課題の相談対応を図っていく取組です。

★その他の取組

- ・福祉ニーズ調査・検討事業
- ・神奈川県共同募金会川崎市川崎区支会の団体事務
- ・川崎区民生委員児童委員協議会の団体事務

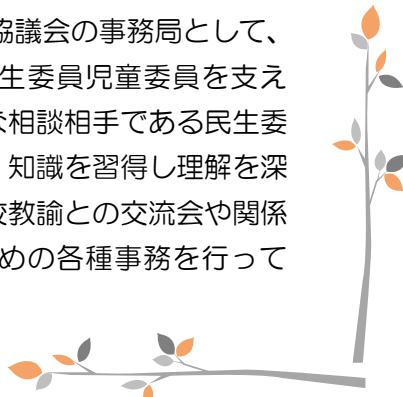


区役所主催の防災訓練にブースを出展



これからの民生委員児童委員活動に関するスローガン 「支えあう 住みよい社会 地域から」

川崎区民生委員児童委員協議会の事務局として、日々地域で活動している民生委員児童委員を支えています。住民の最も身近な相談相手である民生委員児童委員の広報啓発活動、知識を習得し理解を深めるための研修会、小中学校教諭との交流会や関係機関との連携強化をするための各種事務を行っています。



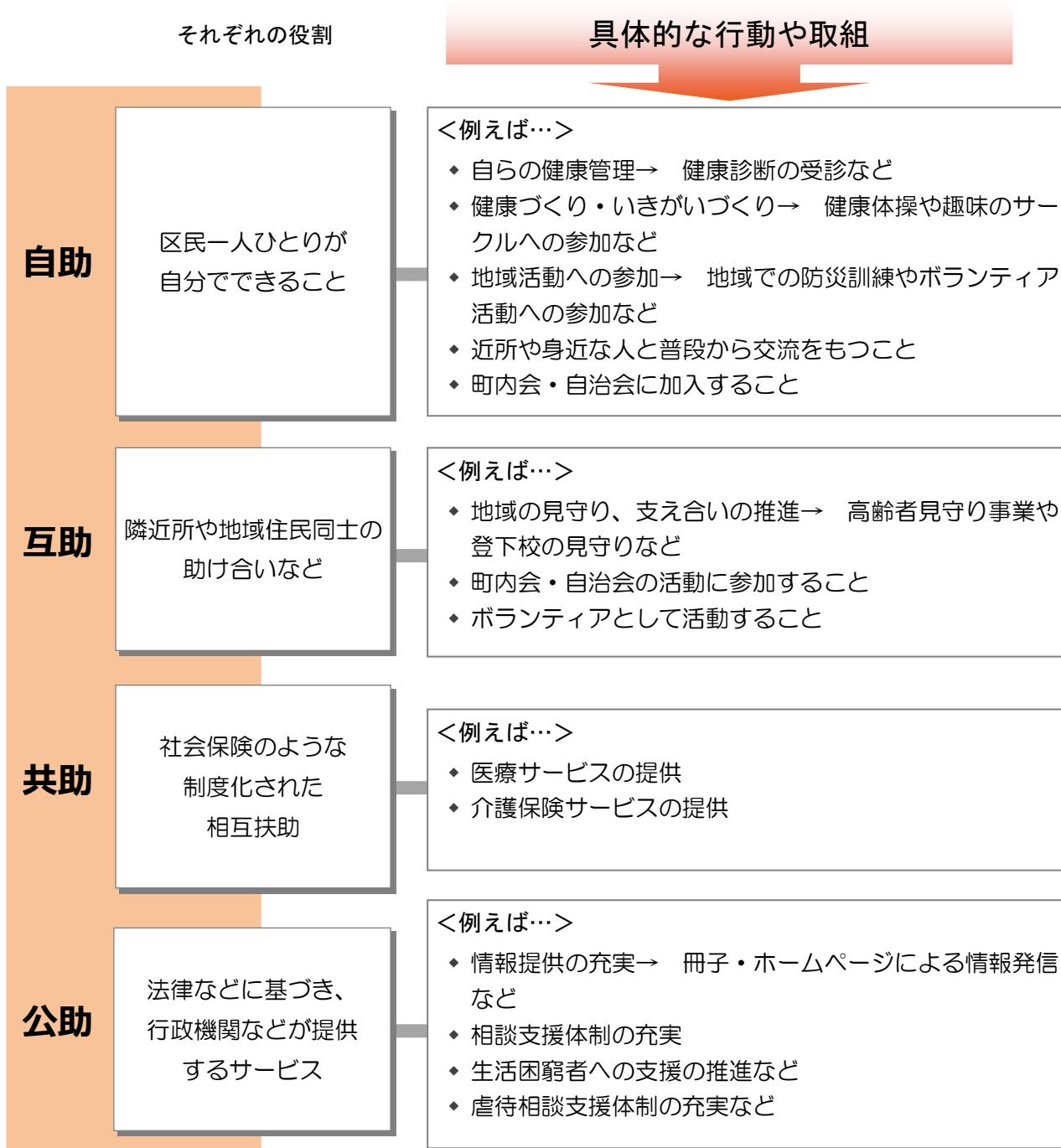
第3章

第5期計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 自助・互助・共助・公助による推進

この計画を推進するためには、区民が主体となってできることに取り組み、地域の活動団体・組織、企業、行政などが力を合わせて地域課題を解決していきます。



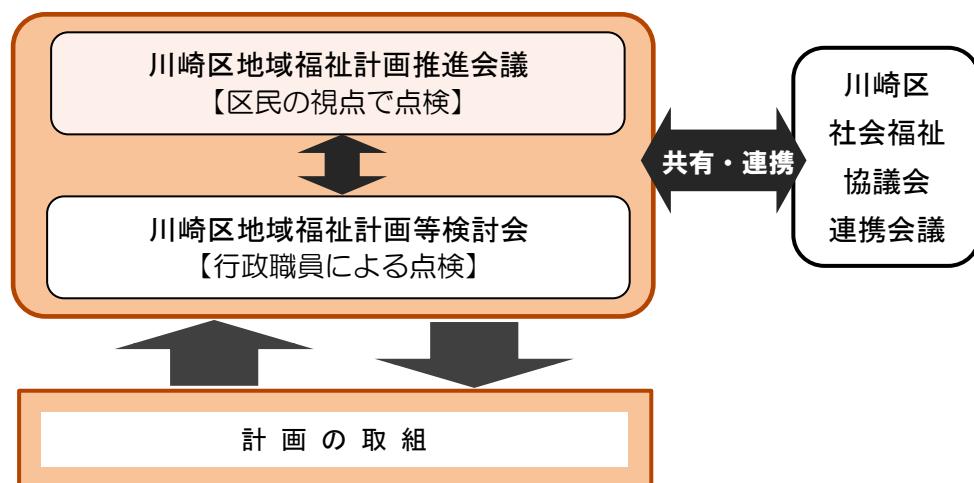
(2) 川崎区社会福祉協議会との連携による推進

共通の理念の実現に向けて連携会議等を通じて、地域の情報や課題を共有し、お互いの役割を明確にしていくとともに相互に補完し合いながら、計画を推進していきます。

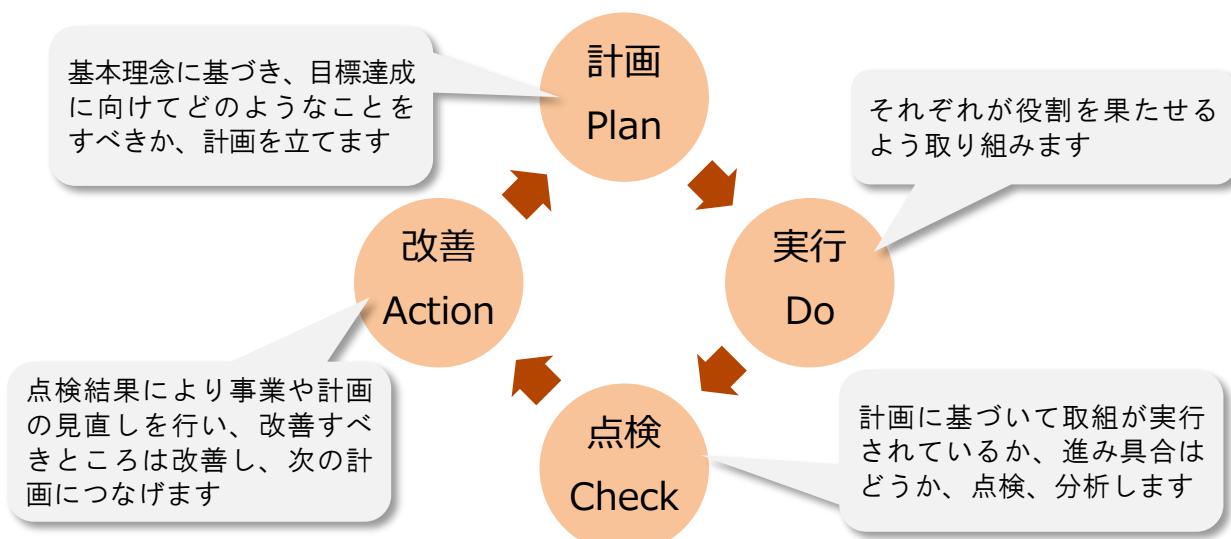
2 計画の進行管理

川崎区地域福祉計画推進会議や川崎区地域福祉計画等検討会において、PDCAサイクルにより、進捗状況の管理・点検を行います。そして、次年度に向けての課題・展開・事業内容の見直しなどを検討し、計画を推進します。

計画の進行体制



PDCAサイクル



資料編

(1) 第5期川崎区地域福祉計画策定の経過

年月日	会議等	主な内容
平成 28 年 10月	第4回 川崎市地域福祉実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活課題に関する調査 ・地域福祉活動に関する調査
平成 29 年 4月 18 日	第1回 区社協・区役所連携会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定スケジュールの確認 ・両計画の共有方法の検討
5月 12 日	第1回 川崎区地域福祉計画等検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期計画の進捗状況報告
5月 26 日	第2回 区社協・区役所連携会議	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の共有について検討
6月 1 日	第1回 川崎区地域福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期計画の進捗状況報告 ・地域課題の抽出 ・第5期計画の基本理念の検討
6月 23 日	第2回 川崎区地域福祉計画等検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期計画の基本理念の確認 ・地域課題の整理 ・第5期計画骨子案の検討 ・第5期計画の主要な取組の検討
7月 25 日	第2回 川崎区地域福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の整理 ・第5期計画骨子案の確認 ・第5期計画の主要な取組の確認
8月	庁内ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期計画に係る取組の検討
9月 20 日	第3回 川崎区地域福祉計画等検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期計画素案の検討
10月 11 日	第 10 回 区社協・区役所連携会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期計画に係る区社協取組の検討
10月 23 日	第3回 川崎区地域福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期計画素案の最終確認
12月 1 日～ 平成 30 年 2月 5 日	パブリックコメント	意見募集
1月 19 日	区民説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期計画（案）の説明
2月 15 日	第4回 川崎区地域福祉計画等検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・区民説明会及びパブリックコメントの結果報告 ・第5期計画（案）の検討
2月 16 日	第 12 回 区社協・区役所連携会議	<ul style="list-style-type: none"> ・区民説明会及びパブリックコメントの結果報告 ・第5期計画（案）の確認
3月 5 日	第4回 川崎区地域福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・区民説明会及びパブリックコメントの結果報告 ・第5期計画（案）の最終確認

※区社協・区役所連携会議については、地域福祉（活動）計画を議題にしている回のみ記載

(2) 川崎区地域福祉計画推進会議委員名簿

任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日

氏名	所属
新井 容子	出来野ルーテル保育園
池田 ハルミ	川崎区まちづくりクラブ
伊藤 真二	区民公募
梅本 誠	区民公募
江守 千恵子	地域の縁側「江守さん家」
木村 隆久	大師地区老人クラブ連合会
栗原 佐代里	しおん地域包括支援センター
小泉 忠之	区長推薦
鈴木 真	川崎区医師会
田副 武征	川崎区連合町内会
中鉢 忠秋	大師地区身体障害者協会
塚原 晴美	川崎区P.T.A協議会
仁科 淳子	川崎区介護支援専門員連絡会
松村 洋一	川崎区社会福祉協議会
三橋 由佳	かわさき基幹相談支援センター
峯尾 照	川崎区民生委員児童委員協議会
雨宮 文明	川崎区役所保健福祉センター
佐藤 宏	川崎区役所保健福祉センター

(五十音順 敬称略)

(3) 川崎区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎区地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、地域福祉計画の推進に関し、次に掲げる事項について、推進会議の委員の意見を求める。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、推進会議で必要と認める事項

2 区長は、前項に定めるもののほか、地域包括ケアシステムの構築に関し、その取組その他必要と認める事項について、推進会議の委員の意見を求めることができる。この場合において、推進会議は、川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議とみなす。

(委員)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体の代表
- (3) 市民団体、ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (4) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (5) 公募による市民
- (6) その他区長が特に認めた者

(開催期間)

第4条 推進会議の開催期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、必要に応じて開催することとする。

(関係者の出席)

第5条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、川崎区役所保健福祉センター地域ケア推進担当において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

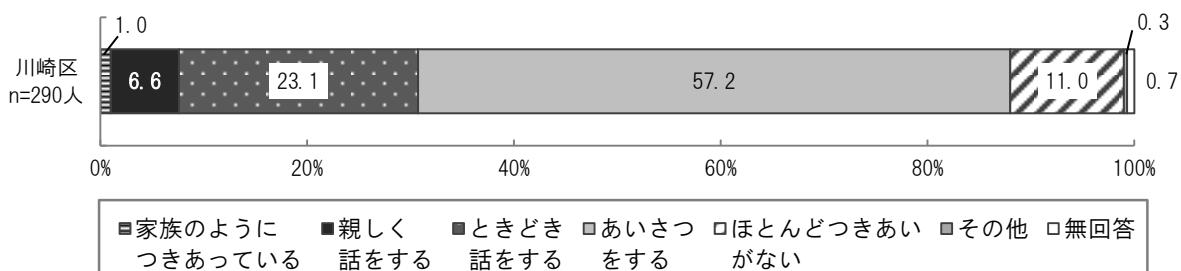
(4) 第4回川崎市地域福祉実態調査（川崎区の集計結果）

平成28（2016）年10月に実施された「第4回川崎市地域福祉実態調査」のうち、「地域の生活課題に関する調査」の川崎区の主な集計結果です。

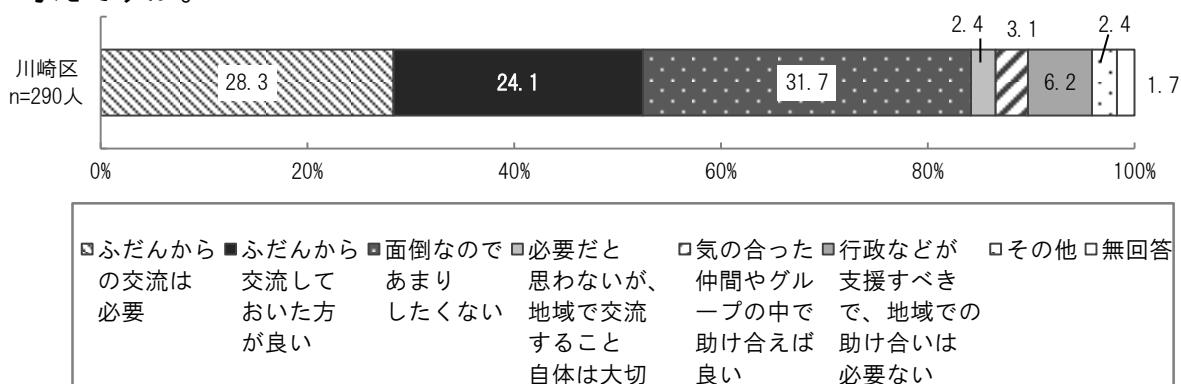
【調査の概要】

- ・20歳以上の男女から各区850人を無作為抽出し、郵送による配布・回収
- ・川崎区の回収数290、回収率34.1%

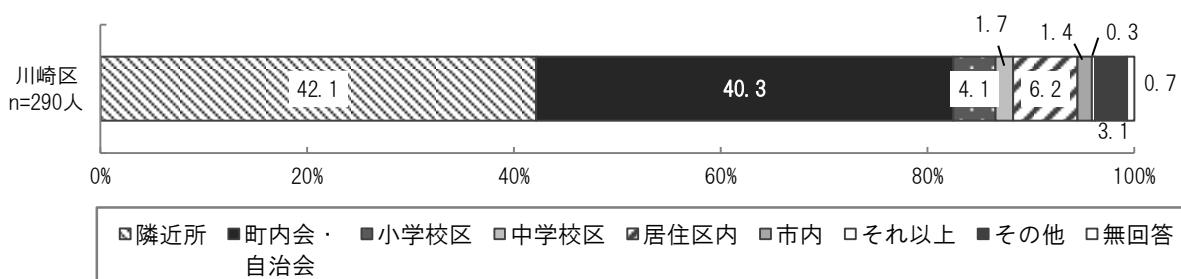
① あなたは、ふだんご近所の方とどの程度のつきあいをしていますか。



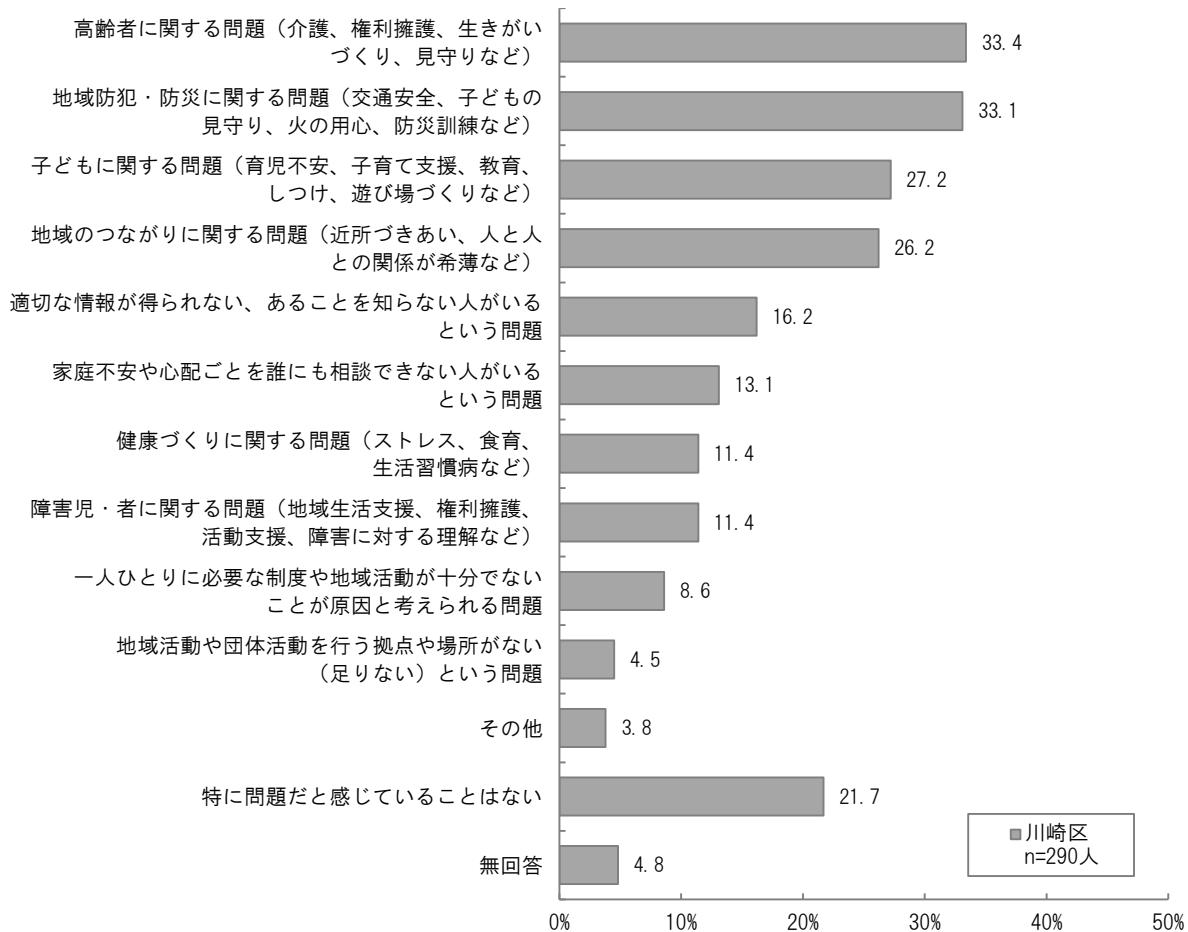
② あなたは、近所づきあいや地域住民同士の交流について、どの程度必要だとお考えですか。



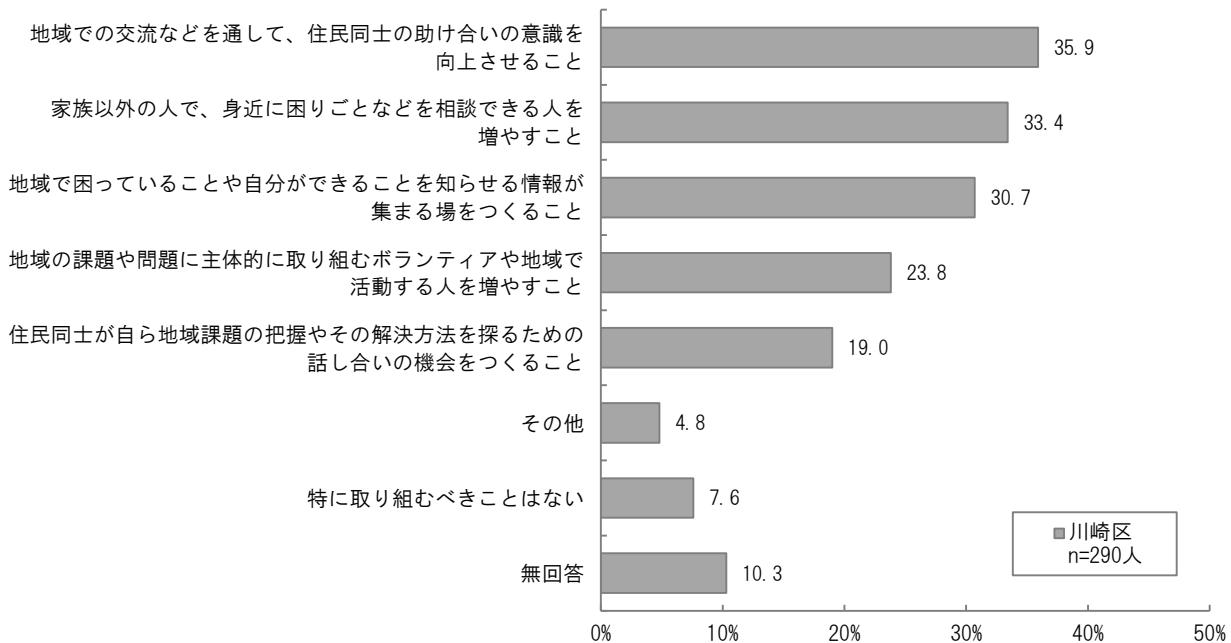
③ 助け合いをすることができる「地域」の範囲



④ 「地域」において問題になっていること（複数回答）

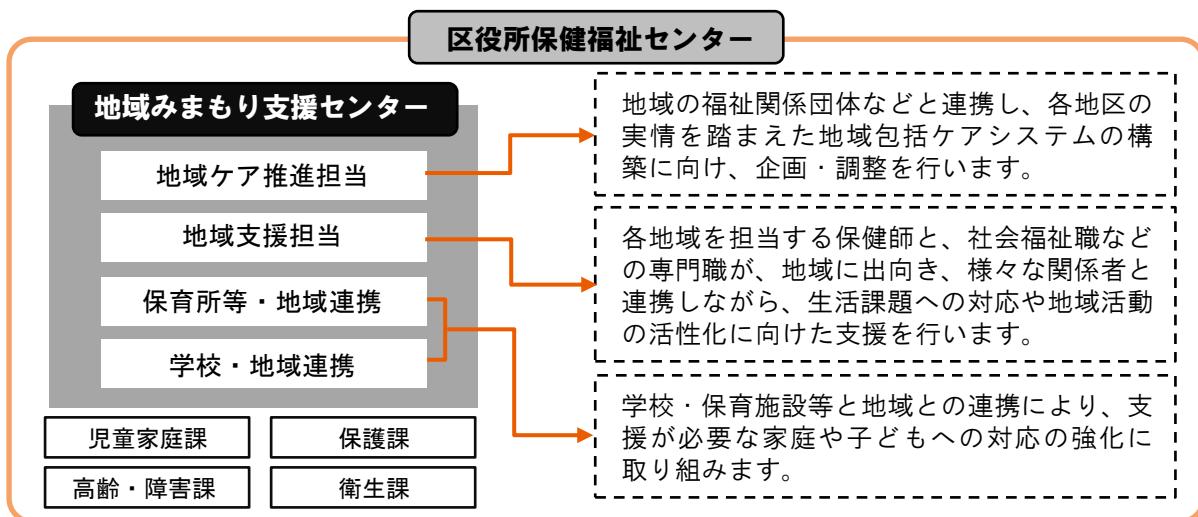


⑤今後、地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこととして、あなたはどのようなことが重要とお考えですか。（複数回答）



(5) 川崎区役所地域みまもり支援センター

平成 28 (2016) 年4月に設置した地域みまもり支援センターでは、生活課題を抱える住民に対する適切なケアの提供や地域課題の把握、地域のネットワークの構築など、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図っています。



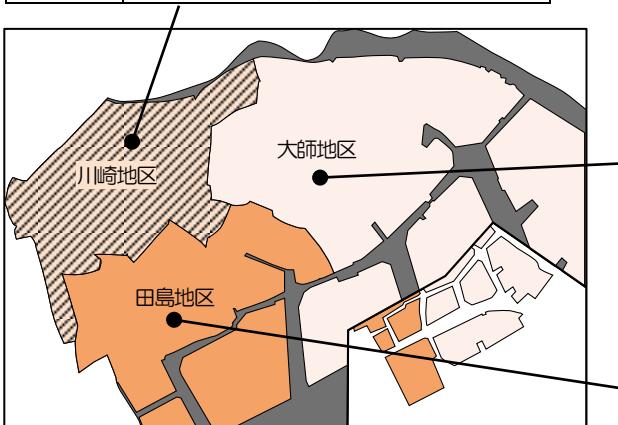
※大師・田島地区健康福祉ステーションには「地域支援・児童家庭（課）」を設置しました。

川崎区地域みまもり支援センター等との連携により地域包括ケアを推進します。

地域の状況や人口等を考慮しながら、各地区に担当の保健師を配置し、住民の方々と一緒に住みやすいまちづくりに向けて取り組んでいます。お困りのことがあれば、気軽にご相談ください。

【川崎地区】区役所地域みまもり支援センター
地区支援担当
TEL044-201-3216 FAX044-201-3293

地区	町丁名
中央第1	本町、堀之内町、旭町、富士見1丁目、宮本町、東田町、砂子、榎町、駅前本町、新川通、境町、宮前町、港町、鈴木町
中央第2	貝塚、元木、下並木、池田、京町、日進町、小川町、南町、堤根
大島	大島上町、中島、大島、富士見2丁目
渡田	小田1丁目、渡田、渡田向町、渡田新町、渡田山王町、渡田東町



例えば、こんなときにご相談ください



【大師地区】大師地区健康福祉ステーション地区支援担当
TEL044-271-0145 FAX044-271-0128

地区	町丁名
大師第1	大師駅前、川中島、伊勢町、藤崎
大師第2	四谷上町、四谷下町、観音、池上新町、台町
大師第3	殿町、出来野、大師河原、江川、田町、塩浜、日ノ出、夜光、浮島町、小島町、千鳥町、東扇島、水江町
大師第4	大師本町、大師町、東門前、昭和、中瀬、大師公園

【田島地区】田島地区健康福祉ステーション地区支援担当
TEL044-322-1978 FAX044-322-1994

地区	町丁名
田島	鋼管通、浜町、桜本、池上町、扇町、田島町、追分町、浅野町、南渡田町、扇島
小田	浅田、小田2～7丁目、白石町、大川町、田辺新田、小田栄

第5期川崎区地域福祉計画

平成30（2018）年3月

川崎市川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当

〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地

T E L 044-201-3210

F A X 044-201-3293

E-mail 61keasui@city.kawasaki.jp

表紙のイラスト：川崎区役所 浜辺 里子



川崎区